

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【政策局DX・AI戦略室】	4
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例【総務市民局人事部給与課】	5
○ 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【総務市民局人事部給与課】	7
○ 北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例【総務市民局人事部給与課】	38
○ 北九州市旅費条例の一部を改正する条例【総務市民局人事部給与課】	39
○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【総務市民局安全・安心推進部消費生活センター】	43
○ 北九州市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健所保健企画課】	44
○ 児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	45
○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課】	47
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【都市戦略局都市再生推進部緑政課】	49
○ 北九州市平尾台自然の郷条例の一部を改正する条例【都市戦略局都市再生推進部緑政課】	53
○ 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部予防課】	55
○ 北九州市モーターボート競走実施条例の一部を改正する条例【公営競技局総務課】	56
○ 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】	57

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】 6 1
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】 8 3
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】 8 4

◇ 規 則

- 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則【政策局DX・AI戦略室】 8 6
- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【政策局DX・AI戦略室】 8 8
- 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【総務市民局人事部給与課】 9 1
- 北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 9 2
- 北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 9 3
- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務市民局安全・安心推進部消費生活センター】 9 4
- 森林法に基づく火入許可に関する規則の一部を改正する規則【産業経済局農林水産部農林課】 9 5
- 北九州市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局予防部予防課】 9 6
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 9 7

◇ 告 示

- 指定管理者の指定【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 9 8
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 9 9

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程及び北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 106
- 北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 115

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程及び北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 116

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程及び北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 133

◇ 人事委員会

- 北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 143
- 初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 144
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 159
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 161
- 教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 162
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 172
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 191

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第 44 号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年北九州市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 6 の項を次のように改める。

6 削除		
------	--	--

別表第 2 の 9 の項を次のように改める。

9 削除		
------	--	--

別表第 2 の 10 の項特定個人情報の欄第 1 号の号番号を削り、同欄第 2 号を削り、同表の 12 の項特定個人情報の欄第 1 号の号番号を削り、同欄第 2 号を削り、同表の 13 の項特定個人情報の欄第 1 号の号番号を削り、同欄第 2 号を削り、同表の 17 の項特定個人情報の欄第 1 号の号番号を削り、同欄第 2 号を削り、同表の 20 の項特定個人情報の欄第 1 号の号番号を削り、同欄第 2 号を削り、同表の 22 の項を次のように改める。

22 削除		
-------	--	--

別表第 2 の 23 の項事務の欄中「母子保健法」の次に「（昭和 40 年法律第 141 号）」を加え、同表の 25 の項特定個人情報の欄第 1 号の号番号を削り、同欄第 2 号を削り、同表の 30 の項を次のように改める。

30 削除		
-------	--	--

別表第 2 の 32 の項特定個人情報の欄第 1 号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭和 25 年法律第 123 号）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第45号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1週間について」を「4週間を超えない期間につき1週間当たり」に改め、同条第2項中「除き、」の次に「4週間を超えない期間につき」を加える。

第3条第1項中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項中「又は」を削り、「ときは」を「とき、又は職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるときは」に改める。

第4条の見出しを「（週休日等）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項及び次条第4項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項又は第2項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設けることが公務の運営に支障がないと認める場合には、次条第1項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申告を経て、第1項又は第2項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設けることができる。

第4条の2に次の1項を加える。

4 任命権者は、職員について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき第2条第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第7条本文中「週休日」の次に「、第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日」を加える。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準

用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「第4条」を「第4条第1項から第3項まで」に、「以下」を「第21条の2第1項において」に改める。

第18条第2項中「第8条第1項」の次に「又は同条第2項の規定において読み替えて準用する同条第1項」を加える。

第19条第3項中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。

第21条の2第1項中「より週休日」の次に「、勤務時間条例第4条第4項に規定する勤務時間を割り振らない日」を加える。

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する

。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 46 号

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市職員の給与に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「31 万円」を「31 万 800 円」に改める。

第 15 条第 2 項第 2 号ウ中「7, 100 円」を「7, 300 円」に改め、同号エ中「1 万円」を「1 万 400 円」に改め、同号オ中「1 万 2, 900 円」を「1 万 3, 500 円」に改め、同号カ中「1 万 5, 800 円」を「1 万 6, 600 円」に改め、同号キ中「1 万 8, 700 円」を「1 万 9, 700 円」に改め、同号ク中「2 万 1, 600 円」を「2 万 2, 800 円」に改め、同号ケ中「2 万 4, 400 円」を「2 万 5, 900 円」に改め、同号コ中「2 万 6, 200 円」を「2 万 9, 100 円」に改め、同号サ中「2 万 8, 000 円」を「3 万 2, 300 円」に改め、同号シ中「2 万 9, 800 円」を「3 万 5, 500 円」に改め、同号ス中「3 万 1, 600 円」を「3 万 8, 700 円」に改める。

第 22 条第 1 項中「5, 300 円」を「5, 400 円」に、「7, 900 円」を「8, 100 円」に改める。

付則第 61 項第 2 号中「次号」の次に「及び付則第 68 項」を加え、付則第 69 項中「当分の間」を「令和 8 年 3 月 31 日までの間」に改め、同項を付則第 70 項とし、付則第 68 項を付則第 69 項とし、付則第 67 項の次に次の 1 項を加える。

68 令和 14 年 3 月 31 日までの間、定年条例第 6 条第 1 号に規定する職を占める定年前再任用短時間勤務職員が、第 8 条第 14 項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表第 8 の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。

付則別表第 7 の次に次の 1 表を加える。

付則別表第 8

給料表	職務の級	基準給料月額
行政職給料表	5 級	3 3 1 , 5 0 0 円
	6 級	3 7 3 , 3 0 0 円
	7 級	4 2 2 , 5 0 0 円
消防職給料表	5 級	3 3 1 , 5 0 0 円
	6 級	3 7 3 , 3 0 0 円
	7 級	4 2 2 , 5 0 0 円
研究職給料表	3 級	3 4 4 , 0 0 0 円
	4 級	3 8 5 , 7 0 0 円
医療職給料表 (2)	5 級	3 3 1 , 5 0 0 円

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
	1	202,100	268,000	293,800	301,000	341,300	372,700	434,400
	2	203,200	269,600	295,500	303,100	343,100	375,000	437,200
	3	204,300	271,000	297,400	305,000	344,800	377,400	439,900
	4	206,000	272,700	299,300	307,300	346,900	380,000	442,600
	5	207,700	274,400	301,000	309,100	348,400	382,200	445,400
	6	209,500	275,800	303,100	311,400	350,700	384,700	448,600
	7	211,200	277,400	305,000	313,500	352,600	387,100	451,800
	8	212,800	279,100	307,300	315,600	354,600	389,800	454,900
	9	214,200	280,800	308,900	317,400	356,200	392,100	458,100
	10	216,200	282,300	311,200	319,200	358,300	394,400	461,400
	11	218,000	283,600	313,300	321,000	360,200	396,400	464,700
	12	219,800	284,800	315,400	322,600	362,400	398,300	468,000
	13	221,700	285,400	316,900	324,400	364,200	400,100	471,300
	14	223,500	286,700	318,700	326,700	365,800	402,600	474,600
	15	225,200	288,100	320,600	328,900	367,500	405,100	477,700
	16	227,200	289,600	322,200	330,600	369,200	408,000	481,000
	17	229,000	291,000	323,600	332,700	370,800	410,700	484,200
	18	230,900	292,400	325,900	334,600	372,800	413,400	487,600
	19	232,800	294,000	328,000	336,600	374,900	416,200	490,900
	20	234,000	295,600	329,700	338,800	377,100	419,000	494,200
	21	235,100	297,200	331,700	340,600	378,900	421,500	497,600
	22	236,400	299,000	333,700	342,400	381,000	424,100	501,000
	23	237,500	300,700	335,300	344,100	383,100	426,700	504,500
	24	239,000	302,600	337,400	346,200	385,100	429,400	507,900
	25	240,500	303,800	338,900	347,500	387,100	431,700	511,000
	26	242,100	305,800	340,500	349,700	389,100	434,200	514,400
	27	243,600	307,500	341,900	351,500	390,700	436,700	517,800
	28	245,100	309,400	343,500	353,400	392,400	439,300	521,300
	29	246,500	310,700	344,800	355,000	393,600	441,800	524,500
	30	248,000	312,100	346,600	357,000	396,000	444,300	528,000
	31	249,300	313,700	348,100	358,800	398,000	446,800	531,400
	32	250,900	315,000	349,800	361,000	400,400	449,200	535,000
	33	252,500	316,600	351,300	362,600	402,500	451,600	538,200
	34	254,000	318,200	352,900	364,000	404,800	454,100	541,500
	35	255,500	319,900	354,300	365,700	406,900	456,600	544,800
	36	257,300	321,300	356,300	367,300	409,200	459,100	548,200
	37	258,700	323,300	357,700	368,700	411,100	461,500	551,300
	38	260,500	324,600	359,000	370,800	413,300	464,000	553,400
	39	262,000	326,100	360,500	372,700	415,500	466,200	555,500
	40	263,700	328,100	361,700	374,700	417,900	468,600	557,600
	41	264,900	329,700	362,700	376,400	420,100	471,100	559,600
	42	266,300	331,200	364,200	378,300	422,100	473,300	560,500

	43	267, 700	332, 500	365, 700	380, 200	424, 200	475, 500	561, 400
	44	269, 000	334, 200	367, 200	382, 100	426, 200	477, 700	562, 300
	45	270, 100	335, 600	368, 500	383, 400	428, 200	479, 800	563, 200
	46	271, 700	337, 200	369, 800	385, 500	430, 200	481, 600	563, 900
	47	273, 000	338, 900	371, 200	386, 900	432, 100	483, 500	564, 500
	48	274, 600	340, 400	372, 600	388, 500	434, 100	485, 400	565, 200
	49	275, 700	342, 100	373, 800	389, 800	436, 000	486, 900	566, 200
	50	276, 900	343, 500	374, 900	391, 700	437, 700	488, 600	567, 000
	51	277, 700	344, 700	376, 100	393, 300	439, 500	490, 300	567, 900
	52	278, 300	346, 400	377, 000	395, 100	441, 300	492, 100	568, 700
	53	278, 600	347, 700	377, 800	396, 900	442, 800	493, 800	569, 100
	54	279, 100	348, 800	379, 100	398, 700	444, 400	495, 600	569, 400
	55	279, 600	350, 100	380, 300	400, 400	445, 900	497, 200	570, 300
	56	280, 500	351, 300	381, 600	402, 200	447, 600	498, 900	571, 400
	57	281, 100	352, 400	383, 100	403, 500	449, 100	500, 600	572, 200
	58	281, 900	353, 500	384, 300	405, 000	450, 600	502, 300	
	59	282, 900	354, 300	385, 400	406, 500	451, 900	504, 000	
	60	284, 000	355, 300	386, 700	408, 000	453, 400	505, 800	
	61	284, 800	356, 200	387, 500	409, 400	454, 900	507, 400	
	62	285, 400	357, 200	388, 600	410, 600	455, 900	508, 800	
	63	285, 900	358, 000	389, 800	411, 800	457, 000	510, 000	
	64	287, 000	358, 900	391, 000	413, 000	458, 000	511, 100	
定年	65	287, 900	359, 400	392, 000	414, 000	458, 800	511, 800	
前再	66	289, 000	360, 100	392, 800	415, 000	459, 800	512, 200	
任用	67	290, 100	360, 900	393, 500	416, 000	460, 800	512, 600	
短時	68	291, 300	361, 500	394, 500	416, 900	461, 800	512, 900	
間勤	69	292, 100	362, 100	395, 300	417, 700	462, 600	513, 200	
務職	70	292, 800	363, 100	396, 200	418, 600	463, 600	513, 300	
員以	71	293, 400	363, 800	396, 800	419, 500	464, 500	513, 600	
外の	72	294, 400	364, 700	397, 700	420, 300	465, 500	513, 900	
職員	73	295, 200	366, 000	398, 500	421, 000	466, 400	514, 300	
	74	296, 000	367, 100	399, 200	421, 900	467, 300	514, 500	
	75	296, 900	368, 200	400, 000	422, 600	468, 300	514, 800	
	76	297, 500	369, 400	400, 800	423, 500	469, 300	514, 900	
	77	298, 100	370, 200	401, 500	424, 200	469, 800	515, 200	
	78	298, 800	371, 100	402, 300	425, 100	470, 700	515, 400	
	79	299, 600	372, 000	402, 900	425, 900	471, 300	516, 300	
	80	300, 300	372, 800	403, 700	426, 800	471, 900	517, 200	
	81	300, 800	373, 600	404, 000	427, 500	472, 100	518, 100	
	82	301, 300	374, 500	404, 700	428, 300	472, 400		
	83	301, 800	375, 200	405, 400	429, 100	472, 800		
	84	302, 400	376, 000	406, 200	430, 000	473, 100		
	85	302, 900	376, 800	406, 800	430, 600	473, 300		
	86	303, 400	377, 500	407, 400	431, 500	473, 500		
	87	303, 900	377, 900	407, 900	432, 400	473, 700		
	88	304, 700	378, 700	408, 600	433, 300	474, 000		
	89	305, 300	379, 600	409, 200	433, 800	474, 400		
	90	305, 600	380, 400	409, 900	434, 600	474, 700		
	91	305, 800	381, 100	410, 600	435, 300	475, 100		
	92	306, 000	381, 800	411, 300	436, 200	475, 300		
	93	306, 100	382, 400	411, 800	436, 800	475, 400		

94	306, 400	383, 100	412, 400	437, 600	475, 700		
95	306, 700	383, 700	412, 900	438, 500	476, 500		
96	306, 900	384, 500	413, 600	439, 400	477, 400		
97	307, 200	384, 900	413, 900	440, 000	478, 300		
98	307, 400	385, 600	414, 600	440, 700	479, 100		
99	307, 700	386, 200	415, 300	441, 200	480, 000		
100	307, 900	386, 900	416, 000	441, 500	480, 900		
101	308, 100	387, 600	416, 600	441, 600	481, 700		
102	308, 400	388, 300	417, 000	441, 900			
103	308, 900	388, 900	417, 300	442, 100			
104	309, 400	389, 600	417, 500	442, 200			
105	309, 600	390, 100	417, 600	442, 500			
106		390, 800	417, 700	442, 600			
107		391, 500	417, 800	442, 700			
108		392, 200	417, 900	442, 900			
109		392, 700	418, 000	443, 200			
110		393, 400	418, 100	443, 400			
111		394, 000	418, 200	443, 600			
112		394, 700	418, 300	443, 700			
113		395, 100	418, 400	443, 800			
114		395, 800	418, 500	444, 000			
115		396, 400	418, 600	444, 600			
116		397, 100	418, 700	445, 400			
117		397, 600	418, 800	446, 200			
118		398, 200	418, 900				
119		398, 700	419, 000				
120		399, 400	419, 100				
121		399, 900	419, 200				
122		400, 500	419, 300				
123		401, 200	419, 400				
124		401, 900	419, 500				
125		402, 400	419, 600				
126		402, 900					
127		403, 400					
128		404, 100					
129		404, 500					
130		404, 900					
131		405, 300					
132		405, 600					
133		405, 900					
134		406, 100					
135		406, 300					
136		406, 400					
137		406, 500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月 額						
	円	円	円	円	円	円	円
	256, 700	275, 000	303, 600	330, 500	375, 000	436, 500	506, 100

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
	1	214,200	268,000	274,800	301,000	341,300	372,700	434,400
	2	216,200	269,600	276,200	303,100	343,100	375,000	437,200
	3	218,000	271,000	277,800	305,000	344,800	377,400	439,900
	4	219,800	272,700	279,500	307,300	346,900	380,000	442,600
	5	221,700	274,400	281,200	309,100	348,400	382,200	445,400
	6	223,500	275,800	283,000	311,400	350,700	384,700	448,600
	7	225,200	277,400	284,600	313,500	352,600	387,100	451,800
	8	227,200	279,100	286,200	315,600	354,600	389,800	454,900
	9	229,000	280,800	287,000	317,400	356,200	392,100	458,100
	10	230,900	282,300	288,700	319,200	358,300	394,400	461,400
	11	232,800	283,600	290,400	321,000	360,200	396,400	464,700
	12	234,000	284,800	292,200	322,600	362,400	398,300	468,000
	13	235,100	285,400	293,800	324,400	364,200	400,100	471,300
	14	236,400	286,700	295,500	326,700	365,800	402,600	474,600
	15	237,500	288,100	297,400	328,900	367,500	405,100	477,700
	16	239,000	289,600	299,300	330,600	369,200	408,000	481,000
	17	240,500	291,000	301,000	332,700	370,800	410,700	484,200
	18	242,100	292,400	303,100	334,600	372,800	413,400	487,600
	19	243,600	294,000	305,000	336,600	374,900	416,200	490,900
	20	245,100	295,600	307,300	338,800	377,100	419,000	494,200
	21	246,500	297,200	308,900	340,600	378,900	421,500	497,600
	22	248,000	299,000	311,200	342,400	381,000	424,100	501,000
	23	249,300	300,700	313,300	344,100	383,100	426,700	504,500
	24	250,900	302,600	315,400	346,200	385,100	429,400	507,900
	25	252,500	303,800	316,900	347,500	387,100	431,700	511,000
	26	254,000	305,800	318,700	349,700	389,100	434,200	514,400
	27	255,500	307,500	320,600	351,500	390,700	436,700	517,800
	28	257,300	309,400	322,200	353,400	392,400	439,300	521,300
	29	258,700	310,700	323,600	355,000	393,600	441,800	524,500
	30	260,500	312,100	325,900	357,000	396,000	444,300	528,000
	31	262,000	313,700	328,000	358,800	398,000	446,800	531,400
	32	263,700	315,000	329,700	361,000	400,400	449,200	535,000
	33	264,900	316,600	331,700	362,600	402,500	451,600	538,200
	34	266,300	318,200	333,700	364,000	404,800	454,100	541,500
	35	267,700	319,900	335,300	365,700	406,900	456,600	544,800
	36	269,000	321,300	337,400	367,300	409,200	459,100	548,200
	37	270,100	323,300	338,900	368,700	411,100	461,500	551,300
	38	271,700	324,600	340,500	370,800	413,300	464,000	553,400
	39	273,000	326,100	341,900	372,700	415,500	466,200	555,500
	40	274,600	328,100	343,500	374,700	417,900	468,600	557,600
	41	275,700	329,700	344,800	376,400	420,100	471,100	559,600
	42	276,900	331,200	346,600	378,300	422,100	473,300	560,500
	43	277,700	332,500	348,100	380,200	424,200	475,500	561,400
	44	278,300	334,200	349,800	382,100	426,200	477,700	562,300

	45	278, 600	335, 600	351, 300	383, 400	428, 200	479, 800	563, 200
	46	279, 100	337, 200	352, 900	385, 500	430, 200	481, 600	563, 900
	47	279, 600	338, 900	354, 300	386, 900	432, 100	483, 500	564, 500
	48	280, 500	340, 400	356, 300	388, 500	434, 100	485, 400	565, 200
	49	281, 100	342, 100	357, 700	389, 800	436, 000	486, 900	566, 200
	50	281, 900	343, 500	359, 000	391, 700	437, 700	488, 600	567, 000
	51	282, 900	344, 700	360, 500	393, 300	439, 500	490, 300	567, 900
	52	284, 000	346, 400	361, 700	395, 100	441, 300	492, 100	568, 700
	53	284, 800	347, 700	362, 700	396, 900	442, 800	493, 800	569, 100
	54	285, 400	348, 800	364, 200	398, 700	444, 400	495, 600	569, 400
	55	285, 900	350, 100	365, 700	400, 400	445, 900	497, 200	570, 300
	56	287, 000	351, 300	367, 200	402, 200	447, 600	498, 900	571, 400
	57	287, 900	352, 400	368, 500	403, 500	449, 100	500, 600	572, 200
	58	289, 000	353, 500	369, 800	405, 000	450, 600	502, 300	
	59	290, 100	354, 300	371, 200	406, 500	451, 900	504, 000	
	60	291, 300	355, 300	372, 600	408, 000	453, 400	505, 800	
	61	292, 100	356, 200	373, 800	409, 400	454, 900	507, 400	
	62	292, 800	357, 200	374, 900	410, 600	455, 900	508, 800	
	63	293, 400	358, 000	376, 100	411, 800	457, 000	510, 000	
	64	294, 400	358, 900	377, 000	413, 000	458, 000	511, 100	
定年	65	295, 200	359, 400	377, 800	414, 000	458, 800	511, 800	
前再	66	296, 000	360, 100	379, 100	415, 000	459, 800	512, 200	
任用	67	296, 900	360, 900	380, 300	416, 000	460, 800	512, 600	
短時	68	297, 500	361, 500	381, 600	416, 900	461, 800	512, 900	
間勤	69	298, 100	362, 100	383, 100	417, 700	462, 600	513, 200	
務職	70	298, 800	363, 100	384, 300	418, 600	463, 600	513, 300	
員以	71	299, 600	363, 800	385, 400	419, 500	464, 500	513, 600	
外の	72	300, 300	364, 700	386, 700	420, 300	465, 500	513, 900	
職員	73	300, 800	366, 000	387, 500	421, 000	466, 400	514, 300	
	74	301, 300	367, 100	388, 600	421, 900	467, 300	514, 500	
	75	301, 800	368, 200	389, 800	422, 600	468, 300	514, 800	
	76	302, 400	369, 400	391, 000	423, 500	469, 300	514, 900	
	77	302, 900	370, 200	392, 000	424, 200	469, 800	515, 200	
	78	303, 400	371, 100	392, 800	425, 100	470, 700	515, 400	
	79	303, 900	372, 000	393, 500	425, 900	471, 300	516, 300	
	80	304, 700	372, 800	394, 500	426, 800	471, 900	517, 200	
	81	305, 300	373, 600	395, 300	427, 500	472, 100	518, 100	
	82	306, 100	374, 500	396, 200	428, 300	472, 400		
	83	306, 800	375, 200	396, 800	429, 100	472, 800		
	84	307, 400	376, 000	397, 700	430, 000	473, 100		
	85	308, 100	376, 800	398, 500	430, 600	473, 300		
	86	308, 700	377, 500	399, 200	431, 500	473, 500		
	87	309, 400	377, 900	400, 000	432, 400	473, 700		
	88	310, 000	378, 700	400, 800	433, 300	474, 000		
	89	310, 600	379, 600	401, 500	433, 800	474, 400		
	90	311, 100	380, 400	402, 300	434, 600	474, 700		
	91	311, 500	381, 100	402, 900	435, 300	475, 100		
	92	312, 000	381, 800	403, 700	436, 200	475, 300		
	93	312, 700	382, 400	404, 000	436, 800	475, 400		
	94	313, 300	383, 100	404, 700	437, 600	475, 700		
	95	314, 000	383, 700	405, 400	438, 500	476, 500		

96	314,700	384,500	406,200	439,400	477,400		
97	315,400	384,900	406,800	440,000	478,300		
98	316,100	385,600	407,400	440,700	479,100		
99	316,800	386,200	407,900	441,200	480,000		
100	317,600	386,900	408,600	441,500	480,900		
101	318,200	387,600	409,200	441,600	481,700		
102	319,000	388,300	409,900	441,900	482,700		
103	319,800	388,900	410,600	442,100	483,700		
104	320,600	389,600	411,300	442,200	484,600		
105	321,300	390,100	411,800	442,500	485,400		
106	322,100	390,800	412,400	442,600			
107	322,900	391,500	412,900	442,700			
108	323,600	392,200	413,600	442,900			
109	324,300	392,700	413,900	443,200			
110	325,000	393,400	414,600	443,400			
111	325,700	394,000	415,300	443,600			
112	326,400	394,700	416,000	443,700			
113	327,000	395,100	416,600	443,800			
114	327,400	395,800	417,000	444,000			
115	327,800	396,400	417,300	444,600			
116	328,100	397,100	417,500	445,400			
117	328,400	397,600	417,600	446,200			
118		398,200	417,700	447,000			
119		398,700	417,800	447,800			
120		399,400	417,900	448,600			
121		399,900	418,000	449,500			
122		400,500	418,100				
123		401,200	418,200				
124		401,900	418,300				
125		402,400	418,400				
126		402,900	418,500				
127		403,400	418,600				
128		404,100	418,700				
129		404,500	418,800				
130		405,200	419,100				
131		405,800	419,500				
132		406,500	420,200				
133		407,000	420,600				
134		407,700	421,300				
135		408,400	422,000				
136		409,100	422,700				
137		409,600	423,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月 額						
	円	円	円	円	円	円	円
	271,000	282,600	311,500	338,600	375,000	436,500	506,100

備考

- 1 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	213,900	254,300	315,300	341,200	410,600
	2	215,400	256,800	317,300	344,000	412,800
	3	216,900	259,400	319,300	346,700	415,100
	4	218,400	261,800	321,300	349,600	417,400
	5	220,000	264,600	323,200	352,100	420,000
	6	222,700	265,400	324,700	354,700	421,800
	7	225,100	266,200	326,200	357,300	423,400
	8	227,500	267,200	327,900	359,900	424,900
	9	229,900	268,200	329,400	362,700	426,600
	10	232,400	269,300	331,000	364,400	428,300
	11	234,800	270,400	332,900	366,000	430,000
	12	237,100	271,500	334,000	367,500	431,400
	13	239,600	272,900	336,000	369,100	432,900
	14	241,900	274,300	337,500	370,700	434,700
	15	244,300	275,600	338,600	372,300	436,500
	16	246,600	277,200	340,200	373,400	438,300
	17	248,800	278,100	342,000	375,200	440,100
	18	251,800	279,800	344,200	376,400	441,800
	19	254,500	281,200	346,400	378,300	443,500
	20	257,000	282,900	349,100	379,900	445,000
	21	259,800	284,300	351,000	381,100	446,400
	22	260,600	286,400	353,100	383,000	447,700
	23	261,400	288,600	355,100	384,700	449,600
	24	262,400	291,200	357,500	386,000	451,400
	25	263,100	293,700	360,000	387,700	453,100
	26	264,000	297,000	361,600	389,100	454,800
	27	265,100	300,000	363,200	390,600	456,500
	28	266,200	303,100	364,500	392,000	458,200
	29	267,100	306,100	365,900	393,200	459,900
	30	268,400	309,100	367,000	395,100	461,800
	31	269,600	312,100	368,600	396,600	463,600
	32	270,900	315,000	369,800	398,400	465,400
	33	271,700	317,800	371,000	400,200	467,100
	34	273,000	319,900	372,600	402,300	468,900
	35	274,300	322,300	374,300	404,300	470,700
	36	275,500	324,900	375,700	406,400	472,500
	37	276,500	327,600	377,500	408,700	474,100
	38	277,700	328,800	379,400	410,800	475,800
	39	278,700	330,100	381,200	412,800	477,700
	40	280,100	331,100	382,600	414,700	479,400
	41	281,500	332,400	384,000	416,600	481,000
	42	282,800	334,200	385,600	418,100	482,600

	43	283, 600	335, 800	386, 900	419, 500	484, 200
	44	284, 700	337, 800	388, 500	420, 900	485, 700
	45	285, 500	339, 400	389, 800	422, 000	487, 200
	46	285, 900	341, 700	391, 500	423, 200	488, 300
	47	287, 000	343, 600	392, 600	424, 500	489, 600
	48	288, 500	346, 100	394, 000	425, 700	490, 900
	49	289, 200	348, 100	395, 100	427, 300	492, 100
	50	289, 600	350, 300	396, 800	428, 500	492, 700
	51	290, 600	352, 400	398, 600	429, 700	493, 400
	52	291, 400	354, 400	400, 300	431, 000	494, 100
	53	292, 500	356, 500	402, 300	432, 400	494, 600
	54	292, 800	357, 700	404, 200	433, 600	
	55	293, 100	359, 100	405, 900	435, 000	
	56	293, 800	360, 300	407, 400	436, 600	
	57	294, 600	361, 400	408, 900	438, 100	
	58	295, 300	363, 000	411, 100	439, 500	
	59	296, 300	364, 500	413, 100	440, 900	
	60	297, 100	365, 700	415, 000	442, 300	
	61	298, 100	367, 300	416, 700	444, 000	
	62	299, 100	368, 900	417, 400	445, 500	
	63	300, 200	370, 700	418, 700	447, 100	
	64	301, 600	372, 400	419, 900	448, 600	
	65	302, 800	373, 800	421, 100	450, 100	
	66	303, 500	375, 700	422, 400	451, 600	
	67	304, 000	377, 300	423, 700	452, 800	
	68	304, 400	378, 800	424, 800	454, 000	
定年	69	304, 700	380, 200	426, 000	455, 200	
前再	70	305, 400	381, 500	427, 100	456, 500	
任用	71	306, 200	382, 900	428, 400	457, 800	
短時	72	306, 500	384, 400	429, 700	459, 000	
間勤	73	307, 200	385, 600	430, 700	460, 100	
務職	74	307, 900	387, 000	431, 800	461, 300	
員以	75	308, 600	388, 100	432, 900	462, 500	
外の	76	309, 400	389, 400	434, 200	463, 700	
職員	77	310, 000	390, 700	435, 500	464, 900	
	78	310, 800	392, 300	436, 700	465, 900	
	79	311, 500	394, 000	437, 700	467, 100	
	80	312, 200	395, 500	438, 800	468, 300	
	81	312, 800	397, 100	439, 900	469, 400	
	82	313, 400	398, 700	441, 100	469, 900	
	83	313, 900	400, 100	442, 300	470, 400	
	84	314, 500	401, 400	443, 300	470, 900	
	85	315, 100	402, 600	444, 300	471, 300	
	86	315, 800	404, 300	445, 300		
	87	316, 800	406, 000	446, 300		
	88	317, 200	407, 700	447, 300		
	89	317, 500	409, 000	448, 100		
	90	318, 300	409, 700	448, 900		
	91	319, 100	410, 900	449, 700		

92	320,000	411,900	450,500	
93	321,000	413,300	451,200	
94	321,900	414,200	451,400	
95	322,700	415,100	451,800	
96	323,600	416,000	452,200	
97	324,500	416,800	452,600	
98	325,200	417,300	452,800	
99	326,200	418,200	453,100	
100	327,100	419,000	453,400	
101	327,800	419,700	453,600	
102	328,600	420,500	453,900	
103	329,600	421,200	454,200	
104	330,400	421,900	454,400	
105	331,300	422,600	454,600	
106	331,600	423,500	454,900	
107	332,000	424,300	455,100	
108	332,500	424,900	455,300	
109	333,000	425,500	455,500	
110	333,500	426,200	455,800	
111	333,800	426,900	456,000	
112	334,200	427,500	456,200	
113	334,600	428,100	456,400	
114	335,000	428,500	456,700	
115	335,500	428,900	457,000	
116	336,000	429,200	457,200	
117	336,500	429,500	457,400	
118	336,800	429,800		
119	337,100	430,100		
120	337,400	430,300		
121	337,600	430,500		
122	337,800	430,600		
123	338,100	430,800		
124	338,300	431,000		
125	338,500	431,200		
126	338,700	431,400		
127	338,900	431,600		
128	339,100	431,800		
129	339,200	432,000		
130	339,400	432,200		
131	339,700	432,500		
132	340,000	432,700		
133	340,200	432,900		
134	340,400			
135	340,700			
136	340,900			
137	341,100			
138	341,300			
139	341,600			
140	341,900			

141	342,100				
142	342,300				
143	342,600				
144	342,900				
145	343,100				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	264,400	301,600	330,800	359,400	403,100

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 - 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。
 - 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭及び養護教諭 2級1号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額
- イ 教育職給料表 (2) 削除

別表第4（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	250,300	302,900	341,500	401,400
	2	251,900	305,000	343,700	403,900
	3	253,500	307,100	345,600	406,200
	4	255,300	309,200	347,700	408,500
	5	256,800	311,300	348,900	410,400
	6	258,400	313,300	351,000	412,900
	7	259,900	315,500	353,000	415,400
	8	261,600	317,700	354,600	417,500
	9	262,900	320,000	356,600	419,400
	10	264,500	322,300	358,300	421,800
	11	266,000	324,200	360,400	423,800
	12	267,800	326,000	362,200	425,900
	13	269,400	326,800	364,500	428,100
	14	271,200	328,400	366,100	430,100
	15	273,000	330,200	368,000	432,500
	16	275,000	332,000	370,200	435,000
	17	276,500	333,800	372,000	436,900
	18	279,300	335,900	375,000	439,700
	19	281,700	337,700	377,800	441,700
	20	284,100	339,700	380,800	443,900
	21	286,700	341,100	382,900	445,900
	22	289,300	343,300	386,200	448,200
	23	291,900	345,200	389,100	450,000
	24	294,500	347,200	391,900	452,200
	25	297,200	348,200	394,100	454,400
	26	299,800	350,600	397,000	456,900
	27	302,400	352,700	399,800	459,100
	28	304,900	354,400	402,700	461,500
	29	307,500	356,300	404,500	463,900
	30	309,300	357,900	406,800	466,100
	31	311,300	360,000	409,000	468,200
	32	313,300	361,600	410,600	470,500
	33	315,400	364,000	412,200	472,600
	34	317,500	365,500	414,300	474,800
	35	319,200	367,200	416,100	477,000
	36	320,800	369,000	418,100	479,200
	37	321,600	370,300	420,000	481,400
	38	322,700	372,500	421,400	483,600
	39	324,300	374,700	423,000	485,900
	40	325,900	377,100	424,700	488,100
	41	327,700	378,500	425,800	490,400
	42	329,500	381,100	427,800	492,200
	43	331,200	383,400	429,200	494,000

	44	333, 000	385, 500	430, 500	495, 900
	45	334, 400	387, 000	431, 800	497, 600
	46	336, 300	389, 300	433, 400	499, 000
	47	337, 900	391, 300	434, 600	500, 500
	48	340, 000	393, 400	436, 200	502, 000
	49	341, 500	394, 900	437, 800	503, 500
	50	342, 900	396, 500	439, 700	505, 000
	51	344, 700	397, 700	441, 500	506, 400
	52	346, 200	398, 800	443, 200	507, 900
	53	347, 900	399, 500	445, 000	509, 300
	54	348, 900	400, 900	446, 600	510, 800
定年	55	350, 500	401, 900	448, 100	512, 300
前再	56	352, 100	403, 300	450, 000	513, 700
任用	57	353, 800	404, 700	451, 600	515, 200
短時	58	354, 900	405, 300	453, 000	516, 200
間勤	59	356, 300	406, 500	454, 300	517, 400
務職	60	358, 100	407, 900	455, 700	518, 700
員以	61	359, 600	408, 300	456, 900	519, 700
外の	62	360, 900	409, 700	458, 100	521, 000
職員	63	362, 100	410, 600	459, 300	522, 200
	64	363, 600	411, 500	460, 400	523, 500
	65	364, 500	412, 300	461, 600	524, 500
	66	366, 100	413, 300	462, 800	525, 500
	67	367, 600	414, 300	464, 000	526, 500
	68	368, 700	415, 500	465, 200	527, 500
	69	370, 000	416, 900	466, 400	528, 100
	70	371, 400	418, 200	467, 600	
	71	373, 200	419, 300	468, 800	
	72	375, 300	420, 600	470, 000	
	73	376, 900	421, 700	471, 200	
	74	378, 800	422, 900	472, 400	
	75	380, 200	423, 900	473, 500	
	76	381, 800	425, 200	474, 700	
	77	382, 800	426, 100	475, 700	
	78	384, 900	427, 100	476, 700	
	79	386, 800	428, 000	477, 700	
	80	388, 700	429, 000	478, 700	
	81	390, 900	429, 800	479, 700	
	82	391, 500	430, 800	480, 400	
	83	392, 400	431, 700	481, 300	
	84	393, 500	432, 500	482, 200	
	85	393, 800	433, 400	482, 800	
	86	394, 500	434, 300	483, 700	
	87	395, 200	435, 300	484, 500	
	88	395, 600	436, 300	485, 400	
	89	396, 100	437, 100	486, 100	
	90	396, 500	438, 000		
	91	396, 800	439, 000		
	92	397, 300	440, 000		

93	397, 900	440, 800		
94	398, 600	441, 800		
95	399, 200	442, 700		
96	399, 900	443, 700		
97	400, 200	444, 500		
98	400, 800	445, 500		
99	401, 400	446, 500		
100	402, 100	447, 500		
101	402, 900	448, 400		
102	403, 400	449, 100		
103	404, 100	449, 900		
104	404, 900	450, 800		
105	405, 600	451, 300		
106	406, 400	452, 000		
107	407, 100	452, 600		
108	407, 900	453, 300		
109	408, 600	454, 000		
110	409, 000			
111	409, 600			
112	410, 400			
113	411, 100			
114	411, 800			
115	412, 600			
116	413, 400			
117	413, 900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	285, 900	343, 100	389, 100	451, 200

備考

- この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	316,900	421,300	431,300	514,400
	2	319,300	423,100	433,500	517,300
	3	321,700	425,000	435,800	520,100
	4	324,000	426,900	437,900	522,900
	5	326,400	428,300	439,900	525,600
	6	328,600	430,500	442,100	528,600
	7	330,700	432,800	444,600	531,600
	8	332,800	434,900	446,600	534,600
	9	335,000	437,100	448,700	537,300
	10	337,300	439,300	450,900	540,600
	11	339,400	441,800	453,000	543,900
	12	341,800	443,900	455,300	547,200
	13	344,000	445,900	457,300	550,200
	14	346,200	447,900	459,400	553,400
	15	348,400	449,800	461,700	556,600
	16	351,000	451,900	463,900	559,800
	17	353,700	453,600	465,700	563,000
	18	356,500	455,600	467,800	566,000
	19	359,200	457,700	469,900	569,000
	20	362,000	459,800	472,000	572,000
	21	364,600	461,600	474,000	574,900
	22	367,500	463,600	476,400	577,700
	23	370,400	465,700	478,700	580,500
	24	373,300	467,700	480,900	583,300
	25	376,000	469,700	483,100	585,800
	26	378,500	472,000	485,400	588,200
	27	380,900	474,100	487,700	590,600
	28	383,200	476,200	490,000	593,000
	29	385,800	478,100	492,000	595,500
	30	387,800	480,300	494,200	597,900
	31	389,800	482,500	496,300	600,300
	32	391,700	484,700	498,400	602,700
	33	393,300	486,300	500,100	605,000
	34	395,200	488,400	502,200	607,300
	35	396,900	490,500	504,300	609,600
	36	398,700	492,500	506,300	611,900
	37	400,700	494,200	508,100	614,100
	38	402,200	496,300	510,200	615,600
	39	403,900	498,400	512,300	617,100
	40	405,000	500,400	514,300	618,600
	41	406,000	502,100	516,100	619,900

	42	408, 000	504, 200	518, 200	621, 300
	43	409, 900	506, 300	520, 300	622, 700
	44	411, 700	508, 300	522, 400	624, 100
	45	413, 100	509, 900	524, 400	625, 300
	46	414, 700	511, 900	526, 500	
	47	416, 100	513, 900	528, 600	
	48	417, 700	515, 900	530, 700	
	49	418, 900	517, 700	532, 500	
	50	420, 400	519, 500	534, 300	
	51	422, 000	521, 300	536, 100	
	52	423, 500	523, 100	537, 900	
	53	424, 600	524, 900	539, 700	
	54	426, 500	526, 300	541, 500	
定年	55	428, 400	527, 700	543, 300	
前再	56	430, 200	529, 100	545, 100	
任用	57	431, 700	530, 500	546, 900	
短時	58	433, 500	531, 800	548, 600	
間勤	59	435, 300	533, 100	550, 400	
務職	60	436, 900	534, 400	552, 200	
員以	61	438, 500	535, 500	554, 000	
外の	62	440, 000	536, 400	555, 800	
職員	63	441, 400	537, 400	557, 600	
	64	442, 900	538, 400	559, 400	
	65	444, 400	539, 100	561, 200	
	66	445, 800	540, 000	562, 900	
	67	447, 300	540, 900	564, 600	
	68	448, 800	541, 800	566, 300	
	69	450, 100	542, 800	568, 000	
	70	451, 500	543, 700	569, 400	
	71	452, 800	544, 600	570, 800	
	72	454, 200	545, 500	572, 200	
	73	455, 600	546, 400	573, 400	
	74	457, 400	547, 300	574, 400	
	75	459, 000	548, 200	575, 400	
	76	460, 500	549, 100	576, 400	
	77	461, 700	549, 900	577, 400	
	78	463, 400	550, 800	578, 300	
	79	465, 000	551, 700	579, 200	
	80	466, 600	552, 500	580, 100	
	81	468, 000	553, 300	581, 000	
	82	469, 500	554, 200	581, 900	
	83	471, 000	555, 100	582, 800	
	84	472, 500	556, 000	583, 700	
	85	473, 800	556, 700	584, 600	
	86	475, 100	557, 600	585, 500	
	87	476, 400	558, 500	586, 400	
	88	477, 600	559, 400	587, 300	
	89	478, 500	560, 100	588, 200	

90	479,700	561,000		
91	480,800	561,900		
92	481,900	562,800		
93	482,700	563,500		
94	483,500			
95	484,300			
96	485,200			
97	486,000			
98	486,800			
99	487,600			
100	488,400			
101	489,200			
102	490,000			
103	490,800			
104	491,600			
105	492,300			
106	493,100			
107	493,900			
108	494,700			
109	495,300			
110	496,000			
111	496,800			
112	497,500			
113	498,100			
114	498,800			
115	499,400			
116	500,100			
117	500,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	340,000	400,000	465,900	546,200

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
1		202,100	268,000	293,800	301,000	341,300
2		203,200	269,600	295,500	303,100	343,100
3		204,300	271,000	297,400	305,000	344,800
4		206,000	272,700	299,300	307,300	346,900
5		207,700	274,400	301,000	309,100	348,400
6		209,500	275,800	303,100	311,400	350,700
7		211,200	277,400	305,000	313,500	352,600
8		212,800	279,100	307,300	315,600	354,600
9		214,200	280,800	308,900	317,400	356,200
10		216,200	282,300	311,200	319,200	358,300
11		218,000	283,600	313,300	321,000	360,200
12		219,800	284,800	315,400	322,600	362,400
13		221,700	285,400	316,900	324,400	364,200
14		223,500	286,700	318,700	326,700	365,800
15		225,200	288,100	320,600	328,900	367,500
16		227,200	289,600	322,200	330,600	369,200
17		229,000	291,000	323,600	332,700	370,800
18		230,900	292,400	325,900	334,600	372,800
19		232,800	294,000	328,000	336,600	374,900
20		234,000	295,600	329,700	338,800	377,100
21		235,100	297,200	331,700	340,600	378,900
22		236,400	299,000	333,700	342,400	381,000
23		237,500	300,700	335,300	344,100	383,100
24		239,000	302,600	337,400	346,200	385,100
25		240,500	303,800	338,900	347,500	387,100
26		242,100	305,800	340,500	349,700	389,100
27		243,600	307,500	341,900	351,500	390,700
28		245,100	309,400	343,500	353,400	392,400
29		246,500	310,700	344,800	355,000	393,600
30		248,000	312,100	346,600	357,000	396,000
31		249,300	313,700	348,100	358,800	398,000
32		250,900	315,000	349,800	361,000	400,400
33		252,500	316,600	351,300	362,600	402,500
34		254,000	318,200	352,900	364,000	404,800
35		255,500	319,900	354,300	365,700	406,900
36		257,300	321,300	356,300	367,300	409,200
37		258,700	323,300	357,700	368,700	411,100
38		260,500	324,600	359,000	370,800	413,300
39		262,000	326,100	360,500	372,700	415,500
40		263,700	328,100	361,700	374,700	417,900
41		264,900	329,700	362,700	376,400	420,100
42		266,300	331,200	364,200	378,300	422,100
43		267,700	332,500	365,700	380,200	424,200
44		269,000	334,200	367,200	382,100	426,200
45		270,100	335,600	368,500	383,400	428,200

	46	271,700	337,200	369,800	385,500	430,200
	47	273,000	338,900	371,200	386,900	432,100
	48	274,600	340,400	372,600	388,500	434,100
	49	275,700	342,100	373,800	389,800	436,000
	50	276,900	343,500	374,900	391,700	437,700
	51	277,700	344,700	376,100	393,300	439,500
	52	278,300	346,400	377,000	395,100	441,300
	53	278,600	347,700	377,800	396,900	442,800
	54	279,500	348,800	379,100	398,700	444,400
	55	280,500	350,100	380,300	400,400	445,900
	56	281,500	351,300	381,600	402,200	447,600
	57	282,400	352,400	383,100	403,500	449,100
	58	283,500	353,500	384,300	405,000	450,600
	59	284,900	354,300	385,400	406,500	451,900
	60	286,400	355,300	386,700	408,000	453,400
定年	61	287,600	356,200	387,500	409,400	454,900
前再	62	288,500	357,200	388,600	410,600	455,900
任用	63	289,500	358,000	389,800	411,800	457,000
短時	64	291,000	358,900	391,000	413,000	458,000
間勤	65	291,900	359,400	392,000	414,000	458,800
務職	66	293,400	360,100	392,800	415,000	459,800
員以	67	294,800	360,900	393,500	416,000	460,800
外の	68	296,400	361,500	394,500	416,900	461,800
職員	69	297,700	362,100	395,300	417,700	462,600
	70	298,900	363,100	396,200	418,600	463,600
	71	299,700	363,800	396,800	419,500	464,500
	72	301,000	364,700	397,700	420,300	465,500
	73	302,400	366,000	398,500	421,000	466,400
	74	303,400	367,100	399,200	421,900	467,300
	75	304,500	368,200	400,000	422,600	468,300
	76	305,400	369,400	400,800	423,500	469,300
	77	306,700	370,200	401,500	424,200	469,800
	78	307,900	371,100	402,300	425,100	470,700
	79	309,000	372,000	402,900	425,900	471,300
	80	310,000	372,800	403,700	426,800	471,900
	81	311,100	373,600	404,000	427,500	472,100
	82	311,800	374,500	404,700	428,300	472,400
	83	312,600	375,200	405,400	429,100	472,800
	84	313,700	376,000	406,200	430,000	473,100
	85	314,500	376,800	406,800	430,600	473,300
	86	315,100	377,500	407,400	431,500	473,500
	87	315,900	377,900	407,900	432,400	473,700
	88	316,800	378,700	408,600	433,300	474,000
	89	318,000	379,600	409,200	433,800	474,400
	90	318,500	380,400	409,900	434,600	474,700
	91	319,000	381,100	410,600	435,300	475,100
	92	319,700	381,800	411,300	436,200	475,300
	93	320,000	382,400	411,800	436,800	475,400
	94	320,200	383,100	412,400	437,600	475,700
	95	320,400	383,700	412,900	438,500	476,500
	96	320,600	384,500	413,600	439,400	477,400

97	320,800	384,900	413,900	440,000	478,300
98		385,600	414,600	440,700	479,100
99		386,200	415,300	441,200	480,000
100		386,900	416,000	441,500	480,900
101		387,600	416,600	441,600	481,700
102		388,300	417,000	441,900	
103		388,900	417,300	442,100	
104		389,600	417,500	442,200	
105		390,100	417,600	442,500	
106		390,800	417,700	442,600	
107		391,500	417,800	442,700	
108		392,200	417,900	442,900	
109		392,700	418,000	443,200	
110		393,400	418,100	443,400	
111		394,000	418,200	443,600	
112		394,700	418,300	443,700	
113		395,100	418,400	443,800	
114		395,800	418,500	444,000	
115		396,400	418,600	444,600	
116		397,100	418,700	445,400	
117		397,600	418,800	446,200	
118		398,200			
119		398,700			
120		399,400			
121		399,900			
122		400,500			
123		401,200			
124		401,900			
125		402,400			
126		402,900			
127		403,400			
128		404,100			
129		404,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	259,500	275,000	303,600	330,600	375,000

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額
 - 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額
 - 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額
 - 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	224,400	247,600	297,200	306,400
	2	225,500	249,200	299,600	308,600
	3	226,600	250,900	301,500	310,800
	4	227,700	252,500	303,900	313,200
	5	228,800	254,000	306,300	315,100
	6	230,000	255,600	308,500	316,400
	7	231,200	257,400	310,700	317,400
	8	233,000	259,200	313,100	318,500
	9	234,500	260,700	315,000	319,100
	10	236,300	261,800	316,300	320,100
	11	238,300	263,100	317,300	321,500
	12	239,700	264,300	318,400	322,900
	13	241,100	265,400	319,000	324,200
	14	242,700	266,900	320,000	325,700
	15	244,400	268,100	321,400	327,200
	16	246,000	269,600	322,800	328,400
	17	247,600	270,900	324,100	329,700
	18	248,500	272,200	325,500	331,400
	19	249,800	273,400	326,800	333,000
	20	251,300	274,800	328,300	334,900
	21	252,200	276,100	329,500	336,000
	22	254,100	277,600	331,100	337,900
	23	256,000	279,100	332,600	339,200
	24	257,700	280,400	334,300	341,000
	25	259,400	281,600	335,500	342,000
	26	260,400	283,300	337,300	343,300
	27	261,500	284,900	338,400	345,000
	28	262,200	286,400	340,100	346,000
	29	262,400	288,000	341,000	347,400
	30	263,700	290,100	342,200	348,900
	31	265,000	292,400	343,800	350,300
	32	266,400	294,700	344,700	351,800
	33	267,300	297,100	345,900	353,300
	34	268,600	299,500	347,300	354,200
	35	269,600	301,500	348,800	355,300
	36	271,100	303,900	350,200	357,100
	37	272,000	306,300	351,500	358,500
	38	272,900	308,500	352,500	360,000
	39	274,300	310,700	353,200	361,300
	40	275,400	313,000	354,900	362,800
	41	276,600	315,000	356,300	363,400
	42	278,000	316,300	357,600	365,000
	43	279,000	317,300	358,800	366,500
	44	280,100	318,400	360,400	368,000

	45	281, 100	319, 000	360, 700	368, 900
	46	282, 500	319, 800	362, 100	370, 300
	47	284, 200	321, 000	363, 500	371, 600
	48	285, 700	322, 200	364, 900	373, 000
	49	287, 000	323, 500	365, 800	374, 300
	50	288, 400	324, 900	367, 100	375, 400
	51	290, 100	326, 200	368, 400	376, 600
	52	291, 900	327, 700	369, 700	377, 700
	53	293, 000	328, 800	370, 900	378, 600
	54	294, 500	330, 300	371, 800	380, 200
	55	295, 200	331, 800	372, 700	381, 700
	56	295, 900	333, 600	373, 700	383, 200
	57	296, 100	334, 700	374, 400	384, 700
	58	296, 300	336, 500	375, 800	386, 500
	59	296, 700	337, 700	376, 800	388, 100
	60	297, 000	339, 400	378, 100	390, 000
	61	297, 500	340, 300	379, 400	391, 300
	62	298, 500	341, 600	380, 600	392, 800
	63	298, 900	343, 100	381, 700	394, 300
	64	299, 700	344, 100	383, 100	395, 700
	65	300, 500	345, 200	384, 000	397, 000
	66	301, 600	346, 400	385, 000	398, 900
	67	302, 500	347, 700	386, 200	400, 600
	68	302, 900	349, 100	387, 100	402, 600
	69	303, 200	350, 700	387, 800	404, 600
	70	304, 200	351, 500	389, 200	406, 400
	71	304, 900	352, 500	390, 400	408, 000
	72	305, 900	354, 100	391, 800	409, 900
定年	73	306, 600	355, 500	393, 300	411, 700
前再	74	307, 200	356, 700	394, 900	413, 300
任用	75	307, 900	357, 800	396, 000	414, 900
短時	76	308, 600	359, 200	397, 500	416, 300
間勤	77	309, 500	359, 700	398, 600	417, 900
務職	78	310, 600	361, 100	399, 700	419, 300
員以	79	311, 100	362, 200	400, 800	420, 400
外の	80	311, 500	363, 500	401, 900	421, 800
職員	81	312, 200	364, 300	403, 000	423, 100
	82	312, 900	365, 300	403, 900	424, 100
	83	313, 400	366, 000	404, 700	424, 800
	84	314, 000	367, 000	405, 600	425, 700
	85	314, 400	367, 900	406, 400	426, 800
	86	315, 100	368, 800	407, 200	427, 500
	87	315, 600	369, 700	407, 800	428, 300
	88	316, 100	370, 800	408, 400	429, 000
	89	316, 300	371, 500	409, 200	429, 500
	90	316, 600	372, 700	409, 900	430, 300
	91	317, 100	373, 600	410, 700	431, 100
	92	317, 700	374, 800	411, 400	431, 900
	93	318, 000	375, 700	411, 900	432, 600

94	318, 700	376, 900	412, 700	433, 400
95	319, 300	377, 900	413, 500	434, 000
96	319, 800	379, 100	414, 300	434, 700
97	320, 100	379, 700	414, 900	435, 400
98	320, 700	380, 400	415, 700	436, 100
99	321, 700	381, 400	416, 400	436, 900
100	322, 300	382, 000	417, 100	437, 700
101	322, 900	382, 800	417, 700	438, 300
102	323, 500	383, 600	418, 400	439, 100
103	324, 400	384, 300	419, 100	439, 900
104	325, 200	385, 200	419, 900	440, 700
105	325, 800	386, 100	420, 400	441, 400
106	326, 500	387, 100	421, 100	442, 200
107	327, 300	388, 000	421, 900	442, 900
108	328, 100	389, 100	422, 700	443, 600
109	329, 000	389, 900	423, 200	444, 300
110		390, 800	424, 000	445, 000
111		391, 700	424, 800	445, 700
112		392, 500	425, 600	446, 500
113		393, 400	426, 100	447, 000
114		394, 200	426, 800	447, 800
115		394, 800	427, 500	448, 100
116		395, 500	428, 100	448, 600
117		396, 100	428, 700	448, 800
118		396, 900	429, 100	449, 100
119		397, 500	429, 300	449, 200
120		398, 100	429, 600	449, 300
121		398, 800	429, 700	449, 400
122		399, 500	429, 800	449, 500
123		400, 100	429, 900	449, 600
124		400, 700	430, 000	449, 800
125		400, 800	430, 100	449, 900
126		401, 400		
127		402, 000		
128		402, 500		
129		403, 100		
130		403, 700		
131		404, 200		
132		404, 700		
133		405, 400		
134		406, 000		
135		406, 500		
136		407, 100		
137		407, 500		
138		408, 100		
139		408, 700		
140		409, 300		
141		409, 800		
142		410, 400		

143		410,900		
144		411,500		
145		412,000		
146		412,600		
147		413,200		
148		413,800		
149		414,400		
150		415,000		
151		415,500		
152		416,100		
153		416,600		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	277,200	285,300	318,600	336,900

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 保健師及び助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第6（第5条関係）

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号本文中「以下この号」を「第3項及び第5項」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号アからスまで以外の部分中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で」に、「その額から」を「当該人事委員会規則で定める額から」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額（次項において「駐車場料金等相当額」という。）を支給する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第25条第2項中「、市長が定める割合を乗じて得た額に、」を削り、「任命権者」を「市長」に改め、同条第3項中「扶養手当の月額並びにこれら」を「これ」に改める。

（北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第3条 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則別表第1の行政職給料表の項中「318, 100円」を「331, 500円」に、「358, 500円」を「373, 300円」に、「407, 700円」を「422, 500円」に改め、同表の消防職給料表の項中「318, 100円」を「331, 500円」に、「358, 500円」を「373, 300円」に、「407, 700円」を「422, 500円」に改め、同表の研究職給料表の項中「329, 800円」を「344, 000円」に、「371, 500円」を「385, 700円」に改め、同表の医療職給料表（2）の項中「318, 100円」を「331, 500円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北九州市職員の給与に関する条例付則第61項第2号の改正規定、同条例付則第69項の改正規定、同項を同条例付則第70項とし、同条例付則第68項を同条例付則第69項とし、同条例付則第67項の次に1項を加える改正規定及び同条例付則別表第7の次に1表を加える改正規定は公布の日から、第2条並びに付則第8項及び付則第9項の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則第7項において「改正後の定年条例等の一部改正等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から

適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）からこの条例の施行の日（第6項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に市長の定めるところによる。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 6 施行日から令和8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の給与条例又は改正後の定年条例等の一部改正等条例の規定を適用する場合において、改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の定年条例等の一部改正等条例の規定による給与の内払とみなす。

(通勤手当に関する経過措置)

- 8 第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例第15条第3項の規定は、令和8年4月1日前に公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更

を生ずることとなった職員にも適用する。

(令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する経過措置)

9 令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例第25条第3項の規定の適用については、北九州市職員の給与に関する条例第11条の管理職手当の支給を受ける職員を除き、同項中「これ」とあるのは、「扶養手当の月額並びにこれら」とする。

(委任)

10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第 47 号

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

北九州市職員退職手当支給条例（昭和 38 年北九州市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 第 1 項中「45 歳以上 57 歳未満」を「規則で定める年齢」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第48号

北九州市旅費条例の一部を改正する条例

北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第2号中「伴い」を「伴う移転のため」に、「もしくは」を「若しくは」に、「まで」を「に」に、「または」を「又は」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

（4） 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第3項各号列記以外の部分中「またはその遺族」を削り、「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に、「または」を「又は」に、「以下」を「以下この号及び次項において」に改め、同項第2号中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に改め、同条第4項中「または」を「又は」に、「には、同項」を「には、前項」に改め、同条第5項中「または」を「又は」に改め、同条第6項中「、第2項、第3項および第5項」を「から第3項まで及び前項」に、「その出発前に第5条第2項」を「次条第3項」に、「旅行命令等を取り消され、または」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は」に、「において」を「その他規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条に次の2項を加える。

7 第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項から第3項まで、第5項及び第6項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「任命権者またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「または旅行依頼（以下）を「又は旅行依頼（以下この条及び次条において）に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項第1号中「第3条第1項および」を「前条第1項及び」に改め、同項第2号中「第3条第5項」を「前条第5項」に改め、同条第2項中「旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）」を「旅行命令等の変更を」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、「または第6条第1項もしくは」を「又は次条第1項若しくは」に、「もとづき、これを変更」を「基づき、その変更を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

第5条を第4条とする。

第6条第1項中「または」を「又は」に、「前条第2項」を「前条第3項」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「には」を「には、」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「うける」を「受ける」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第8条本文中「、もっとも」を「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も」に、「および」を「及び」に、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「または天災」を「又は天災」に、「よりもっとも」を「よりも」に、「または方法によつて」を「又は方法により」に、「および」を「及び」に改め、同条を第6条と

する。

第9条から第16条までを削り、第17条を第7条とする。

第18条から第21条の2までを削る。

第22条第1項中「公用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「または当該」を「又は」に、「こえた旅費または」を「超えた旅費又は」に、「こえる」を「超える」に、「またはその」を「又はその」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「に協議して定める」を「の定めるところにより」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第9条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第23条を第10条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に改正後の条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の北九州市旅費条例（第4項において「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例

による。

- 3 改正後の条例第3条第3項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第9条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
(市の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例の一部改正)
- 6 市の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例（昭和38年北九州市条例第76号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項ただし書を削る。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 49 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条
例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の総合食料品小売センターの項を削る。

別表第 2 の総合食料品小売センターの項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第 50 号

北九州市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例

北九州市保健所及び保健センター条例（昭和 39 年北九州市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表の北九州市八幡東保健センターの項中「中央一丁目 2 番 4 号」を「中央一丁目 1 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第51号

児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第13条を削り、第13条の2を第13条とする。

(北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条第1項前段中「第13条の2」を「第13条」に改め、同項の表の第12条の項を削り、同表中「第13条の2第1項」を「第13条第1項」に改める。

(北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改

める。

(北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年北九州市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、靈園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第 52 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、靈園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の旧九州鉄道本社の項中

「	円 300	円 150	を
	240	120	」

「	市外居住者 500 円	250 円	に
	市内居住者 400 円		
	400 円	200 円	」

改め、同表の門司港レトロ展望室の項中

「	300 円	150 円	を
	240 円	120 円	」

「	市外居住者 600 円	300 円	に
	市内居住者 400 円		
	400 円	200 円	」

改め、同表の小倉城の項中

「	円 350	円 200	円 100	を
	280	160	80	」

「	市外居住者 500 円	300 円	150 円	に
	市内居住者 400 円			

400円	200円	100円
------	------	------

改め、同項備考の欄第2項中「210円」を「300円」に、「120円」を「180円」に、「60円」を「90円」に改める。

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の小倉城庭園の項中

350円	200円	100円
280円	160円	80円

を

市外居住者 500円 市内居住者 400円	300円	150円
400円	200円	100円

に

改め、同項備考の欄中「190円」を「300円」に、「あっては90円」を「あっては180円」に、「60円」を「80円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例別表第3の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の2の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける利用に係る利用料金について適用し、同日前に許可を受けた利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第53号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の6第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

第36条の2第2項中「、到津の森公園駐車施設、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設」を「及び到津の森公園駐車施設」に改める。

第36条の3の次に次の2条を加える。

（特例有料施設等の特例）

第36条の3の2 別表第10に掲げる都市公園（以下「特例有料施設等」という。）の指定管理者が行う管理の業務は、前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

（1） 第4条の行為の許可に関すること。

（2） 特定仮設工作物（法第7条第1項第6号の仮設工作物のうち、当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）に対する定型的な法第6条第1項及び第3項の許可に関すること。

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第4条及び第8条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第36条の3の3 前条第1項各号に掲げる許可を受けて特例有料施設等を利用しようとする者は、第10条の規定にかかわらず、当該特例有料施設等の利用に係る料金（以下「特例有料施設等利用料金」という。）を当該特例有料施設等に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に特例有料施設等利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 特例有料施設等利用料金の額は、別表第11の中欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。特例有料施設等利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、特例有料施設等利用料金を減免することができる。

第36条の6第1項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改め、同条第2項中「利用料金」の次に「又は特例有料施設等利用料金」を、「使用料」の次に「又は占用料」を加え、同条第4項中「、前項の使用料」を「第3項の使用料について、別表第11の注書の規定は前項の占用料」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の場合において、当該都市公園等が特例有料施設等であるときは、

第4条の行為の許可又は特定仮設工作物に対する定型的な法第6条第1項及び第3項の許可を受けた者は、第36条の3の3第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した特例有料施設等利用料金の額に相当する額の占用料を納入しなければならない。

付則に次の2項を加える。

(特例有料施設等に係る経過措置)

6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における別表第10の規定の適用については、同表中

「

北九州市立白野江植物公園
到津の森公園

」

とあるのは

「

到津の森公園

」

と、

「

ひびき動物ワールド
旧安川邸
夜宮公園駐車施設

」

とあるのは

「

ひびき動物ワールド

」

とする。

7 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における別表第10の規定の適用については、同表中

「

北九州市立白野江植物公園
到津の森公園

」

とあるのは、

「到津の森公園」

とする。

別表第9の次に次の2表を加える。

別表第10（第36条の3の2関係）

名称
北九州市立白野江植物公園
到津の森公園
到津の森公園駐車施設
北九州市立山田緑地
志井ファミリープール
北九州市立響灘緑地（指定管理者の管理区域に限る。）
ひびき動物ワールド
旧安川邸
夜宮公園駐車施設

別表第11（第36条の3の3関係）

種別	金額		備考
特定仮設工作物による占用	1 平方メートルにつき 1 日	32 円	1 面積が 1 平方メートルに満たないとき、又は面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。
その他の占用	業としての写真撮影	1 台につき 1 日	170 円
	募金、物品の販売その他営業行為	1 平方メートルにつき 1 日	170 円
	競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	1 平方メートルにつき 1 日	15 円

注 特例有料施設等利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、後納とすることができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の6第6号

の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第10に規定する特例有料施設等（北九州市立白野江植物公園、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設を除く。）の管理に係る改正後の第36条の3の2の規定は、この条例の施行の日以後にする北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例第4条の許可（以下「行為の許可」という。）並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項及び第3項の許可（以下「占用の許可」という。）について適用し、同日前にする行為の許可及び占用の許可については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第10に規定する特例有料施設等（旧安川邸及び夜宮公園駐車施設に限る。）の管理に係る改正後の第36条の3の2の規定は、令和9年4月1日以後にする行為の許可及び占用の許可について適用し、同日前にする行為の許可及び占用の許可については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第10に規定する特例有料施設等（北九州市立白野江植物公園に限る。）の管理に係る改正後の第36条の3の2の規定は、令和10年4月1日以後にする行為の許可及び占用の許可について適用し、同日前にする行為の許可及び占用の許可については、なお従前の例による。

北九州市平尾台自然の郷条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第54号

北九州市平尾台自然の郷条例の一部を改正する条例

北九州市平尾台自然の郷条例（平成15年北九州市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

第8条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、「する者」の次に「及び別表第2の左欄に掲げる行為をしようとする者」を加え、同条第3項前段中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第13条第3号中「施設の」を削る。

第16条第3項中「別表」を「別表第1」に改め、「する者」の次に「及び別表第2の左欄に掲げる行為をしようとする者」を加え、同条第4項中「第6条」を「第3条、第6条」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第8条関係）

種別	金額		備考
業としての写真撮影	1台につき 1日	170円	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
募金、物品の販売その他営業行為	1平方メートルにつき 1日	170円	
競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき 1日	15円	2 期間が1日に満たないとき、又は期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。

		3 競技会、展示会、集会その他のこれらに類する催しのため仮設工作物（規則で定めるものに限る。）を設ける場合の当該仮設工作物を設置する面積に係る金額は、1 平方メートルにつき 1 日 32 円とする。
--	--	---

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 3 条、第 8 条及び第 13 条の規定は、この条例の施行の日以後にする利用の許可について適用し、同日前にする使用の許可については、なお従前の例による。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第55号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「警報」の次に「及び注意報」を加え、「第32条」を「第32条・第32条の2」に、「第32条の2」を「第32条の2の2」に改める。

第3章第4節の節名中「警報」の次に「及び注意報」を加える。

第32条各号列記以外の部分中「火災」を「法第22条第3項に規定する火災」に改め、同条第6号を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の警報を発したときは、山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の発生の危険性を勘案して、前項各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第32条の2を第32条の2の2とする。

第3章中第32条の次に次の1条を加える。

（林野火災に関する注意報の発令中における火の使用の制限）

第32条の2 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、前条第1項各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の制限の対象となる区域を指定することができる。

第32条の5各号列記以外の部分及び第32条の6中「第32条の2」を「第32条の2の2」に改める。

第72条第1項第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 消防長は、第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

北九州市モーター ボート競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第 56 号

北九州市モーター ボート競走実施条例の一部を改正する条例

北九州市モーター ボート競走実施条例（昭和 39 年北九州市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「特別料金」の次に「及び有料遊具施設の入場料金」を加える。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第57号

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「教育職員」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から同条第4項の認定の日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第3項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「教育職員」の次に「（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から同条第4項の認定の日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの間にあるものを除く。）」を加える。

第37条第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第38条第2項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第1のア 教育職給料表(3)の表の備考第2項を次のように改める。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員の給料月額は、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1) 職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 3
0, 700円

(2) 職務の級が4級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 2
3, 000円

別表第1のイ 教育職給料表(4)の表の備考第2項を次のように改める。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員の給料月額は、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1) 職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 3
1, 700円

(2) 職務の級が4級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 2
4, 200円

別表第7の1の項中「7, 500円」を「8, 000円」に改め、同表の3の項を削り、同表中4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第25条の3第2項中「8, 000円」を「8, 600円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第3のア 教育職給料表(1)の表の備考第2項を次のように改める。

2 この表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員の給料月額は、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1) 職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるもの 30
0, 700円

(2) 職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるもの 23
0, 000円

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和41年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表の 11 の項中「7, 500 円」を「8, 000 円」に改める。

(北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第 5 条 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年北九州市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「義務教育等教員特別手当」の次に「（人事委員会規則で定める額を除く。）」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(令和 12 年 12 月 31 日までの間における教職調整額の支給率の特例)

2 次の表の左欄に掲げる期間における北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100 分の 10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 5
令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 6
令和 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 7
令和 11 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 8
令和 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 9

(令和 12 年 12 月 31 日までの間における備考加算額の特例)

3 次の表の左欄に掲げる期間における北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例別表第 1 のア 教育職給料表（3）の表の備考第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「30, 700 円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額に、同項第 2 号中「23, 000 円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる額に読み替えるものとする。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	11, 500 円	3, 800 円
令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	15, 400 円	7, 700 円
令和 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	19, 200 円	11, 500 円
令和 11 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	23, 000 円	15, 300 円

令和12年1月1日から同年12月31日まで	26,900円	19,200円
-----------------------	---------	---------

- 4 次の表の左欄に掲げる期間における北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例別表第1のイ 教育職給料表（4）の表の備考第2項の規定の適用については、同項第1号中「31,700円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額に、同項第2号中「24,200円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる額に読み替えるものとする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円	4,000円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,600円	8,100円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,600円	12,100円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,600円	16,100円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	27,700円	20,200円

- 5 次の表の左欄に掲げる期間における北九州市職員の給与に関する条例別表第3のア 教育職給料表（1）の表の備考第2項の規定の適用については、同項第1号中「30,700円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額に、同項第2号中「23,000円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる額に読み替えるものとする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円	3,800円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,400円	7,700円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,200円	11,500円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,000円	15,300円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	26,900円	19,200円

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第58号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2, 900円」を「1万3, 500円」に改め、同号カ中「1万5, 800円」を「1万6, 600円」に改め、同号キ中「1万8, 700円」を「1万9, 700円」に改め、同号ク中「2万1, 600円」を「2万2, 800円」に改め、同号ケ中「2万4, 400円」を「2万5, 900円」に改め、同号コ中「2万6, 200円」を「2万9, 100円」に改め、同号サ中「2万8, 000円」を「3万2, 300円」に改め、同号シ中「2万9, 800円」を「3万5, 500円」に改め、同号ス中「3万1, 600円」を「3万8, 700円」に改める。

第29条第1項中「5, 300円」を「5, 400円」に、「7, 900円」を「8, 100円」に改め、同条第2項本文中「7, 400円」を「7, 700円」に、「1万1, 100円」を「1万1, 550円」に改め、同項ただし書中「3, 700円」を「3, 850円」に改める。

付則第29項中「当分の間」を「令和8年3月31日までの間」に改める。

付則別表及び別表第1から別表第3までを次のように改める。

付則別表

行政職給料表

職務 の級	特 3 級	
	号給	給料月額
		円
1		301,000
2		303,100
3		305,000
4		307,300
5		309,100
6		311,400
7		313,500
8		315,600
9		317,400
10		319,200
11		321,000
12		322,600
13		324,400
14		326,700
15		328,900
16		330,600
17		332,700
18		334,600
19		336,600
20		338,800
21		340,600
22		342,400
23		344,100
24		346,200
25		347,500
26		349,700
27		351,500
28		353,400
29		355,000
30		357,000
31		358,800
32		361,000
33		362,600
34		364,000
35		365,700
36		367,300
37		368,700
38		370,800
39		372,700
40		374,700
41		376,400
42		378,300
43		380,200
44		382,100
45		383,400
46		385,500
47		386,900
48		388,500
49		389,800
50		391,700
51		393,300
52		395,100

53	396, 900
54	398, 700
55	400, 400
56	402, 200
57	403, 500
58	405, 000
59	406, 500
60	408, 000
61	409, 400
62	410, 600
63	411, 800
64	413, 000
65	414, 000
66	415, 000
67	416, 000
68	416, 900
69	417, 700
70	418, 600
71	419, 500
72	420, 300
73	421, 000
74	421, 900
75	422, 600
76	423, 500
77	424, 200
78	425, 100
79	425, 900
80	426, 800
81	427, 500
82	428, 300
83	429, 100
84	430, 000
85	430, 600
86	431, 500
87	432, 400
88	433, 300
89	433, 800
90	434, 600
91	435, 300
92	436, 200
93	436, 800
94	437, 600
95	438, 500
96	439, 400
97	440, 000
98	440, 700
99	441, 200
100	441, 500
101	441, 600
102	441, 900
103	442, 100
104	442, 200
105	442, 500
106	442, 600
107	442, 700
108	442, 900
109	443, 200
110	443, 400
111	443, 600

112	443, 700
113	443, 800
114	444, 000
115	444, 600
116	445, 400
117	446, 200

別表第1 (第7条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表 (3)

教職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	213,900	243,400	315,300	342,100	410,600
	2	215,400	245,700	317,300	344,700	412,800
	3	216,900	248,100	319,300	347,500	415,100
	4	218,400	250,400	321,300	350,400	417,400
	5	220,000	252,700	323,200	352,600	420,000
	6	222,700	255,800	324,700	355,000	421,800
	7	225,100	258,800	326,200	357,400	423,400
	8	227,500	261,500	327,900	359,900	424,900
	9	229,900	264,600	329,400	362,700	426,600
	10	232,400	265,400	331,000	364,400	428,300
	11	234,800	266,200	332,900	366,000	430,000
	12	237,100	267,200	334,000	367,500	431,400
	13	239,600	268,200	336,000	369,100	432,900
	14	241,900	269,300	337,500	370,700	434,700
	15	244,300	270,400	338,600	372,300	436,500
	16	246,600	271,500	340,200	373,400	438,300
	17	248,800	272,900	342,000	375,200	440,100
	18	251,800	274,300	344,200	376,400	441,800
	19	254,500	275,600	346,400	378,300	443,500
	20	257,000	277,200	349,100	379,900	445,000
	21	259,800	278,100	351,000	381,100	446,400
	22	260,600	279,800	353,100	383,000	447,700
	23	261,400	281,200	355,100	384,700	449,600
	24	262,400	282,900	357,500	386,000	451,400
	25	263,100	284,300	360,000	387,700	453,100
	26	264,000	286,400	361,600	389,100	454,800
	27	265,100	288,600	363,200	390,600	456,500
	28	266,200	291,200	364,500	392,000	458,200
	29	267,100	293,700	365,900	393,200	459,900
	30	268,400	297,000	367,000	395,100	461,800
	31	269,600	300,000	368,600	396,700	463,600
	32	270,900	303,100	369,800	398,500	465,400
	33	271,700	306,100	371,000	400,100	467,100
	34	273,000	309,100	372,600	402,100	468,900
	35	274,300	312,100	374,300	404,200	470,700
	36	275,500	315,000	375,700	406,300	472,500
	37	276,500	317,800	377,500	408,600	474,100
	38	277,700	319,900	379,400	410,800	475,800
	39	278,700	322,300	381,200	412,800	477,700
	40	280,100	324,900	382,600	414,700	479,400
	41	281,500	327,600	384,000	416,600	481,000
	42	282,800	328,800	385,600	418,100	482,600

	43	283, 800	330, 100	386, 900	419, 500	484, 200
	44	284, 500	331, 100	388, 500	420, 900	485, 700
	45	285, 400	332, 400	389, 800	422, 000	487, 200
	46	285, 800	334, 200	391, 500	423, 200	488, 300
	47	286, 400	335, 800	392, 600	424, 500	489, 600
	48	286, 900	337, 800	394, 000	425, 700	490, 900
	49	287, 500	339, 400	395, 100	427, 300	492, 100
	50	288, 400	341, 700	396, 800	428, 500	492, 700
	51	288, 900	343, 600	398, 600	429, 700	493, 400
	52	289, 900	346, 100	400, 300	431, 000	494, 100
	53	290, 400	348, 100	402, 300	432, 400	494, 600
	54	290, 800	350, 300	404, 200	433, 600	495, 200
	55	291, 600	352, 400	405, 900	435, 000	495, 800
	56	291, 800	354, 400	407, 400	436, 600	496, 400
	57	292, 500	356, 500	408, 900	438, 100	497, 000
	58	292, 800	357, 700	411, 100	439, 500	497, 500
	59	293, 100	359, 100	413, 100	440, 900	498, 000
	60	293, 800	360, 300	415, 000	442, 300	498, 500
	61	294, 600	361, 400	416, 700	444, 000	499, 000
	62	295, 300	363, 000	417, 400	445, 500	499, 500
	63	296, 300	364, 500	418, 700	447, 100	499, 900
	64	297, 100	365, 700	419, 900	448, 600	500, 300
	65	298, 100	367, 300	421, 100	450, 100	500, 700
	66	299, 100	368, 900	422, 400	451, 600	
	67	300, 200	370, 700	423, 700	452, 800	
	68	301, 600	372, 400	424, 800	454, 000	
	69	302, 800	373, 800	426, 000	455, 200	
	70	303, 500	375, 700	427, 100	456, 500	
	71	304, 000	377, 300	428, 400	457, 800	
	72	304, 400	378, 800	429, 700	459, 000	
	73	304, 700	380, 200	430, 700	460, 100	
	74	305, 400	381, 500	431, 800	461, 300	
	75	306, 200	382, 900	432, 900	462, 500	
	76	306, 500	384, 400	434, 200	463, 700	
	77	307, 200	385, 600	435, 500	464, 900	
	78	307, 900	387, 000	436, 700	465, 900	
	79	308, 600	388, 100	437, 700	467, 100	
	80	309, 400	389, 400	438, 800	468, 300	
	81	310, 000	390, 700	439, 900	469, 400	
	82	310, 800	392, 300	441, 100	469, 900	
	83	311, 500	394, 000	442, 300	470, 400	
定年	84	312, 200	395, 500	443, 300	470, 900	
前再	85	312, 800	397, 100	444, 300	471, 300	
任用	86	313, 400	398, 700	445, 300	471, 700	
短時	87	313, 900	400, 100	446, 300	472, 200	
間勤	88	314, 500	401, 400	447, 300	472, 700	
務教	89	315, 100	402, 600	448, 100	473, 100	
職員	90	315, 800	404, 300	448, 900	473, 500	
以外	91	316, 800	406, 000	449, 700	473, 900	

の教 職員	92	317, 200	407, 700	450, 500	474, 300	
	93	317, 500	409, 000	451, 200	474, 700	
	94	318, 300	409, 700	451, 400	475, 100	
	95	319, 100	410, 900	451, 800	475, 500	
	96	320, 000	411, 900	452, 200	475, 900	
	97	321, 000	413, 300	452, 600	476, 200	
	98	321, 800	414, 200	452, 800		
	99	322, 400	415, 100	453, 100		
	100	322, 900	416, 000	453, 400		
	101	323, 500	416, 800	453, 600		
	102	324, 500	417, 300	453, 900		
	103	325, 400	418, 200	454, 200		
	104	326, 100	419, 000	454, 400		
	105	326, 600	419, 700	454, 600		
	106	327, 300	420, 500	454, 900		
	107	327, 900	421, 200	455, 100		
	108	328, 700	421, 900	455, 300		
	109	329, 600	422, 600	455, 500		
	110	329, 900	423, 500	455, 800		
	111	330, 300	424, 300	456, 000		
	112	330, 800	424, 900	456, 200		
	113	331, 300	425, 500	456, 400		
	114	331, 600	426, 200	456, 700		
	115	332, 000	426, 900	457, 000		
	116	332, 500	427, 500	457, 200		
	117	333, 000	428, 100	457, 400		
	118	333, 500	428, 500			
	119	333, 800	428, 900			
	120	334, 200	429, 200			
	121	334, 600	429, 500			
	122	335, 000	429, 800			
	123	335, 500	430, 100			
	124	336, 000	430, 300			
	125	336, 500	430, 500			
	126	336, 800	430, 600			
	127	337, 100	430, 800			
	128	337, 400	431, 000			
	129	337, 600	431, 200			
	130	337, 800	431, 400			
	131	338, 100	431, 600			
	132	338, 300	431, 800			
	133	338, 500	432, 000			
	134	338, 700	432, 200			
	135	338, 900	432, 500			
	136	339, 100	432, 700			
	137	339, 200	432, 900			
	138	339, 400	433, 200			
	139	339, 700	433, 400			
	140	340, 000	433, 600			

141	340, 200	433, 800			
142	340, 400	434, 100			
143	340, 700	434, 300			
144	340, 900	434, 500			
145	341, 100	434, 700			
146	341, 300	435, 000			
147	341, 600	435, 300			
148	341, 900	435, 500			
149	342, 100	435, 700			
150	342, 300	435, 900			
151	342, 600	436, 200			
152	342, 900	436, 400			
153	343, 100	436, 600			
154	343, 400				
155	343, 700				
156	343, 900				
157	344, 100				
158	344, 400				
159	344, 700				
160	344, 900				
161	345, 100				
162	345, 300				
163	345, 600				
164	345, 800				
165	346, 000				
166	346, 300				
167	346, 600				
168	346, 800				
169	347, 000				
170	347, 300				
171	347, 600				
172	347, 800				
173	348, 000				
174	348, 300				
175	348, 600				
176	348, 800				
177	349, 000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	264, 400	301, 600	330, 800	359, 400	403, 100

備考

- この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員に適用する。
- この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|-----|---------------|------------------|
| (1) | 教諭、養護教諭及び栄養教諭 | 2級3号給の給料月額に相当する額 |
| (2) | 講師、助教諭及び養護助教諭 | 1級5号給の給料月額に相当する額 |

イ 教育職給料表 (4)

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	213,900	233,300	315,100	323,400	410,200
	2	215,400	235,800	317,500	324,800	411,300
	3	216,900	238,300	319,400	326,200	412,400
	4	218,400	240,800	321,500	327,700	413,800
	5	220,000	243,400	323,400	329,500	414,600
	6	222,700	245,700	324,800	331,300	415,800
	7	225,100	248,100	326,200	333,300	416,600
	8	227,500	250,400	327,700	335,200	417,500
	9	229,900	252,600	329,200	337,300	418,800
	10	232,400	255,800	330,700	339,100	419,800
	11	234,800	258,800	332,500	341,600	420,800
	12	237,100	261,500	333,900	343,600	421,900
	13	239,600	264,600	336,000	345,900	422,900
	14	241,900	265,400	337,100	348,000	423,800
	15	244,300	266,200	338,700	349,800	425,100
	16	246,600	267,200	340,200	351,900	426,400
	17	248,800	268,200	342,000	353,900	427,500
	18	251,800	269,400	344,200	356,200	429,000
	19	254,500	270,600	346,300	358,500	430,400
	20	257,000	271,700	348,800	361,500	431,800
	21	259,800	272,900	350,500	363,800	433,200
	22	260,600	274,400	352,800	365,300	434,600
	23	261,400	275,700	354,700	366,600	436,100
	24	262,400	277,200	357,300	368,200	437,700
	25	263,100	278,000	359,800	369,200	439,100
	26	264,000	279,800	361,600	370,600	440,500
	27	265,000	281,300	363,300	371,900	441,900
	28	266,000	282,900	365,000	373,200	443,200
	29	267,000	284,300	366,100	375,000	444,500
	30	268,300	287,600	367,000	376,500	445,800
	31	269,500	290,800	368,400	378,300	447,200
	32	270,600	294,300	369,700	379,800	448,600
	33	271,400	297,800	371,000	381,000	449,700
	34	272,800	301,200	372,600	382,400	451,000
	35	273,700	304,400	374,400	383,600	452,200
	36	274,900	307,500	375,700	384,900	453,500
	37	275,900	310,500	377,400	386,300	454,400
	38	277,000	313,500	378,800	387,700	455,600
	39	277,900	316,400	380,100	389,400	456,900
	40	279,200	319,300	381,400	391,000	458,200
	41	280,400	322,000	382,400	392,600	459,500
	42	281,500	323,200	383,900	394,000	460,600
	43	282,400	324,600	385,100	395,600	461,600
	44	283,300	325,700	386,200	397,100	462,700

	45	284, 400	327, 500	387, 500	398, 800	463, 900
	46	285, 200	328, 600	388, 700	400, 400	464, 700
	47	285, 900	329, 900	390, 000	402, 100	465, 500
	48	286, 700	331, 200	391, 400	403, 900	466, 400
	49	287, 300	332, 500	392, 700	405, 100	467, 300
	50	287, 900	333, 900	394, 200	406, 500	467, 700
	51	288, 600	336, 000	395, 800	407, 600	468, 100
	52	289, 200	337, 900	397, 200	408, 700	468, 600
	53	289, 600	339, 600	398, 600	409, 600	469, 100
	54	290, 100	341, 700	400, 400	410, 700	469, 600
	55	290, 600	343, 600	401, 800	411, 800	470, 100
	56	291, 000	345, 900	403, 400	413, 200	470, 500
	57	291, 600	347, 800	404, 500	414, 000	470, 900
	58	291, 800	350, 100	405, 300	415, 100	471, 300
	59	292, 600	352, 100	406, 300	415, 900	471, 700
	60	293, 100	354, 300	407, 200	416, 500	472, 100
	61	294, 100	356, 400	407, 800	417, 800	472, 500
	62	294, 500	357, 800	408, 700	418, 800	472, 900
	63	295, 300	359, 300	409, 500	419, 900	473, 300
	64	295, 700	360, 900	410, 300	421, 000	473, 700
	65	296, 100	361, 700	411, 400	422, 100	474, 000
	66	297, 400	363, 100	412, 200	423, 000	
	67	298, 100	364, 400	413, 100	424, 300	
	68	299, 300	365, 700	414, 000	425, 500	
	69	300, 700	367, 400	414, 800	426, 600	
	70	301, 800	369, 100	415, 900	427, 700	
	71	302, 500	370, 800	416, 800	428, 800	
	72	303, 100	372, 400	417, 900	429, 800	
	73	303, 300	373, 600	418, 700	430, 800	
定年	74	303, 600	375, 200	419, 600	432, 000	
前再	75	304, 000	376, 100	420, 500	433, 100	
任用	76	304, 400	377, 300	421, 300	434, 300	
短時	77	305, 200	378, 700	422, 100	434, 900	
間勤	78	305, 800	380, 100	422, 900	435, 700	
務教	79	306, 500	381, 000	423, 600	436, 400	
職員	80	307, 200	382, 400	424, 400	436, 900	
以外	81	307, 800	383, 000	425, 000	437, 200	
の教	82	308, 200	384, 100	425, 800	437, 500	
職員	83	308, 700	385, 300	426, 500	437, 800	
	84	309, 400	386, 300	427, 100	438, 200	
	85	309, 800	387, 900	427, 700	438, 400	
	86	310, 400	389, 100	428, 300	438, 800	
	87	310, 700	390, 400	428, 800	439, 100	
	88	311, 200	391, 700	429, 500	439, 400	
	89	311, 800	392, 800	429, 800	439, 500	
	90	312, 300	394, 100	430, 200	439, 900	
	91	312, 900	395, 100	430, 400	440, 200	
	92	313, 200	396, 300	430, 700	440, 500	
	93	313, 500	397, 400	430, 800	440, 700	

94	313, 700	398, 000	431, 000	440, 900
95	314, 000	398, 700	431, 300	441, 100
96	314, 400	399, 600	431, 400	441, 300
97	314, 700	400, 000	431, 500	441, 500
98	315, 200	400, 600	431, 700	441, 700
99	315, 700	401, 200	431, 900	442, 000
100	316, 000	402, 000	432, 100	442, 200
101	316, 600	402, 800	432, 300	442, 400
102	316, 800	403, 400	432, 500	442, 600
103	317, 000	404, 300	432, 800	442, 800
104	317, 200	405, 100	433, 000	443, 000
105	317, 400	405, 500	433, 200	443, 200
106	317, 600	406, 300	433, 500	443, 500
107	317, 800	407, 000	433, 700	443, 800
108	318, 000	407, 900	433, 900	444, 000
109	318, 200	408, 500	434, 100	444, 200
110	318, 400	409, 200	434, 300	
111	318, 600	409, 900	434, 600	
112	318, 800	410, 500	434, 800	
113	318, 900	411, 100	435, 000	
114	319, 100	411, 900	435, 300	
115	319, 300	412, 600	435, 600	
116	319, 500	413, 300	435, 800	
117	319, 700	413, 800	436, 000	
118	319, 900	414, 500		
119	320, 100	415, 000		
120	320, 300	415, 600		
121	320, 500	416, 200		
122	320, 700	416, 700		
123	320, 900	417, 200		
124	321, 100	417, 700		
125	321, 300	417, 900		
126	321, 500	418, 200		
127	321, 800	418, 400		
128	322, 000	418, 700		
129	322, 200	419, 000		
130	322, 400	419, 300		
131	322, 700	419, 600		
132	322, 900	419, 800		
133	323, 100	420, 100		
134	323, 300	420, 300		
135	323, 600	420, 500		
136	323, 800	420, 700		
137	324, 000	420, 900		
138		421, 100		
139		421, 400		
140		421, 600		
141		421, 800		
142		422, 100		

143		422,300			
144		422,500			
145		422,700			
146		423,000			
147		423,200			
148		423,400			
149		423,600			
150		423,700			
151		424,000			
152		424,200			
153		424,400			
154		424,700			
155		425,000			
156		425,200			
157		425,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	255,000	297,800	325,100	351,900	380,000

備考

- この表は、小学校及び中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第2（第7条関係）

行政職給料表

教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	202,100	268,000	293,800	301,000
	2	203,200	269,600	295,500	303,100
	3	204,300	271,000	297,400	305,000
	4	206,000	272,700	299,300	307,300
	5	207,700	274,400	301,000	309,100
	6	209,500	275,800	303,100	311,400
	7	211,200	277,400	305,000	313,500
	8	212,800	279,100	307,300	315,600
	9	214,200	280,800	308,900	317,400
	10	216,200	282,300	311,200	319,200
	11	218,000	283,600	313,300	321,000
	12	219,800	284,800	315,400	322,600
	13	221,700	285,400	316,900	324,400
	14	223,500	286,700	318,700	326,700
	15	225,200	288,100	320,600	328,900
	16	227,200	289,600	322,200	330,600
	17	229,000	291,000	323,600	332,700
	18	230,900	292,400	325,900	334,600
	19	232,800	294,000	328,000	336,600
	20	234,000	295,600	329,700	338,800
	21	235,100	297,200	331,700	340,600
	22	236,400	299,000	333,700	342,400
	23	237,500	300,700	335,300	344,100
	24	239,000	302,600	337,400	346,200
	25	240,500	303,800	338,900	347,500
	26	242,100	305,800	340,500	349,700
	27	243,600	307,500	341,900	351,500
	28	245,100	309,400	343,500	353,400
	29	246,500	310,700	344,800	355,000
	30	248,000	312,100	346,600	357,000
	31	249,300	313,700	348,100	358,800
	32	250,900	315,000	349,800	361,000
	33	252,500	316,600	351,300	362,600
	34	254,000	318,200	352,900	364,000
	35	255,500	319,900	354,300	365,700
	36	257,300	321,300	356,300	367,300
	37	258,700	323,300	357,700	368,700
	38	260,500	324,600	359,000	370,800
	39	262,000	326,100	360,500	372,700
	40	263,700	328,100	361,700	374,700
	41	264,900	329,700	362,700	376,400
	42	266,300	331,200	364,200	378,300
	43	267,700	332,500	365,700	380,200
	44	269,000	334,200	367,200	382,100
	45	270,100	335,600	368,500	383,400

	46	271,700	337,200	369,800	385,500
	47	273,000	338,900	371,200	386,900
	48	274,600	340,400	372,600	388,500
	49	275,700	342,100	373,800	389,800
	50	276,900	343,500	374,900	391,700
	51	277,700	344,700	376,100	393,300
	52	278,300	346,400	377,000	395,100
	53	278,600	347,700	377,800	396,900
	54	279,100	348,800	379,100	398,700
	55	279,600	350,100	380,300	400,400
	56	280,500	351,300	381,600	402,200
	57	281,100	352,400	383,100	403,500
	58	281,900	353,500	384,300	405,000
	59	282,900	354,300	385,400	406,500
	60	284,000	355,300	386,700	408,000
	61	284,800	356,200	387,500	409,400
	62	285,400	357,200	388,600	410,600
	63	285,900	358,000	389,800	411,800
定年	64	287,000	358,900	391,000	413,000
前再	65	287,900	359,400	392,000	414,000
任用	66	289,000	360,100	392,800	415,000
短時	67	290,100	360,900	393,500	416,000
間勤	68	291,300	361,500	394,500	416,900
務教	69	292,100	362,100	395,300	417,700
職員	70	292,800	363,100	396,200	418,600
以外	71	293,400	363,800	396,800	419,500
の教	72	294,400	364,700	397,700	420,300
職員	73	295,200	366,000	398,500	421,000
	74	296,000	367,100	399,200	421,900
	75	296,900	368,200	400,000	422,600
	76	297,500	369,400	400,800	423,500
	77	298,100	370,200	401,500	424,200
	78	298,800	371,100	402,300	425,100
	79	299,600	372,000	402,900	425,900
	80	300,300	372,800	403,700	426,800
	81	300,800	373,600	404,000	427,500
	82	301,300	374,500	404,700	428,300
	83	301,800	375,200	405,400	429,100
	84	302,400	376,000	406,200	430,000
	85	302,900	376,800	406,800	430,600
	86	303,400	377,500	407,400	431,500
	87	303,900	377,900	407,900	432,400
	88	304,700	378,700	408,600	433,300
	89	305,300	379,600	409,200	433,800
	90	305,600	380,400	409,900	434,600
	91	305,800	381,100	410,600	435,300
	92	306,000	381,800	411,300	436,200
	93	306,100	382,400	411,800	436,800
	94	306,400	383,100	412,400	437,600
	95	306,700	383,700	412,900	438,500
	96	306,900	384,500	413,600	439,400

97	307, 200	384, 900	413, 900	440, 000
98	307, 400	385, 600	414, 600	440, 700
99	307, 700	386, 200	415, 300	441, 200
100	307, 900	386, 900	416, 000	441, 500
101	308, 100	387, 600	416, 600	441, 600
102	308, 400	388, 300	417, 000	441, 900
103	308, 900	388, 900	417, 300	442, 100
104	309, 400	389, 600	417, 500	442, 200
105	309, 600	390, 100	417, 600	442, 500
106		390, 800	417, 700	442, 600
107		391, 500	417, 800	442, 700
108		392, 200	417, 900	442, 900
109		392, 700	418, 000	443, 200
110		393, 400	418, 100	443, 400
111		394, 000	418, 200	443, 600
112		394, 700	418, 300	443, 700
113		395, 100	418, 400	443, 800
114		395, 800	418, 500	444, 000
115		396, 400	418, 600	444, 600
116		397, 100	418, 700	445, 400
117		397, 600	418, 800	446, 200
118		398, 200	418, 900	
119		398, 700	419, 000	
120		399, 400	419, 100	
121		399, 900	419, 200	
122		400, 500	419, 300	
123		401, 200	419, 400	
124		401, 900	419, 500	
125		402, 400	419, 600	
126		402, 900		
127		403, 400		
128		404, 100		
129		404, 500		
130		404, 900		
131		405, 300		
132		405, 600		
133		405, 900		
134		406, 100		
135		406, 300		
136		406, 400		
137		406, 500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		256, 700	275, 000	303, 600
				330, 500

備考

- この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務職員に適用する。
- 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第7条関係）

医 療 職 給 料 表 (2)

教職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
	1	202,100	268,000	293,800
	2	203,200	269,600	295,500
	3	204,300	271,000	297,400
	4	206,000	272,700	299,300
	5	207,700	274,400	301,000
	6	209,500	275,800	303,100
	7	211,200	277,400	305,000
	8	212,800	279,100	307,300
	9	214,200	280,800	308,900
	10	216,200	282,300	311,200
	11	218,000	283,600	313,300
	12	219,800	284,800	315,400
	13	221,700	285,400	316,900
	14	223,500	286,700	318,700
	15	225,200	288,100	320,600
	16	227,200	289,600	322,200
	17	229,000	291,000	323,600
	18	230,900	292,400	325,900
	19	232,800	294,000	328,000
	20	234,000	295,600	329,700
	21	235,100	297,200	331,700
	22	236,400	299,000	333,700
	23	237,500	300,700	335,300
	24	239,000	302,600	337,400
	25	240,500	303,800	338,900
	26	242,100	305,800	340,500
	27	243,600	307,500	341,900
	28	245,100	309,400	343,500
	29	246,500	310,700	344,800
	30	248,000	312,100	346,600
	31	249,300	313,700	348,100
	32	250,900	315,000	349,800
	33	252,500	316,600	351,300
	34	254,000	318,200	352,900
	35	255,500	319,900	354,300
	36	257,300	321,300	356,300
	37	258,700	323,300	357,700
	38	260,500	324,600	359,000
	39	262,000	326,100	360,500
	40	263,700	328,100	361,700
	41	264,900	329,700	362,700
	42	266,300	331,200	364,200

	43	267, 700	332, 500	365, 700
	44	269, 000	334, 200	367, 200
	45	270, 100	335, 600	368, 500
	46	271, 700	337, 200	369, 800
	47	273, 000	338, 900	371, 200
	48	274, 600	340, 400	372, 600
	49	275, 700	342, 100	373, 800
	50	276, 900	343, 500	374, 900
	51	277, 700	344, 700	376, 100
	52	278, 300	346, 400	377, 000
	53	278, 600	347, 700	377, 800
	54	279, 500	348, 800	379, 100
	55	280, 500	350, 100	380, 300
	56	281, 500	351, 300	381, 600
	57	282, 400	352, 400	383, 100
	58	283, 500	353, 500	384, 300
	59	284, 900	354, 300	385, 400
定年	60	286, 400	355, 300	386, 700
前再	61	287, 600	356, 200	387, 500
任用	62	288, 500	357, 200	388, 600
短時	63	289, 500	358, 000	389, 800
間勤	64	291, 000	358, 900	391, 000
務教	65	291, 900	359, 400	392, 000
職員	66	293, 400	360, 100	392, 800
以外	67	294, 800	360, 900	393, 500
の教	68	296, 400	361, 500	394, 500
職員	69	297, 700	362, 100	395, 300
	70	298, 900	363, 100	396, 200
	71	299, 700	363, 800	396, 800
	72	301, 000	364, 700	397, 700
	73	302, 400	366, 000	398, 500
	74	303, 400	367, 100	399, 200
	75	304, 500	368, 200	400, 000
	76	305, 400	369, 400	400, 800
	77	306, 700	370, 200	401, 500
	78	307, 900	371, 100	402, 300
	79	309, 000	372, 000	402, 900
	80	310, 000	372, 800	403, 700
	81	311, 100	373, 600	404, 000
	82	311, 800	374, 500	404, 700
	83	312, 600	375, 200	405, 400
	84	313, 700	376, 000	406, 200
	85	314, 500	376, 800	406, 800
	86	315, 100	377, 500	407, 400
	87	315, 900	377, 900	407, 900
	88	316, 800	378, 700	408, 600
	89	318, 000	379, 600	409, 200
	90	318, 500	380, 400	409, 900
	91	319, 000	381, 100	410, 600

92	319,700	381,800	411,300
93	320,000	382,400	411,800
94	320,200	383,100	412,400
95	320,400	383,700	412,900
96	320,600	384,500	413,600
97	320,800	384,900	413,900
98		385,600	414,600
99		386,200	415,300
100		386,900	416,000
101		387,600	416,600
102		388,300	417,000
103		388,900	417,300
104		389,600	417,500
105		390,100	417,600
106		390,800	417,700
107		391,500	417,800
108		392,200	417,900
109		392,700	418,000
110		393,400	418,100
111		394,000	418,200
112		394,700	418,300
113		395,100	418,400
114		395,800	418,500
115		396,400	418,600
116		397,100	418,700
117		397,600	418,800
118		398,200	
119		398,700	
120		399,400	
121		399,900	
122		400,500	
123		401,200	
124		401,900	
125		402,400	
126		402,900	
127		403,400	
128		404,100	
129		404,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	259,500	275,000	303,600

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額は、1級13号給の給料月額に相当する額とする。

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号本文中「以下この号」を「第3項及び第5項」に、「。」を「」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号アからスまで以外の部分中「次に掲げる教職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で」に、「その額から」を「当該人事委員会規則で定める額から」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる教職員のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額（次項において「駐車場料金等相当額」という。）を支給する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第35条第2項中「、教育委員会が定める割合を乗じて得た額に、」を削り、同条第3項中「扶養手当の月額並びにこれら」を「これ」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第29項の改正規定は公布の日から、第2条及び付則第9項の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正後の教職員給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）からこの条例の施行の日（第6項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正前の教職員給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、教育委員会の定める教職員の改正後の教職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に教育委員会の定めるところによる。

（適用日前の異動者の号給の調整）

4 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（教職員が受けていた号給等の基礎）

- 5 前2項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の教職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 6 施行日から令和8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある教職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の教職員給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の教職員給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 7 改正後の教職員給与条例の規定を適用する場合において、改正前の教職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(通勤手当に関する経過措置)
- 8 第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第22条第3項の規定は、令和8年4月1日前に公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた教職員にも適用する。
(令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する経過措置)
- 9 令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第35条第3項の規定の適用については、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第17条の管理職手当の支給を受ける教職員を除き、同項中「これ」とあるのは、「扶養手当の月額並びにこれら」とする。
(委任)
- 10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第59号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例（平成28年北九州市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「北九州市旅費条例」の次に「（昭和38年北九州市条例第102号）」を加え、同条を第2条とする。

第5条を第3条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例（以下「新教職員旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新教職員旅費条例第2条の規定によりその例によることとされる北九州市旅費条例の一部を改正する条例（令和7年北九州市条例第48号。以下「改正条例」という。）による改正後の北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）第4条第1項の規定により旅行命令等が発せられた旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例第4条の規定によりその例によることとされる改正条例による改正前の北九州市旅費条例第5条第1項の規定により旅行命令等が発せられた旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項の規定により旅行命令等が発せられ、かつ、施行日以後に新教職員旅費条例第2条の規定によりその例によることとされる改正条例による改正後の北九州市旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等が変更された旅行については、新教職員旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第60号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「週休日」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

4 教育委員会は、教職員（人事委員会規則で定める教職員を除く。以下この項において同じ。）について、公務の運営に支障がないと認める場合には、次条第1項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、第1項の規定による週休日のほかに当該教職員の勤務時間を割り振らない日を設けることができる。

第8条本文中「週休日」の次に「、第4条第4項の規定により勤務を割り振らない日」を加える。

第12条の見出し中「週休日」の次に「等」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、教職員に第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正）

2 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「の規定による」を「第4条第1項から第3項までに規定する」に、「以下」を「第30条第1項において」に改める。

第25条第2項中「第12条第1項」の次に「又は同条第2項の規定にお

いて読み替えて準用する同条第1項」を加える。

第26条第3項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第30条第1項中「により週休日」の次に「、教職員勤務時間等条例第4条第4項に規定する勤務時間を割り振らない日」を加える。

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第62号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成29年北九州市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第30条第3号ハ」を「第30条第3号ニ」に改める。

第6条第1号を次のように改める。

（1） 命令第44条第1号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（イにおいて「要保護者等」という。）に係る固定資産税又は軽自動車税の種別割に関する情報

イ 要保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活に困窮する外国人に対する保護の実施、保護の開始若しくは保護の変更、職権による保護の開始若しくは職権による保護の変更若しくは保護の停止若しくは廃止に関する情報（第14条第1号イにおいて「外国人生活保護実施関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報（同号イにおいて「外国人就労自立給付金関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する進学・就職準備給付金の支給に関する情報（同号イにおいて「外国人進学・就職準備給付金関係情報」という。）

第11条第1号イ中「第83条第1号ヌ、ヲ及びカ」を「第83条第1号ル、ワ及びヨ」に改め、同条第6号イ中「第83条第4号ヘ及びチ」を「第83条第4号ト及びリ」に改める。

第14条第1号を次のように改める。

（1） 命令第127条第1号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にあ

る者又は支給を受けていた者（イにおいて「要支援者等」という。）に
係る固定資産税又は軽自動車税の種別割に関する情報

イ 要支援者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係
情報、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学・就職準備給付金
関係情報

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第63号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第1号ア及びイ以外の部分中「次に掲げる情報」を「生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に係る北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）第13条の規定による使用料の納付に関する情報」に改め、同号ア及びイを削る。

第12条第1号ア及びイ以外の部分中「次に掲げる情報」を「北九州市営住宅条例第2条第1号の公営住宅の入居者又は同居者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号及び第25条第1号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号及び第25条において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等支援法（以下この号及び第25条において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等支援法第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。第25条

において同じ。) 並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）」に改め、同号ア及びイを削る。

第13条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる事務」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の3第1項の保険料の特別徴収に関する事務」に、「同項」を「同表の13の項」に、「当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報」を「被保険者に係る介護保険法第135条の規定による保険料の特別徴収に関する情報」に改め、同条各号を削る。

第17条第1号ア及びイ以外の部分中「次に掲げる情報」を「北九州市営住宅条例第2条第2号の改良住宅の入居者又は同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同号ア及びイを削る。

第20条各号列記以外の部分中「次に掲げる情報」を「当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条各号を削る。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条第1号中「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）」を加える。

第25条第1号ア及びイ以外の部分中「次に掲げる情報」を「中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る北九州市営住宅条例第13条の規定による使用料の納付に関する情報」に改め、同号ア及びイを削る。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第32条第1号ウ中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭和25年法律第123号）」を加え、同号ク中「外国人就労自立給付金関係情報」を「生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情

報」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第 64 号

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年北九州市条例第 46 号）の施行期日は、令和 7 年 1 月 23 日とする。

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第65号

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和元年北九州市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号ウ中「340円」を「350円」に改め、同号エ中「480円」を「500円」に改め、同号オ中「620円」を「650円」に改め、同号カ中「760円」を「790円」に改め、同号キ中「890円」を「940円」に改め、同号ク中「1,030円」を「1,090円」に改め、同号ケ中「1,170円」を「1,240円」に改め、同号コ中「1,250円」を「1,390円」に改め、同号サ中「1,340円」を「1,540円」に改め、同号シ中「1,420円」を「1,690円」に改め、同号ス中「1,510円」を「1,850円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(費用弁償の内扱)
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された往復に要する費用は、改正後の規則の規定による往復に要する費用の内扱とみなす。

北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第 66 号

北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市職員退職手当支給条例施行規則（昭和 38 年北九州市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 を第 11 条の 2 の 2 とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集の範囲）

第 11 条の 2　条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める年齢は、50 歳以上 57 歳未満とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第 67 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

商工貿易会館	午前 9 時から午後 10 時まで	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
総合食料品小売センター	午前 9 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	(1) 日曜日 (12 月 28 日から同月 31 日までの間の日曜日を除く。) (2) 1 月 1 日から同月 4 日までの日

を

」

「

商工貿易会館	午前 9 時から午後 10 時まで	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
--------	-------------------	---------------------------

に

」

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林法に基づく火入許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 68 号

森林法に基づく火入許可に関する規則の一部を改正する規則

森林法に基づく火入許可に関する規則（昭和 59 年北九州市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 号中「乾燥注意報」の次に「、北九州市火災予防条例（昭和 48 年北九州市条例第 49 号）第 32 条の 2 第 1 項の林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）」を加える。

第 13 条中「乾燥注意報」の次に「、林野火災注意報」を加える。

第 14 条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「又は乾燥注意報」を「、乾燥注意報又は林野火災注意報」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第69号

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則

北九州市火災予防規則（昭和49年北九州市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「警報」の次に「（次項において「火災警報」という。）」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3）次条に規定する林野火災に関する注意報の発令の要件を満たし、かつ、強風注意報が発表されている場合

第5条に次の1項を加える。

2 市長は、気象状況が前項各号のいずれにも該当しなくなったときは、火災警報を解除する。

第5条の次に次の1条を加える。

（林野火災に関する注意報の発令）

第5条の2 市長は、条例第32条の2第1項の規定による林野火災に関する注意報（以下この条において「林野火災注意報」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。

（1）発令しようとする日前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ同日前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合

（2）発令しようとする日前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されている場合

2 前項の規定にかかわらず、発令しようとする日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合には、林野火災注意報は発令しない。

3 市長は、気象状況が第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、林野火災注意報を解除する。

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第 70 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年北九州市条例第 58 号）の施行期日は、令和 7 年 1 月 23 日とする。

北九州市告示第462号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第8条の規定により、北九州市立小倉北ふれあい保育所等における指定管理者を次のとおり告示する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者	指定する期間
北九州市立小倉北ふれあい保育所 (乳児部) (夜間部)	社会福祉法人正善寺福祉会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
北九州市立北方保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
北九州市立千防保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

北九州市告示第463号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

1 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4017 8025 64	合同会社干支の和	訪問介護支援未	北九州市小倉北区神岳二丁目6番3号	令和7年1月1日
4016 7024 19	ほほえみ浅川株式会社	ヘルパーステーションほほえみ浅川	北九州市八幡西区浅川学園台二丁目2番1号	令和7年1月2日
4016 7024 27	合同会社Fine	ヘルパーステーションFine	北九州市八幡西区穴生一丁目7番8号	令和7年1月2日
4017 8026 48	株式会社One earth	訪問介護まんまる	北九州市小倉北区熊本三丁目2番6号サンライズビル1階3号室	令和7年1月2日

2 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4017 8025 64	合同会社干支の和	訪問介護支援未	北九州市小倉北区神岳二丁目6番3号	令和7年1月1日
4016	合同会社Fine	ヘルパーステー	北九州市八	令和7年1

7 0 2 4 2 7	e	ション Fine	幡西区穴生 一丁目 7 番 8 号	2 月 1 日
4 0 1 7 8 0 2 6 4 8	株式会社One earth	訪問介護 まん まる	北九州市小 倉北区熊本 三丁目 2 番 6 号サンラ イズビル 1 階 3 号室	令和 7 年 1 2 月 1 日

3 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 7 7 0 2 2 3 6	一般社団法人ぱ るむ	ヘルパーステー ションらび	北九州市小 倉南区長行 東一丁目 1 1 番 1 6 号	令和 7 年 1 1 月 1 日

4 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 7 7 0 2 5 8 2	株式会社架け橋	生活介護 にじ いろプラス	北九州市小 倉南区高野 一丁目 4 番 2 号	令和 7 年 1 1 月 1 日

5 指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練））

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 6 4 0 0 7 0 9	デコボコシフト 株式会社	ディーエンカレ ッジ 北九州キ ヤンパス	北九州市戸 畠区中本町 8 番 1 4 号 F A R O 戸 畠駅前マン ション 3 階	令和 7 年 1 1 月 1 日

6 指定障害福祉サービス事業者（就労選択支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 6 6 0 0 7 3 8	社会福祉法人北 九州精神保健福 祉事業協会	ジョブサポート センター八幡	北九州市八 幡東区西本 町二丁目 2 番 1 号さわ らびガーデ ンモール八 幡三番街 2 階	令和 7 年 1 1 月 1 日

4 0 1 7 8 0 2 5 4 9	株式会社あいふ ろいで	選択ふろいで	北九州市小 倉北区浅野 二丁目 1 7 番 3 8 号 コ ンダクト浅 野 N o . 3 ビル 3 0 1 、 3 0 2 、 3 0 6 号	令和 7 年 1 1 月 1 日
4 0 1 7 8 0 2 5 5 6	ウェルビー株式 会社	ウェルビー小倉 駅前センター	北九州市小 倉北区浅野 二丁目 1 4 番 1 - 1 1 0 号	令和 7 年 1 1 月 1 日
4 0 1 7 8 0 2 5 9 8	社会福祉法人北 九州精神保健福 祉事業協会	北九州市立浅野 社会復帰センタ ー	北九州市小 倉北区浅野 二丁目 1 6 番 3 8 号	令和 7 年 1 1 月 1 日
4 0 1 7 8 0 2 6 2 2	ユニバーサルワ ークジャパン株 式会社	U N I W O R K セレクト	北九州市小 倉北区紺屋 町 4 番 6 - 8 0 2 号	令和 7 年 1 1 月 1 日

7 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援（一般型））

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 6 7 0 2 3 9 3	株式会社 E - L a b o	L i f e ラボ	北九州市八 幡西区陣原 三丁目 2 番 2 3 - 2 0 2 号	令和 7 年 1 1 月 1 日
4 0 1 7 8 0 2 6 0 6	デコボコシフト 株式会社	ディーキャリア 北九州オフィス	北九州市小 倉北区室町 二丁目 5 番 1 - 2 0 1 号	令和 7 年 1 1 月 1 日
4 0 1 6 7 0 2 4 3 5	八幡陸運株式会 社	就労移行支援事 業所 L o o h c s ルークス	北九州市八 幡西区陣原 一丁目 1 4 番 2 8 号 1 階	令和 7 年 1 2 月 1 日

8 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援（A型））

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日

4 0 1 7 8 0 2 6 5 5	株式会社アヴェ ク	アヴェク小倉	北九州市小 倉北区京町 三丁目6番 11号 京 町シンコ ビル4階	令和7年1 2月1日
---------------------------	--------------	--------	--	---------------

9 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援（B型））

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 6 6 0 0 7 4 6	マーチ株式会社	マーチ八幡	北九州市八 幡東区松尾 町13番2 8号	令和7年1 2月1日
4 0 1 6 7 0 2 4 4 3	合同会社B l u e M o o n	工房 碧い月	北九州市八 幡西区大畑 町12番7 号	令和7年1 2月1日
4 0 1 7 8 0 2 6 3 0	株式会社A r m i t h	L i t o , W o r k L i n k	北九州市小 倉北区高坊 二丁目12 番6号	令和7年1 2月1日
4 0 1 7 8 0 2 6 5 5	株式会社アヴェ ク	アヴェク小倉	北九州市小 倉北区京町 三丁目6番 11号 京 町シンコ ビル4階	令和7年1 2月1日

10 指定障害福祉サービス事業者（就労定着支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 1 7 8 0 2 6 1 4	デコボコシフト 株式会社	ディーキャリア 北九州オフィス	北九州市小 倉北区室町 二丁目5番 1-201 号	令和7年1 1月1日

11 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 2 6 4 0 0 0 6 1	株式会社わかぞ の	グループホーム 彩生	北九州市戸 畠区銀座二 丁目6番5 号	令和7年1 1月1日
4 0 2 7	有限会社小倉介	エスポワール篠	北九州市小	令和7年1

8002 93	護サービスさつ き	崎	倉北区篠崎 二丁目16 番24号	2月1日
------------	--------------	---	------------------------	------

1 2 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4036 7004 50	株式会社三葉	COMPASS サポート八幡	北九州市八 幡西区町上 津役東二丁 目2番7号	令和7年1 2月1日

1 3 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4056 4002 13	デコボコシフト 株式会社	ハッピーテラス 戸畠駅前教室	北九州市戸 畠区中本町 8番14号 F A R O 戸 畠駅前ビル 2階	令和7年1 1月1日
4056 5000 20	株式会社TNK	放課後等デイサ ービス ひびき のそらん	北九州市若 松区塩屋三 丁目33番 19号	令和7年1 1月1日
4056 7006 04	B a n c o r 株 式会社	ユニプレk i d s 永犬丸南校	北九州市八 幡西区永犬 丸南町三丁 目16番3号	令和7年1 1月1日
4056 7006 12	デコボコシフト 株式会社	ハッピーテラス 黒崎教室	北九州市八 幡西区藤田 三丁目3番 16号 村 上ビル2階	令和7年1 1月1日
4056 7006 20	有限会社月翔	きらら児童発達 支援幸神	北九州市八 幡西区幸神 一丁目7番 5号	令和7年1 2月1日
4057 8004 29	株式会社からだ ラボくじら	ひまわり～彩り っ子～	北九州市小 倉北区清水 三丁目13 番19号	令和7年1 2月1日

1 4 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
------	--------	---------	--------	-------

号				
4 0 5 6 4 0 0 2 1 3	デコボコシフト 株式会社	ハッピーテラス 戸畠駅前教室	北九州市戸 畠区中本町 8番14号 F A R O 戸 畠駅前ビル 2階	令和7年1 1月1日
4 0 5 6 7 0 0 6 0 4	B a n c o r 株 式会社	ユニプレk i d s 永犬丸南校	北九州市八 幡西区永犬 丸南町三丁 目16番3 号	令和7年1 1月1日
4 0 5 6 7 0 0 6 1 2	デコボコシフト 株式会社	ハッピーテラス 黒崎教室	北九州市八 幡西区藤田 三丁目3番 16号 村 上ビル2階	令和7年1 1月1日
4 0 5 7 8 0 0 4 2 9	株式会社からだ ラボくじら	ひまわり～彩り っ子～	北九州市小 倉北区清水 三丁目13 番19号	令和7年1 2月1日

1 5 指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援）

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 5 7 6 0 0 0 1 9	株式会社ダブリ ューエル	ブーフーウー2 号館	北九州市門 司区高田一 丁目10番 4号	令和7年1 1月1日
4 0 5 6 7 0 0 3 3 1	株式会社日垣設 計	ソフィアスペー ス上津役	北九州市八 幡西区上上 津役四丁目 19番12 号	令和7年1 2月1日

1 6 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 6 6 0 0 0 3 2	株式会社 i w a o	相談支援事業所 あーくえんじえ る	北九州市八 幡東区日の 出三丁目1 7番22号	令和7年1 1月1日
4 0 7 6 7 0 0 1 6 2	株式会社三葉	C O M P A S S サポート八幡	北九州市八 幡西区町上 津役東二丁	令和7年1 2月1日

北九州市上下水道局管理規程第13号

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程及び北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月22日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程及び北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2, 900円」を「1万3, 500円」に改め、同号カ中「1万5, 800円」を「1万6, 600円」に改め、同号キ中「1万8, 700円」を「1万9, 700円」に改め、同号ク中「2万1, 600円」を「2万2, 800円」に改め、同号ケ中「2万4, 400円」を「2万5, 900円」に改め、同号コ中「2万6, 200円」を「2万9, 100円」に改め、同号サ中「2万8, 000円」を「3万2, 300円」に改め、同号シ中「2万9, 800円」を「3万5, 500円」に改め、同号ス中「3万1, 600円」を「3万8, 700円」に改める。

第22条本文中「5, 300円」を「5, 400円」に、「7, 900円」を「8, 100円」に改め、同条ただし書中「2, 650円」を「2, 700円」に、「3, 950円」を「4, 050円」に改める。

付則第17項第2号中「昭和58年北九州市条例第12号」の次に「。付則第23項において「定年条例」という。」を加え、付則第24項中「当分の間」を「令和8年3月31日までの間」に改め、同項を付則第25項とし、付則第23項を付則第24項とし、付則第22項の次に次の1項を加える。

23 令和14年3月31日までの間、定年条例第6条第2号に規定する職を占める定年前再任用短時間勤務職員が、第4条第3項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げ

る基準給料月額とする。

付則に次の付則別表を加える。

付則別表

給料表	職務の級	基準給料月額
給料表 (1)	5級	331, 500円
	6級	373, 300円
	7級	422, 500円

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		1	202,100	268,000	293,800	301,000	341,300	372,700	434,400
		2	203,200	269,600	295,500	303,100	343,100	375,000	437,200
		3	204,300	271,000	297,400	305,000	344,800	377,400	439,900
		4	206,000	272,700	299,300	307,300	346,900	380,000	442,600
		5	207,700	274,400	301,000	309,100	348,400	382,200	445,400
		6	209,500	275,800	303,100	311,400	350,700	384,700	448,600
		7	211,200	277,400	305,000	313,500	352,600	387,100	451,800
		8	212,800	279,100	307,300	315,600	354,600	389,800	454,900
		9	214,200	280,800	308,900	317,400	356,200	392,100	458,100
		10	216,200	282,300	311,200	319,200	358,300	394,400	461,400
		11	218,000	283,600	313,300	321,000	360,200	396,400	464,700
		12	219,800	284,800	315,400	322,600	362,400	398,300	468,000
		13	221,700	285,400	316,900	324,400	364,200	400,100	471,300
		14	223,500	286,700	318,700	326,700	365,800	402,600	474,600
		15	225,200	288,100	320,600	328,900	367,500	405,100	477,700
		16	227,200	289,600	322,200	330,600	369,200	408,000	481,000
		17	229,000	291,000	323,600	332,700	370,800	410,700	484,200
		18	230,900	292,400	325,900	334,600	372,800	413,400	487,600
		19	232,800	294,000	328,000	336,600	374,900	416,200	490,900
		20	234,000	295,600	329,700	338,800	377,100	419,000	494,200
		21	235,100	297,200	331,700	340,600	378,900	421,500	497,600
		22	236,400	299,000	333,700	342,400	381,000	424,100	501,000
		23	237,500	300,700	335,300	344,100	383,100	426,700	504,500
		24	239,000	302,600	337,400	346,200	385,100	429,400	507,900
		25	240,500	303,800	338,900	347,500	387,100	431,700	511,000
		26	242,100	305,800	340,500	349,700	389,100	434,200	514,400
		27	243,600	307,500	341,900	351,500	390,700	436,700	517,800
		28	245,100	309,400	343,500	353,400	392,400	439,300	521,300
		29	246,500	310,700	344,800	355,000	393,600	441,800	524,500
		30	248,000	312,100	346,600	357,000	396,000	444,300	528,000
		31	249,300	313,700	348,100	358,800	398,000	446,800	531,400
		32	250,900	315,000	349,800	361,000	400,400	449,200	535,000
		33	252,500	316,600	351,300	362,600	402,500	451,600	538,200
		34	254,000	318,200	352,900	364,000	404,800	454,100	541,500
		35	255,500	319,900	354,300	365,700	406,900	456,600	544,800
		36	257,300	321,300	356,300	367,300	409,200	459,100	548,200
		37	258,700	323,300	357,700	368,700	411,100	461,500	551,300
		38	260,500	324,600	359,000	370,800	413,300	464,000	553,400
		39	262,000	326,100	360,500	372,700	415,500	466,200	555,500
		40	263,700	328,100	361,700	374,700	417,900	468,600	557,600
		41	264,900	329,700	362,700	376,400	420,100	471,100	559,600
		42	266,300	331,200	364,200	378,300	422,100	473,300	560,500
		43	267,700	332,500	365,700	380,200	424,200	475,500	561,400
		44	269,000	334,200	367,200	382,100	426,200	477,700	562,300

	45	270, 100	335, 600	368, 500	383, 400	428, 200	479, 800	563, 200
	46	271, 700	337, 200	369, 800	385, 500	430, 200	481, 600	563, 900
	47	273, 000	338, 900	371, 200	386, 900	432, 100	483, 500	564, 500
	48	274, 600	340, 400	372, 600	388, 500	434, 100	485, 400	565, 200
	49	275, 700	342, 100	373, 800	389, 800	436, 000	486, 900	566, 200
	50	276, 900	343, 500	374, 900	391, 700	437, 700	488, 600	567, 000
	51	277, 700	344, 700	376, 100	393, 300	439, 500	490, 300	567, 900
	52	278, 300	346, 400	377, 000	395, 100	441, 300	492, 100	568, 700
	53	278, 600	347, 700	377, 800	396, 900	442, 800	493, 800	569, 100
	54	279, 100	348, 800	379, 100	398, 700	444, 400	495, 600	569, 400
	55	279, 600	350, 100	380, 300	400, 400	445, 900	497, 200	570, 300
	56	280, 500	351, 300	381, 600	402, 200	447, 600	498, 900	571, 400
	57	281, 100	352, 400	383, 100	403, 500	449, 100	500, 600	572, 200
	58	281, 900	353, 500	384, 300	405, 000	450, 600	502, 300	
	59	282, 900	354, 300	385, 400	406, 500	451, 900	504, 000	
	60	284, 000	355, 300	386, 700	408, 000	453, 400	505, 800	
	61	284, 800	356, 200	387, 500	409, 400	454, 900	507, 400	
	62	285, 400	357, 200	388, 600	410, 600	455, 900	508, 800	
	63	285, 900	358, 000	389, 800	411, 800	457, 000	510, 000	
	64	287, 000	358, 900	391, 000	413, 000	458, 000	511, 100	
定年	65	287, 900	359, 400	392, 000	414, 000	458, 800	511, 800	
前再	66	289, 000	360, 100	392, 800	415, 000	459, 800	512, 200	
任用	67	290, 100	360, 900	393, 500	416, 000	460, 800	512, 600	
短時	68	291, 300	361, 500	394, 500	416, 900	461, 800	512, 900	
間勤	69	292, 100	362, 100	395, 300	417, 700	462, 600	513, 200	
務職	70	292, 800	363, 100	396, 200	418, 600	463, 600	513, 300	
員以	71	293, 400	363, 800	396, 800	419, 500	464, 500	513, 600	
外の	72	294, 400	364, 700	397, 700	420, 300	465, 500	513, 900	
職員	73	295, 200	366, 000	398, 500	421, 000	466, 400	514, 300	
	74	296, 000	367, 100	399, 200	421, 900	467, 300	514, 500	
	75	296, 900	368, 200	400, 000	422, 600	468, 300	514, 800	
	76	297, 500	369, 400	400, 800	423, 500	469, 300	514, 900	
	77	298, 100	370, 200	401, 500	424, 200	469, 800	515, 200	
	78	298, 800	371, 100	402, 300	425, 100	470, 700	515, 400	
	79	299, 600	372, 000	402, 900	425, 900	471, 300	516, 300	
	80	300, 300	372, 800	403, 700	426, 800	471, 900	517, 200	
	81	300, 800	373, 600	404, 000	427, 500	472, 100	518, 100	
	82	301, 300	374, 500	404, 700	428, 300	472, 400		
	83	301, 800	375, 200	405, 400	429, 100	472, 800		
	84	302, 400	376, 000	406, 200	430, 000	473, 100		
	85	302, 900	376, 800	406, 800	430, 600	473, 300		
	86	303, 400	377, 500	407, 400	431, 500	473, 500		
	87	303, 900	377, 900	407, 900	432, 400	473, 700		
	88	304, 700	378, 700	408, 600	433, 300	474, 000		
	89	305, 300	379, 600	409, 200	433, 800	474, 400		
	90	305, 600	380, 400	409, 900	434, 600	474, 700		
	91	305, 800	381, 100	410, 600	435, 300	475, 100		
	92	306, 000	381, 800	411, 300	436, 200	475, 300		
	93	306, 100	382, 400	411, 800	436, 800	475, 400		
	94	306, 400	383, 100	412, 400	437, 600	475, 700		
	95	306, 700	383, 700	412, 900	438, 500	476, 500		

96	306,900	384,500	413,600	439,400	477,400		
97	307,200	384,900	413,900	440,000	478,300		
98	307,400	385,600	414,600	440,700	479,100		
99	307,700	386,200	415,300	441,200	480,000		
100	307,900	386,900	416,000	441,500	480,900		
101	308,100	387,600	416,600	441,600	481,700		
102	308,400	388,300	417,000	441,900			
103	308,900	388,900	417,300	442,100			
104	309,400	389,600	417,500	442,200			
105	309,600	390,100	417,600	442,500			
106		390,800	417,700	442,600			
107		391,500	417,800	442,700			
108		392,200	417,900	442,900			
109		392,700	418,000	443,200			
110		393,400	418,100	443,400			
111		394,000	418,200	443,600			
112		394,700	418,300	443,700			
113		395,100	418,400	443,800			
114		395,800	418,500	444,000			
115		396,400	418,600	444,600			
116		397,100	418,700	445,400			
117		397,600	418,800	446,200			
118		398,200	418,900				
119		398,700	419,000				
120		399,400	419,100				
121		399,900	419,200				
122		400,500	419,300				
123		401,200	419,400				
124		401,900	419,500				
125		402,400	419,600				
126		402,900					
127		403,400					
128		404,100					
129		404,500					
130		404,900					
131		405,300					
132		405,600					
133		405,900					
134		406,100					
135		406,300					
136		406,400					
137		406,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月 額						
	円	円	円	円	円	円	円
	256,700	275,000	303,600	330,500	375,000	436,500	506,100

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

給料表（2）

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

(北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号本文中「以下この号」を「第3項及び第5項」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号アからスまで以外の部分中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて管理者が別に」に、「その額から」を「当該管理者が別に定める額から」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で管理者が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして管理者が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、管理者が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で管理者が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの（管理者が別に定める者を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として管理者が別に定める額（次項において「駐車場料金等相当額」という。）を支給する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第24条第1項中「扶養手当の月額並びにこれら」を「これ」に改める。

（北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程の一部改正）

第3条 北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程（令和4年北九州市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

付則別表中「318, 100円」を「331, 500円」に、「358, 500円」を「373, 300円」に、「407, 700円」を「422, 500円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和7年12月23日から施行する。ただし、第1条中北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程付則第17項第2号の改正規定、同規程付則第24項の改正規定、同項を同規程付則第25項とし、同規程付則第23項を同規程付則第24項とし、同規程付則第22項の次に1項を加える改正規定及び同規程付則に付則別表を加える改正規定は公布の日から、第2条並びに付則第4項及び付則第5項の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の給与規程」という。）及び第3条の規定による改正後の北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程（次項において「改正後の就業規則等の一部改正規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（改正後の規程の施行に關し必要な措置）

3 改正後の給与規程及び改正後の就業規則等の一部改正規程の施行に關し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北九州市条例第46号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

（通勤手当に關する経過措置）

4 第2条の規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に關する

規程第13条第3項の規定は、令和8年4月1日前に公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員にも適用する。

(令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する経過措置)

5 令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する第2条の規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程第24条第1項の規定の適用については、北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程第10条第1項の管理職手当の支給を受ける職員を除き、同項中「これ」とあるのは、「扶養手当の月額並びにこれら」とする。

(委任)

6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市上下水道局管理規程第14号

北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月22日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程（昭和42年北九州市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」の次に「この項において」を、「」の次に「及び職員以外の者」を加える。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「を除く」を「の」に、「額その他職員の旅費について」を「取扱いについて」に、「及びこれに基づく規則の規定を準用する」を「の適用を受ける職員及び職員以外の者の例による」に改め、同条を第2条とする。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

北九州市交通局管理規程第9号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程及び北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月22日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程及び北九州市交通局

就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2, 900円」を「1万3, 500円」に改め、同号カ中「1万5, 800円」を「1万6, 600円」に改め、同号キ中「1万8, 700円」を「1万9, 700円」に改め、同号ク中「2万1, 600円」を「2万2, 800円」に改め、同号ケ中「2万4, 400円」を「2万5, 900円」に改め、同号コ中「2万6, 200円」を「2万9, 100円」に改め、同号サ中「2万8, 000円」を「3万2, 300円」に改め、同号シ中「2万9, 800円」を「3万5, 500円」に改め、同号ス中「3万1, 600円」を「3万8, 700円」に改める。

第26条本文中「5, 300円」を「5, 400円」に、「7, 900円」を「8, 100円」に改め、同条ただし書中「2, 650円」を「2, 700円」に、「3, 950円」を「4, 050円」に改める。

付則第31項第2号中「昭和58年北九州市条例第12号」の次に「。付則第37項において「定年条例」という。」を加え、付則第38項中「当分の間」を「令和8年3月31日までの間」に改め、同項を付則第39項とし、付則第37項を付則第38項とし、付則第36項の次に次の1項を加える。

37 令和14年3月31日までの間、定年条例第6条第3号に規定する職を占める定年前再任用短時間勤務職員が、第4条第2項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表第4の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。

付則別表第3の次に次の1表を加える。

付則別表第4

給料表	職務の級	基準給料月額
企業職給料表 (一)	5級	331,500円
	6級	373,300円

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	202,100	268,000	293,800	301,000	341,300	372,700
	2	203,200	269,600	295,500	303,100	343,100	375,000
	3	204,300	271,000	297,400	305,000	344,800	377,400
	4	206,000	272,700	299,300	307,300	346,900	380,000
	5	207,700	274,400	301,000	309,100	348,400	382,200
	6	209,500	275,800	303,100	311,400	350,700	384,700
	7	211,200	277,400	305,000	313,500	352,600	387,100
	8	212,800	279,100	307,300	315,600	354,600	389,800
	9	214,200	280,800	308,900	317,400	356,200	392,100
	10	216,200	282,300	311,200	319,200	358,300	394,400
	11	218,000	283,600	313,300	321,000	360,200	396,400
	12	219,800	284,800	315,400	322,600	362,400	398,300
	13	221,700	285,400	316,900	324,400	364,200	400,100
	14	223,500	286,700	318,700	326,700	365,800	402,600
	15	225,200	288,100	320,600	328,900	367,500	405,100
	16	227,200	289,600	322,200	330,600	369,200	408,000
	17	229,000	291,000	323,600	332,700	370,800	410,700
	18	230,900	292,400	325,900	334,600	372,800	413,400
	19	232,800	294,000	328,000	336,600	374,900	416,200
	20	234,000	295,600	329,700	338,800	377,100	419,000
	21	235,100	297,200	331,700	340,600	378,900	421,500
	22	236,400	299,000	333,700	342,400	381,000	424,100
	23	237,500	300,700	335,300	344,100	383,100	426,700
	24	239,000	302,600	337,400	346,200	385,100	429,400
	25	240,500	303,800	338,900	347,500	387,100	431,700
	26	242,100	305,800	340,500	349,700	389,100	434,200
	27	243,600	307,500	341,900	351,500	390,700	436,700
	28	245,100	309,400	343,500	353,400	392,400	439,300
	29	246,500	310,700	344,800	355,000	393,600	441,800
	30	248,000	312,100	346,600	357,000	396,000	444,300
	31	249,300	313,700	348,100	358,800	398,000	446,800
	32	250,900	315,000	349,800	361,000	400,400	449,200
	33	252,500	316,600	351,300	362,600	402,500	451,600
	34	254,000	318,200	352,900	364,000	404,800	454,100
	35	255,500	319,900	354,300	365,700	406,900	456,600
	36	257,300	321,300	356,300	367,300	409,200	459,100
	37	258,700	323,300	357,700	368,700	411,100	461,500
	38	260,500	324,600	359,000	370,800	413,300	464,000
	39	262,000	326,100	360,500	372,700	415,500	466,200
	40	263,700	328,100	361,700	374,700	417,900	468,600
	41	264,900	329,700	362,700	376,400	420,100	471,100
	42	266,300	331,200	364,200	378,300	422,100	473,300

	43	267,700	332,500	365,700	380,200	424,200	475,500
	44	269,000	334,200	367,200	382,100	426,200	477,700
	45	270,100	335,600	368,500	383,400	428,200	479,800
	46	271,700	337,200	369,800	385,500	430,200	481,600
	47	273,000	338,900	371,200	386,900	432,100	483,500
	48	274,600	340,400	372,600	388,500	434,100	485,400
	49	275,700	342,100	373,800	389,800	436,000	486,900
	50	276,900	343,500	374,900	391,700	437,700	488,600
	51	277,700	344,700	376,100	393,300	439,500	490,300
	52	278,300	346,400	377,000	395,100	441,300	492,100
	53	278,600	347,700	377,800	396,900	442,800	493,800
	54	279,100	348,800	379,100	398,700	444,400	495,600
	55	279,600	350,100	380,300	400,400	445,900	497,200
	56	280,500	351,300	381,600	402,200	447,600	498,900
	57	281,100	352,400	383,100	403,500	449,100	500,600
	58	281,900	353,500	384,300	405,000	450,600	502,300
	59	282,900	354,300	385,400	406,500	451,900	504,000
	60	284,000	355,300	386,700	408,000	453,400	505,800
	61	284,800	356,200	387,500	409,400	454,900	507,400
	62	285,400	357,200	388,600	410,600	455,900	508,800
	63	285,900	358,000	389,800	411,800	457,000	510,000
	64	287,000	358,900	391,000	413,000	458,000	511,100
定年	65	287,900	359,400	392,000	414,000	458,800	511,800
前再	66	289,000	360,100	392,800	415,000	459,800	512,200
任用	67	290,100	360,900	393,500	416,000	460,800	512,600
短時	68	291,300	361,500	394,500	416,900	461,800	512,900
間勤	69	292,100	362,100	395,300	417,700	462,600	513,200
務職	70	292,800	363,100	396,200	418,600	463,600	513,300
員以	71	293,400	363,800	396,800	419,500	464,500	513,600
外の	72	294,400	364,700	397,700	420,300	465,500	513,900
職員	73	295,200	366,000	398,500	421,000	466,400	514,300
	74	296,000	367,100	399,200	421,900	467,300	514,500
	75	296,900	368,200	400,000	422,600	468,300	514,800
	76	297,500	369,400	400,800	423,500	469,300	514,900
	77	298,100	370,200	401,500	424,200	469,800	515,200
	78	298,800	371,100	402,300	425,100	470,700	515,400
	79	299,600	372,000	402,900	425,900	471,300	516,300
	80	300,300	372,800	403,700	426,800	471,900	517,200
	81	300,800	373,600	404,000	427,500	472,100	518,100
82	301,300	374,500	404,700	428,300	472,400		
83	301,800	375,200	405,400	429,100	472,800		
84	302,400	376,000	406,200	430,000	473,100		
85	302,900	376,800	406,800	430,600	473,300		
86	303,400	377,500	407,400	431,500	473,500		
87	303,900	377,900	407,900	432,400	473,700		
88	304,700	378,700	408,600	433,300	474,000		
89	305,300	379,600	409,200	433,800	474,400		
90	305,600	380,400	409,900	434,600	474,700		
91	305,800	381,100	410,600	435,300	475,100		

92	306,000	381,800	411,300	436,200	475,300	
93	306,100	382,400	411,800	436,800	475,400	
94	306,400	383,100	412,400	437,600	475,700	
95	306,700	383,700	412,900	438,500	476,500	
96	306,900	384,500	413,600	439,400	477,400	
97	307,200	384,900	413,900	440,000	478,300	
98	307,400	385,600	414,600	440,700	479,100	
99	307,700	386,200	415,300	441,200	480,000	
100	307,900	386,900	416,000	441,500	480,900	
101	308,100	387,600	416,600	441,600	481,700	
102	308,400	388,300	417,000	441,900		
103	308,900	388,900	417,300	442,100		
104	309,400	389,600	417,500	442,200		
105	309,600	390,100	417,600	442,500		
106		390,800	417,700	442,600		
107		391,500	417,800	442,700		
108		392,200	417,900	442,900		
109		392,700	418,000	443,200		
110		393,400	418,100	443,400		
111		394,000	418,200	443,600		
112		394,700	418,300	443,700		
113		395,100	418,400	443,800		
114		395,800	418,500	444,000		
115		396,400	418,600	444,600		
116		397,100	418,700	445,400		
117		397,600	418,800	446,200		
118		398,200	418,900			
119		398,700	419,000			
120		399,400	419,100			
121		399,900	419,200			
122		400,500	419,300			
123		401,200	419,400			
124		401,900	419,500			
125		402,400	419,600			
126		402,900				
127		403,400				
128		404,100				
129		404,500				
130		404,900				
131		405,300				
132		405,600				
133		405,900				
134		406,100				
135		406,300				
136		406,400				
137		406,500				
定年 前再 任用	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円

短時間勤務職員	256,700	275,000	303,600	330,500	375,000	436,500
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第2条関係）

企業職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	188,900	217,700	236,400	251,000
	2	189,600	218,100	237,500	252,200
	3	190,300	218,600	238,400	253,500
	4	191,000	219,400	239,600	255,000
	5	191,500	220,100	240,600	256,400
	6	192,300	221,100	241,700	257,400
	7	193,100	221,900	242,800	258,000
	8	193,900	223,000	244,000	258,900
	9	194,800	223,500	245,100	259,700
	10	195,700	224,500	246,300	261,000
	11	196,600	225,300	247,200	262,000
	12	197,600	226,100	248,000	263,500
	13	198,300	227,100	248,200	264,400
	14	199,300	228,200	248,900	265,300
	15	200,200	229,300	249,600	266,600
	16	201,900	230,600	250,500	267,500
	17	203,100	231,400	250,900	268,900
	18	204,500	232,800	252,200	270,100
	19	205,800	234,000	253,500	271,300
	20	207,000	235,100	255,000	272,200
	21	208,200	236,000	256,400	273,800
	22	209,200	237,100	257,400	274,800
	23	210,100	238,000	258,000	275,800
	24	210,800	239,200	258,900	277,500
	25	211,500	240,100	259,700	278,600
	26	212,300	241,000	261,200	280,000
	27	212,900	242,100	262,300	280,900
	28	213,900	243,400	263,800	282,300
	29	214,500	244,500	264,500	283,300
	30	215,700	245,700	265,400	284,700
	31	216,600	246,700	266,700	286,000
	32	216,800	247,400	267,600	287,200
	33	217,000	247,600	269,000	288,300
	34	217,300	248,500	270,200	289,600
	35	217,800	249,200	271,400	291,000
	36	218,800	250,200	272,300	292,500
	37	219,400	250,800	273,900	293,500
	38	220,300	252,100	274,900	294,700
	39	221,100	253,400	275,900	296,000
	40	221,900	254,900	277,600	297,100
	41	222,400	256,300	278,700	298,400
	42	223,400	257,300	280,100	300,000

	43	224, 100	257, 800	281, 100	301, 400
	44	225, 000	258, 600	282, 600	302, 900
	45	225, 600	259, 000	283, 500	304, 300
	46	226, 600	260, 200	284, 800	305, 700
	47	227, 600	261, 100	286, 200	307, 100
	48	228, 700	262, 200	287, 300	308, 700
	49	229, 300	263, 200	288, 000	309, 500
	50	230, 400	263, 800	289, 000	310, 800
	51	231, 200	264, 900	289, 900	312, 000
	52	232, 200	265, 700	291, 100	313, 000
	53	232, 700	266, 600	291, 500	314, 400
	54	233, 600	267, 300	292, 500	315, 700
	55	234, 100	268, 100	293, 800	316, 800
	56	234, 800	268, 900	295, 000	318, 500
	57	235, 800	270, 300	296, 000	319, 800
	58	236, 500	270, 900	297, 300	321, 300
	59	237, 200	271, 700	298, 400	322, 800
	60	238, 000	273, 000	299, 500	324, 400
	61	238, 700	273, 700	300, 700	325, 500
	62	239, 200	274, 700	301, 700	326, 900
	63	239, 600	275, 200	302, 600	328, 200
	64	239, 800	276, 400	303, 600	329, 500
	65	240, 000	277, 100	304, 600	330, 700
	66	240, 200	277, 600	305, 500	332, 000
定年	67	240, 400	278, 400	306, 400	333, 300
前再	68	240, 600	279, 000	307, 200	334, 600
任用	69	240, 800	279, 600	307, 900	335, 800
短時	70	241, 300	280, 500	308, 900	337, 100
間勤	71	241, 800	281, 100	309, 700	338, 300
務職	72	242, 800	281, 900	310, 700	339, 600
員以	73	243, 700	282, 200	311, 800	340, 800
外の	74	243, 900	282, 900	313, 000	342, 000
職員	75	244, 100	283, 800	314, 000	343, 100
	76	244, 300	284, 600	315, 000	344, 300
	77	244, 500	285, 300	315, 800	345, 500
	78	244, 700	286, 100	316, 900	346, 600
	79	245, 100	286, 900	317, 900	347, 700
	80	245, 700	287, 800	318, 900	348, 800
	81	246, 100	288, 700	319, 900	349, 800
	82	246, 400	289, 400	320, 900	350, 600
	83	246, 700	290, 100	321, 900	351, 600
	84	247, 500	291, 000	323, 000	352, 700
	85	248, 100	291, 500	323, 900	353, 700
	86	248, 800	292, 000	324, 800	354, 700
	87	249, 500	292, 400	325, 700	355, 800
	88	250, 100	292, 900	326, 700	356, 800
	89	250, 700	293, 400	327, 600	357, 700
	90	251, 300	293, 900	328, 500	358, 800
	91	251, 800	294, 200	329, 400	359, 800

92	252, 300	294, 700	330, 400	360, 900
93	252, 800	295, 200	331, 400	361, 700
94	253, 500	295, 900	332, 300	362, 500
95	253, 700	296, 400	333, 200	363, 300
96	254, 400	297, 000	334, 100	364, 200
97	254, 900	297, 400	335, 000	364, 800
98	255, 400	298, 000	335, 600	365, 700
99	256, 100	298, 600	336, 400	366, 600
100	256, 600	299, 100	337, 300	367, 500
101	257, 100	299, 800	337, 900	368, 300
102	257, 700	300, 100	338, 700	369, 100
103	258, 100	300, 500	339, 600	369, 800
104	258, 700	301, 100	340, 500	370, 700
105	259, 200	301, 700	341, 200	371, 100
106	259, 700	302, 300	342, 000	371, 600
107	260, 200	302, 700	342, 800	372, 200
108	260, 600	303, 200	343, 600	372, 800
109	261, 300	303, 800	344, 200	373, 300
110	261, 600	304, 300	345, 000	373, 600
111	262, 000	304, 600	345, 700	374, 000
112	262, 400	305, 000	346, 500	374, 300
113	262, 900	305, 500	347, 100	374, 600
114	263, 300	305, 900	347, 800	374, 700
115	263, 800	306, 300	348, 400	374, 800
116	264, 300	306, 800	349, 000	374, 900
117	264, 800	307, 000	349, 700	375, 100
118	265, 200	307, 200	350, 400	375, 300
119	265, 600	307, 400	351, 000	375, 500
120	266, 200	307, 900	351, 700	375, 700
121	266, 300	308, 300	352, 300	376, 000
122	266, 800	308, 700	352, 900	376, 200
123	267, 300	309, 000	353, 600	376, 400
124	267, 900	309, 500	354, 300	376, 600
125	268, 100	309, 800	354, 800	376, 800
126	268, 600	310, 200	355, 200	
127	269, 000	310, 600	355, 700	
128	269, 400	310, 900	356, 200	
129	269, 900	311, 200	356, 800	
130	270, 300	311, 600		
131	270, 600	311, 900		
132	271, 000	312, 300		
133	271, 200	312, 600		
134		312, 900		
135		313, 300		
136		313, 700		
137		313, 900		
138		314, 200		
139		314, 400		
140		314, 800		

	141		315,000		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		252,600	254,700	261,700	290,800

備考

- 1 この表は、旅客自動車運転者、旅客自動車整備士その他別に管理者が定める職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2の2（第2条関係）
企業職特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別表第4の2の62の項から141の項までを次のように改める。

6 2	3 3	4 6	5 4
6 3	3 4	4 7	5 5
6 4	3 4	4 8	5 6
6 5	3 5	4 9	5 7
6 6	3 5	5 0	5 7
6 7	3 6	5 1	5 8
6 8	3 6	5 2	5 8
6 9	3 7	5 3	5 9
7 0	3 7	5 3	5 9
7 1	3 7	5 4	6 0
7 2	3 8	5 4	6 0
7 3	3 8	5 5	6 1
7 4	3 8	5 5	6 2
7 5	3 9	5 6	6 3
7 6	3 9	5 6	6 4
7 7	3 9	5 7	6 5
7 8	4 0	5 8	6 5
7 9	4 0	5 9	6 6
8 0	4 0	6 0	6 6
8 1	4 1	6 1	6 7
8 2	4 2	6 1	6 7
8 3	4 3	6 2	6 8
8 4	4 4	6 2	6 8
8 5	4 5	6 3	6 9
8 6	4 5	6 3	7 0
8 7	4 6	6 4	7 1
8 8	4 6	6 4	7 2

8 9	4 7	6 5	7 3
9 0	4 7	6 5	7 4
9 1	4 8	6 6	7 5
9 2	4 8	6 6	7 6
9 3	4 9	6 7	7 7
9 4	4 9	6 7	7 7
9 5	5 0	6 8	7 8
9 6	5 0	6 8	7 8
9 7	5 1	6 9	7 9
9 8	5 1	6 9	7 9
9 9	5 2	7 0	8 0
1 0 0	5 2	7 0	8 0
1 0 1	5 3	7 1	8 1
1 0 2	5 4	7 1	8 2
1 0 3	5 5	7 2	8 3
1 0 4	5 6	7 2	8 4
1 0 5	5 7	7 3	8 5
1 0 6	5 7	7 3	8 5
1 0 7	5 7	7 4	8 6
1 0 8	5 8	7 4	8 6
1 0 9	5 8	7 5	8 7
1 1 0	5 8	7 5	8 7
1 1 1	5 9	7 6	8 8
1 1 2	5 9	7 6	8 8
1 1 3	5 9	7 7	8 8
1 1 4	6 0	7 7	8 8
1 1 5	6 0	7 8	8 9
1 1 6	6 0	7 8	8 9

1 1 7	6 1	7 9	9 0
1 1 8	6 1	7 9	9 0
1 1 9	6 2	8 0	9 1
1 2 0	6 2	8 0	9 1
1 2 1	6 3	8 1	9 2
1 2 2	6 3	8 1	9 3
1 2 3	6 4	8 1	9 4
1 2 4	6 4	8 2	9 5
1 2 5	6 5	8 2	9 6
1 2 6	6 5	8 2	9 6
1 2 7	6 6	8 3	9 7
1 2 8	6 6	8 3	9 7
1 2 9	6 7	8 3	9 8
1 3 0	6 7	8 4	
1 3 1	6 8	8 4	
1 3 2	6 8	8 4	
1 3 3	6 9	8 5	
1 3 4		8 5	
1 3 5		8 5	
1 3 6		8 6	
1 3 7		8 6	
1 3 8		8 6	
1 3 9		8 7	
1 4 0		8 7	
1 4 1		8 7	

(北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号本文中「通勤手当に関する規則の規定に準じて」を「管理者が別に定めるところにより」に、「以下この号」を「次項及び第5項」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号アからスまで以外の部分中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて管理者が別に」に、「その額から」を「当該管理者が別に定める額から」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「通勤手当に関する規則の規定に準じて」を「管理者が別に」に改め、「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で管理者が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして管理者が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、管理者が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で管理者が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの（管理者が別に定める者を除く。）に対し、5,000円を超

えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として管理者が別に定める額（次項において「駐車場料金等相当額」という。）を支給する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第29条第2項中「扶養手当の月額並びにこれら」を「これ」に改める。

（北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部改正）

第3条 北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程（令和4年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

付則別表中「318, 100円」を「331, 500円」に、「358, 500円」を「373, 300円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和7年12月23日から施行する。ただし、第1条中北九州市交通局企業職員の給与に関する規程付則第31項第2号の改正規定、同規程付則第38項の改正規定、同項を同規程付則第39項とし、同規程付則第37項を同規程付則第38項とし、同規程付則第36項の次に1項を加える改正規定及び同規程付則別表第3の次に1表を加える改正規定は公布の日から、第2条並びに付則第4項及び付則第5項の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の給与規程」という。）及び第3条の規定による改正後の北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程（次項において「改正後の就業規程等の一部改正規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（改正後の規程の施行に關し必要な措置）

3 改正後の給与規程及び改正後の就業規程等の一部改正規程の施行に關し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北九州市条例第46号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

（通勤手当に關する経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程第15条第3項の規定は、令和8年4月1日前に公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員にも適用する。
(令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する経過措置)
- 5 令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する第2条の規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程第29条第2項の規定の適用については、北九州市交通局企業職員の給与に関する規程第10条第1項の管理職手当の支給を受ける職員を除き、同項中「これ」とあるのは、「扶養手当の月額並びにこれら」とする。
(委任)
- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市公営競技局管理規程第11号

北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程及び北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月22日

北九州市公営競技局長 春日伸一

北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程及び北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2, 900円」を「1万3, 500円」に改め、同号カ中「1万5, 800円」を「1万6, 600円」に改め、同号キ中「1万8, 700円」を「1万9, 700円」に改め、同号ク中「2万1, 600円」を「2万2, 800円」に改め、同号ケ中「2万4, 400円」を「2万5, 900円」に改め、同号コ中「2万6, 200円」を「2万9, 100円」に改め、同号サ中「2万8, 000円」を「3万2, 300円」に改め、同号シ中「2万9, 800円」を「3万5, 500円」に改め、同号ス中「3万1, 600円」を「3万8, 700円」に改める。

第29条本文中「5, 300円」を「5, 400円」に、「7, 900円」を「8, 100円」に改め、同条ただし書中「2, 650円」を「2, 700円」に、「3, 950円」を「4, 050円」に改める。

付則第14項第2号中「昭和58年北九州市条例第12号」の次に「。付則第20項において「定年条例」という。」を加え、付則第21項中「当分の間」を「令和8年3月31日までの間」に改め、同項を付則第22項とし、付則第20項を付則第21項とし、付則第19項の次に次の1項を加える。

20 令和14年3月31日までの間、定年条例第6条第5号に規定する職を占める定年前再任用短時間勤務職員が、第4条第3項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げ

る基準給料月額とする。

付則に次の付則別表を加える。

付則別表

給料表	職務の級	基準給料月額
給料表 (1)	5級	331, 500円
	6級	373, 300円
	7級	422, 500円

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		1	202,100	268,000	293,800	301,000	341,300	372,700	434,400
		2	203,200	269,600	295,500	303,100	343,100	375,000	437,200
		3	204,300	271,000	297,400	305,000	344,800	377,400	439,900
		4	206,000	272,700	299,300	307,300	346,900	380,000	442,600
		5	207,700	274,400	301,000	309,100	348,400	382,200	445,400
		6	209,500	275,800	303,100	311,400	350,700	384,700	448,600
		7	211,200	277,400	305,000	313,500	352,600	387,100	451,800
		8	212,800	279,100	307,300	315,600	354,600	389,800	454,900
		9	214,200	280,800	308,900	317,400	356,200	392,100	458,100
		10	216,200	282,300	311,200	319,200	358,300	394,400	461,400
		11	218,000	283,600	313,300	321,000	360,200	396,400	464,700
		12	219,800	284,800	315,400	322,600	362,400	398,300	468,000
		13	221,700	285,400	316,900	324,400	364,200	400,100	471,300
		14	223,500	286,700	318,700	326,700	365,800	402,600	474,600
		15	225,200	288,100	320,600	328,900	367,500	405,100	477,700
		16	227,200	289,600	322,200	330,600	369,200	408,000	481,000
		17	229,000	291,000	323,600	332,700	370,800	410,700	484,200
		18	230,900	292,400	325,900	334,600	372,800	413,400	487,600
		19	232,800	294,000	328,000	336,600	374,900	416,200	490,900
		20	234,000	295,600	329,700	338,800	377,100	419,000	494,200
		21	235,100	297,200	331,700	340,600	378,900	421,500	497,600
		22	236,400	299,000	333,700	342,400	381,000	424,100	501,000
		23	237,500	300,700	335,300	344,100	383,100	426,700	504,500
		24	239,000	302,600	337,400	346,200	385,100	429,400	507,900
		25	240,500	303,800	338,900	347,500	387,100	431,700	511,000
		26	242,100	305,800	340,500	349,700	389,100	434,200	514,400
		27	243,600	307,500	341,900	351,500	390,700	436,700	517,800
		28	245,100	309,400	343,500	353,400	392,400	439,300	521,300
		29	246,500	310,700	344,800	355,000	393,600	441,800	524,500
		30	248,000	312,100	346,600	357,000	396,000	444,300	528,000
		31	249,300	313,700	348,100	358,800	398,000	446,800	531,400
		32	250,900	315,000	349,800	361,000	400,400	449,200	535,000
		33	252,500	316,600	351,300	362,600	402,500	451,600	538,200
		34	254,000	318,200	352,900	364,000	404,800	454,100	541,500
		35	255,500	319,900	354,300	365,700	406,900	456,600	544,800
		36	257,300	321,300	356,300	367,300	409,200	459,100	548,200
		37	258,700	323,300	357,700	368,700	411,100	461,500	551,300
		38	260,500	324,600	359,000	370,800	413,300	464,000	553,400
		39	262,000	326,100	360,500	372,700	415,500	466,200	555,500
		40	263,700	328,100	361,700	374,700	417,900	468,600	557,600
		41	264,900	329,700	362,700	376,400	420,100	471,100	559,600
		42	266,300	331,200	364,200	378,300	422,100	473,300	560,500

	43	267, 700	332, 500	365, 700	380, 200	424, 200	475, 500	561, 400
	44	269, 000	334, 200	367, 200	382, 100	426, 200	477, 700	562, 300
	45	270, 100	335, 600	368, 500	383, 400	428, 200	479, 800	563, 200
	46	271, 700	337, 200	369, 800	385, 500	430, 200	481, 600	563, 900
	47	273, 000	338, 900	371, 200	386, 900	432, 100	483, 500	564, 500
	48	274, 600	340, 400	372, 600	388, 500	434, 100	485, 400	565, 200
	49	275, 700	342, 100	373, 800	389, 800	436, 000	486, 900	566, 200
	50	276, 900	343, 500	374, 900	391, 700	437, 700	488, 600	567, 000
	51	277, 700	344, 700	376, 100	393, 300	439, 500	490, 300	567, 900
	52	278, 300	346, 400	377, 000	395, 100	441, 300	492, 100	568, 700
	53	278, 600	347, 700	377, 800	396, 900	442, 800	493, 800	569, 100
	54	279, 100	348, 800	379, 100	398, 700	444, 400	495, 600	569, 400
	55	279, 600	350, 100	380, 300	400, 400	445, 900	497, 200	570, 300
	56	280, 500	351, 300	381, 600	402, 200	447, 600	498, 900	571, 400
	57	281, 100	352, 400	383, 100	403, 500	449, 100	500, 600	572, 200
	58	281, 900	353, 500	384, 300	405, 000	450, 600	502, 300	
	59	282, 900	354, 300	385, 400	406, 500	451, 900	504, 000	
	60	284, 000	355, 300	386, 700	408, 000	453, 400	505, 800	
	61	284, 800	356, 200	387, 500	409, 400	454, 900	507, 400	
	62	285, 400	357, 200	388, 600	410, 600	455, 900	508, 800	
	63	285, 900	358, 000	389, 800	411, 800	457, 000	510, 000	
	64	287, 000	358, 900	391, 000	413, 000	458, 000	511, 100	
定年	65	287, 900	359, 400	392, 000	414, 000	458, 800	511, 800	
前再	66	289, 000	360, 100	392, 800	415, 000	459, 800	512, 200	
任用	67	290, 100	360, 900	393, 500	416, 000	460, 800	512, 600	
短時	68	291, 300	361, 500	394, 500	416, 900	461, 800	512, 900	
間勤	69	292, 100	362, 100	395, 300	417, 700	462, 600	513, 200	
務職	70	292, 800	363, 100	396, 200	418, 600	463, 600	513, 300	
員以	71	293, 400	363, 800	396, 800	419, 500	464, 500	513, 600	
外の	72	294, 400	364, 700	397, 700	420, 300	465, 500	513, 900	
職員	73	295, 200	366, 000	398, 500	421, 000	466, 400	514, 300	
	74	296, 000	367, 100	399, 200	421, 900	467, 300	514, 500	
	75	296, 900	368, 200	400, 000	422, 600	468, 300	514, 800	
	76	297, 500	369, 400	400, 800	423, 500	469, 300	514, 900	
	77	298, 100	370, 200	401, 500	424, 200	469, 800	515, 200	
	78	298, 800	371, 100	402, 300	425, 100	470, 700	515, 400	
	79	299, 600	372, 000	402, 900	425, 900	471, 300	516, 300	
	80	300, 300	372, 800	403, 700	426, 800	471, 900	517, 200	
	81	300, 800	373, 600	404, 000	427, 500	472, 100	518, 100	
	82	301, 300	374, 500	404, 700	428, 300	472, 400		
	83	301, 800	375, 200	405, 400	429, 100	472, 800		
	84	302, 400	376, 000	406, 200	430, 000	473, 100		
	85	302, 900	376, 800	406, 800	430, 600	473, 300		
	86	303, 400	377, 500	407, 400	431, 500	473, 500		
	87	303, 900	377, 900	407, 900	432, 400	473, 700		
	88	304, 700	378, 700	408, 600	433, 300	474, 000		
	89	305, 300	379, 600	409, 200	433, 800	474, 400		
	90	305, 600	380, 400	409, 900	434, 600	474, 700		
	91	305, 800	381, 100	410, 600	435, 300	475, 100		
	92	306, 000	381, 800	411, 300	436, 200	475, 300		
	93	306, 100	382, 400	411, 800	436, 800	475, 400		

94	306, 400	383, 100	412, 400	437, 600	475, 700		
95	306, 700	383, 700	412, 900	438, 500	476, 500		
96	306, 900	384, 500	413, 600	439, 400	477, 400		
97	307, 200	384, 900	413, 900	440, 000	478, 300		
98	307, 400	385, 600	414, 600	440, 700	479, 100		
99	307, 700	386, 200	415, 300	441, 200	480, 000		
100	307, 900	386, 900	416, 000	441, 500	480, 900		
101	308, 100	387, 600	416, 600	441, 600	481, 700		
102	308, 400	388, 300	417, 000	441, 900			
103	308, 900	388, 900	417, 300	442, 100			
104	309, 400	389, 600	417, 500	442, 200			
105	309, 600	390, 100	417, 600	442, 500			
106		390, 800	417, 700	442, 600			
107		391, 500	417, 800	442, 700			
108		392, 200	417, 900	442, 900			
109		392, 700	418, 000	443, 200			
110		393, 400	418, 100	443, 400			
111		394, 000	418, 200	443, 600			
112		394, 700	418, 300	443, 700			
113		395, 100	418, 400	443, 800			
114		395, 800	418, 500	444, 000			
115		396, 400	418, 600	444, 600			
116		397, 100	418, 700	445, 400			
117		397, 600	418, 800	446, 200			
118		398, 200	418, 900				
119		398, 700	419, 000				
120		399, 400	419, 100				
121		399, 900	419, 200				
122		400, 500	419, 300				
123		401, 200	419, 400				
124		401, 900	419, 500				
125		402, 400	419, 600				
126		402, 900					
127		403, 400					
128		404, 100					
129		404, 500					
130		404, 900					
131		405, 300					
132		405, 600					
133		405, 900					
134		406, 100					
135		406, 300					
136		406, 400					
137		406, 500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月 額						
	円	円	円	円	円	円	円
	256, 700	275, 000	303, 600	330, 500	375, 000	436, 500	506, 100

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

給料表（2）

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

(北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号本文中「以下この号」を「第3項及び第5項」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号アからスまで以外の部分中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて管理者が別に」に、「その額から」を「当該管理者が別に定める額から」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で管理者が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして管理者が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、管理者が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で管理者が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの（管理者が別に定める者を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として管理者が別に定める額（次項において「駐車場料金等相当額」という。）を支給する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第31条第1項中「扶養手当の月額並びにこれら」を「これ」に改める。

（北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程の一部改正）

第3条 北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程（令和4年北九州市公営競技局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

付則別表中「318, 100円」を「331, 500円」に、「358, 500円」を「373, 300円」に、「407, 700円」を「422, 500円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和7年12月23日から施行する。ただし、第1条中北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程付則第14項第2号の改正規定、同規程付則第21項の改正規定、同項を同規程付則第22項とし、同規程付則第20項を同規程付則第21項とし、同規程付則第19項の次に1項を加える改正規定及び同規程付則に付則別表を加える改正規定は公布の日から、第2条並びに付則第4項及び付則第5項の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の給与規程」という。）及び第3条の規定による改正後の北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程（次項において「改正後の就業規程等の一部改正規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（改正後の規程の施行に關し必要な措置）

3 改正後の給与規程及び改正後の就業規程等の一部改正規程の施行に關し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北九州市条例第46号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

（通勤手当に關する経過措置）

4 第2条の規定による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与に關する

規程第18条第3項の規定は、令和8年4月1日前に公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員にも適用する。

(令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する経過措置)

5 令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する第2条の規定による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程第31条第1項の規定の適用については、北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程第13条第1項の管理職手当の支給を受ける職員を除き、同項中「これ」とあるのは、「扶養手当の月額並びにこれら」とする。

(委任)

6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第11号

北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項本文中「5,300円」を「5,400円」に、「7,900円」を「8,100円」に改め、同項ただし書中「2,650円」を「2,700円」に、「3,950円」を「4,050円」に改める。

付則第14項中「当分の間」を「令和8年3月31日までの間」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定は、令和7年12月23日から施行し、改正後の同項の規定は、同年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第12号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第13のアの表の54の項から137の項までを次のように改める。

5 4	1 8	4 2	5 3	3 8	4 1	3 1
5 5	1 9	4 3	5 4	3 9	4 2	3 2
5 6	2 0	4 4	5 4	4 0	4 2	3 2
5 7	2 1	4 5	5 5	4 1	4 3	3 3
5 8	2 1	4 5	5 5	4 2	4 3	3 3
5 9	2 2	4 6	5 6	4 3	4 4	3 4
6 0	2 2	4 6	5 6	4 4	4 4	3 4
6 1	2 3	4 7	5 7	4 5	4 5	3 5
6 2	2 3	4 7	5 8	4 6	4 5	3 5
6 3	2 4	4 8	5 9	4 7	4 6	3 6
6 4	2 4	4 8	6 0	4 8	4 6	3 6
6 5	2 5	4 9	6 1	4 9	4 7	3 6
6 6	2 6	4 9	6 1	4 9	4 7	3 6
6 7	2 7	5 0	6 2	5 0	4 8	3 6
6 8	2 8	5 0	6 2	5 0	4 8	3 6
6 9	2 9	5 1	6 3	5 1	4 9	3 6
7 0	2 9	5 1	6 3	5 1	4 9	3 7
7 1	3 0	5 2	6 4	5 2	4 9	3 7
7 2	3 0	5 2	6 4	5 2	5 0	3 7
7 3	3 1	5 3	6 5	5 3	5 0	3 7
7 4	3 1	5 4	6 5	5 3	5 0	3 7

7 5	3 2	5 5	6 6	5 3	5 1	3 7
7 6	3 2	5 6	6 6	5 4	5 1	3 7
7 7	3 3	5 7	6 7	5 4	5 1	3 7
7 8	3 3	5 7	6 7	5 4	5 2	3 7
7 9	3 3	5 8	6 8	5 5	5 2	3 7
8 0	3 4	5 8	6 8	5 5	5 2	3 8
8 1	3 4	5 9	6 9	5 5	5 3	3 8
8 2	3 4	5 9	6 9	5 6	5 3	
8 3	3 5	6 0	6 9	5 6	5 3	
8 4	3 5	6 0	7 0	5 6	5 3	
8 5	3 5	6 1	7 0	5 7	5 3	
8 6	3 6	6 2	7 0	5 7	5 3	
8 7	3 6	6 3	7 1	5 8	5 3	
8 8	3 6	6 4	7 1	5 8	5 3	
8 9	3 7	6 5	7 1	5 9	5 3	
9 0	3 7	6 5	7 2	5 9	5 3	
9 1	3 7	6 6	7 2	6 0	5 4	
9 2	3 7	6 6	7 2	6 0	5 4	
9 3	3 7	6 7	7 3	6 1	5 4	
9 4	3 8	6 7	7 3	6 1	5 4	
9 5	3 8	6 8	7 4	6 1	5 4	
9 6	3 8	6 8	7 4	6 1	5 4	
9 7	3 8	6 9	7 5	6 2	5 4	
9 8	3 8	7 0	7 5	6 2	5 4	
9 9	3 9	7 1	7 6	6 2	5 4	
1 0 0	3 9	7 2	7 6	6 2	5 4	
1 0 1	3 9	7 3	7 6	6 2	5 4	
1 0 2	3 9	7 3	7 6	6 2		

1 0 3	3 9	7 4	7 7	6 2		
1 0 4	4 0	7 4	7 7	6 2		
1 0 5	4 0	7 5	7 8	6 3		
1 0 6		7 5	7 8	6 3		
1 0 7		7 6	7 9	6 3		
1 0 8		7 6	7 9	6 3		
1 0 9		7 7	7 9	6 3		
1 1 0		7 7	7 9	6 3		
1 1 1		7 8	7 9	6 3		
1 1 2		7 8	7 9	6 4		
1 1 3		7 8	7 9	6 4		
1 1 4		7 8	8 0	6 4		
1 1 5		7 9	8 0	6 5		
1 1 6		7 9	8 0	6 5		
1 1 7		8 0	8 0	6 5		
1 1 8		8 1	8 0			
1 1 9		8 2	8 0			
1 2 0		8 3	8 0			
1 2 1		8 4	8 0			
1 2 2		8 5	8 0			
1 2 3		8 6	8 0			
1 2 4		8 7	8 1			
1 2 5		8 7	8 1			
1 2 6		8 8				
1 2 7		8 9				
1 2 8		9 0				
1 2 9		9 1				
1 3 0		9 1				

1 3 1		9 1				
1 3 2		9 2				
1 3 3		9 2				
1 3 4		9 2				
1 3 5		9 3				
1 3 6		9 3				
1 3 7		9 3				

別表第13のイの表の50の項から137の項までを次のように改める。

5 0	2 1	5 0	3 8	3 4	3 8	2 9
5 1	2 2	5 1	3 9	3 5	3 9	3 0
5 2	2 2	5 2	4 0	3 6	4 0	3 0
5 3	2 3	5 3	4 1	3 7	4 1	3 1
5 4	2 3	5 4	4 2	3 8	4 1	3 1
5 5	2 4	5 5	4 3	3 9	4 2	3 2
5 6	2 4	5 6	4 4	4 0	4 2	3 2
5 7	2 5	5 7	4 5	4 1	4 3	3 3
5 8	2 6	5 7	4 6	4 2	4 3	3 3
5 9	2 7	5 8	4 7	4 3	4 4	3 4
6 0	2 8	5 8	4 8	4 4	4 4	3 4
6 1	2 9	5 9	4 9	4 5	4 5	3 5
6 2	2 9	5 9	5 0	4 6	4 5	3 5
6 3	3 0	6 0	5 1	4 7	4 6	3 6
6 4	3 0	6 0	5 2	4 8	4 6	3 6
6 5	3 1	6 1	5 3	4 9	4 7	3 6
6 6	3 1	6 1	5 3	4 9	4 7	3 6
6 7	3 2	6 2	5 4	5 0	4 8	3 6
6 8	3 2	6 2	5 4	5 0	4 8	3 6
6 9	3 3	6 3	5 5	5 1	4 9	3 6

7 0	3 3	6 3	5 5	5 1	4 9	3 7
7 1	3 3	6 4	5 6	5 2	4 9	3 7
7 2	3 4	6 4	5 6	5 2	5 0	3 7
7 3	3 4	6 5	5 7	5 3	5 0	3 7
7 4	3 4	6 6	5 8	5 3	5 0	3 7
7 5	3 5	6 7	5 9	5 3	5 1	3 7
7 6	3 5	6 8	6 0	5 4	5 1	3 7
7 7	3 5	6 9	6 1	5 4	5 1	3 7
7 8	3 6	6 9	6 1	5 4	5 2	3 7
7 9	3 6	7 0	6 2	5 5	5 2	3 7
8 0	3 6	7 0	6 2	5 5	5 2	3 8
8 1	3 7	7 1	6 3	5 5	5 3	3 8
8 2	3 7	7 1	6 3	5 6	5 3	
8 3	3 7	7 2	6 4	5 6	5 3	
8 4	3 8	7 2	6 4	5 6	5 3	
8 5	3 8	7 3	6 5	5 7	5 3	
8 6	3 8	7 4	6 5	5 7	5 4	
8 7	3 9	7 5	6 6	5 8	5 4	
8 8	3 9	7 6	6 6	5 8	5 4	
8 9	3 9	7 7	6 7	5 9	5 4	
9 0	4 0	7 7	6 7	5 9	5 4	
9 1	4 0	7 8	6 8	6 0	5 4	
9 2	4 0	7 8	6 8	6 0	5 4	
9 3	4 1	7 9	6 9	6 1	5 4	
9 4	4 1	7 9	6 9	6 1	5 4	
9 5	4 2	8 0	6 9	6 1	5 4	
9 6	4 2	8 0	7 0	6 1	5 5	
9 7	4 3	8 1	7 0	6 2	5 5	

9 8	4 3	8 2	7 0	6 2	5 5	
9 9	4 4	8 3	7 1	6 2	5 5	
1 0 0	4 4	8 4	7 1	6 2	5 5	
1 0 1	4 5	8 5	7 1	6 3	5 5	
1 0 2	4 5	8 5	7 2	6 3	5 5	
1 0 3	4 6	8 6	7 2	6 3	5 6	
1 0 4	4 6	8 6	7 2	6 3	5 6	
1 0 5	4 7	8 7	7 3	6 3	5 6	
1 0 6	4 7	8 7	7 3	6 3		
1 0 7	4 8	8 8	7 4	6 3		
1 0 8	4 8	8 8	7 4	6 3		
1 0 9	4 9	8 9	7 5	6 4		
1 1 0	4 9	8 9	7 5	6 4		
1 1 1	4 9	9 0	7 6	6 4		
1 1 2	5 0	9 0	7 6	6 4		
1 1 3	5 0	9 1	7 7	6 4		
1 1 4	5 0	9 1	7 7	6 4		
1 1 5	5 1	9 2	7 8	6 5		
1 1 6	5 1	9 2	7 8	6 5		
1 1 7	5 1	9 3	7 9	6 5		
1 1 8		9 4	7 9	6 6		
1 1 9		9 5	8 0	6 6		
1 2 0		9 6	8 0	6 6		
1 2 1		9 6	8 0	6 6		
1 2 2		9 7	8 0			
1 2 3		9 8	8 0			
1 2 4		9 9	8 0			
1 2 5		1 0 0	8 1			

1 2 6		1 0 1	8 1			
1 2 7		1 0 2	8 1			
1 2 8		1 0 3	8 1			
1 2 9		1 0 4	8 1			
1 3 0		1 0 5	8 1			
1 3 1		1 0 6	8 1			
1 3 2		1 0 7	8 1			
1 3 3		1 0 7	8 2			
1 3 4		1 0 8	8 2			
1 3 5		1 0 9	8 2			
1 3 6		1 1 0	8 2			
1 3 7		1 1 1	8 2			

別表第13のウの表の106の項から133の項までを次のように改める。

1 0 6	7 7	5 7	
1 0 7	7 8	5 8	
1 0 8	7 8	5 8	
1 0 9	7 9	5 9	
1 1 0	7 9	5 9	
1 1 1	8 0	6 0	
1 1 2	8 0	6 0	
1 1 3	8 1	6 1	
1 1 4	8 1	6 1	
1 1 5	8 1	6 1	
1 1 6	8 2	6 1	
1 1 7	8 2	6 1	
1 1 8	8 2	6 1	
1 1 9	8 2	6 1	
1 2 0	8 2	6 1	

1 2 1	8 2	6 1	
1 2 2	8 3	6 1	
1 2 3	8 3	6 1	
1 2 4	8 3	6 1	
1 2 5	8 4	6 1	
1 2 6	8 4	6 1	
1 2 7	8 4	6 1	
1 2 8	8 5	6 2	
1 2 9	8 5	6 2	
1 3 0	8 5	6 2	
1 3 1	8 6	6 2	
1 3 2	8 6	6 2	
1 3 3	8 6	6 3	

別表第13の才の表の50の項から117の項までを次のように改める。

5 0	3 0	3 4	2 9
5 1	3 1	3 5	3 0
5 2	3 2	3 6	3 0
5 3	3 3	3 7	3 1
5 4	3 4	3 8	3 1
5 5	3 5	3 9	3 2
5 6	3 6	4 0	3 2
5 7	3 7	4 1	3 3
5 8	3 8	4 1	3 4
5 9	3 9	4 2	3 5
6 0	4 0	4 2	3 6
6 1	4 1	4 3	3 7
6 2	4 2	4 3	3 7
6 3	4 3	4 4	3 8

6 4	4 4	4 4	3 8
6 5	4 5	4 5	3 9
6 6	4 5	4 5	3 9
6 7	4 6	4 6	4 0
6 8	4 6	4 6	4 0
6 9	4 7	4 7	4 1
7 0	4 7	4 7	4 1
7 1	4 8	4 8	4 2
7 2	4 8	4 8	4 2
7 3	4 9	4 9	4 2
7 4	5 0	5 0	4 2
7 5	5 1	5 1	4 3
7 6	5 2	5 2	4 3
7 7	5 3	5 3	4 4
7 8	5 4	5 3	4 4
7 9	5 5	5 4	4 5
8 0	5 6	5 4	4 5
8 1	5 7	5 5	4 5
8 2	5 7	5 5	4 5
8 3	5 8	5 6	4 6
8 4	5 8	5 6	4 6
8 5	5 9	5 7	4 7
8 6	5 9	5 7	4 7
8 7	6 0	5 8	4 8
8 8	6 0	5 8	4 8
8 9	6 1	5 9	4 8
9 0	6 1	5 9	
9 1	6 2	6 0	

9 2	6 2	6 0	
9 3	6 3	6 0	
9 4	6 3	6 0	
9 5	6 4	6 1	
9 6	6 4	6 1	
9 7	6 5	6 2	
9 8	6 5	6 2	
9 9	6 6	6 3	
1 0 0	6 6	6 3	
1 0 1	6 6	6 3	
1 0 2	6 6	6 3	
1 0 3	6 7	6 4	
1 0 4	6 7	6 4	
1 0 5	6 8	6 5	
1 0 6	6 9	6 5	
1 0 7	7 0	6 6	
1 0 8	7 1	6 6	
1 0 9	7 1	6 6	
1 1 0	7 1		
1 1 1	7 2		
1 1 2	7 2		
1 1 3	7 3		
1 1 4	7 3		
1 1 5	7 4		
1 1 6	7 4		
1 1 7	7 4		

別表第13の力の表の70の項から106の項までを次のように改める。

7 0	2 6	6 5	2 9
-----	-----	-----	-----

7 1	2 7	6 6	3 0
7 2	2 8	6 6	3 0
7 3	2 9	6 7	3 0
7 4	3 0	6 7	3 0
7 5	3 1	6 8	3 1
7 6	3 2	6 8	3 1
7 7	3 3	6 8	3 2
7 8	3 3	6 8	3 2
7 9	3 4	6 9	3 2
8 0	3 4	6 9	3 3
8 1	3 5	6 9	3 3
8 2	3 5	6 9	3 3
8 3	3 6	7 0	3 3
8 4	3 6	7 0	3 3
8 5	3 7	7 1	3 3
8 6	3 8	7 1	3 4
8 7	3 9	7 2	3 4
8 8	4 0	7 2	3 4
8 9	4 1	7 2	3 4
9 0	4 1	7 2	
9 1	4 1	7 3	
9 2	4 2	7 3	
9 3	4 2	7 3	
9 4	4 2		
9 5	4 3		
9 6	4 3		
9 7	4 3		
9 8	4 4		

9 9	4 4		
1 0 0	4 4		
1 0 1	4 4		
1 0 2	4 4		
1 0 3	4 5		
1 0 4	4 5		
1 0 5	4 6		
1 0 6	4 6		

別表第13のキの表の54の項から119の項までを次のように改める。

5 4	1 8	4 2	5 3	3 8
5 5	1 9	4 3	5 4	3 9
5 6	2 0	4 4	5 4	4 0
5 7	2 1	4 5	5 5	4 1
5 8	2 2	4 5	5 5	4 2
5 9	2 3	4 6	5 6	4 3
6 0	2 4	4 6	5 6	4 4
6 1	2 5	4 7	5 7	4 5
6 2	2 6	4 7	5 8	4 6
6 3	2 7	4 8	5 9	4 7
6 4	2 8	4 8	6 0	4 8
6 5	2 9	4 9	6 1	4 9
6 6	3 0	4 9	6 1	4 9
6 7	3 1	5 0	6 2	5 0
6 8	3 2	5 0	6 2	5 0
6 9	3 3	5 1	6 3	5 1
7 0	3 3	5 1	6 3	5 1
7 1	3 4	5 2	6 4	5 2
7 2	3 4	5 2	6 4	5 2

7 3	3 5	5 3	6 5	5 3
7 4	3 5	5 4	6 5	5 3
7 5	3 6	5 5	6 6	5 3
7 6	3 6	5 6	6 6	5 4
7 7	3 7	5 7	6 7	5 4
7 8	3 8	5 7	6 7	5 4
7 9	3 9	5 8	6 8	5 5
8 0	4 0	5 8	6 8	5 5
8 1	4 1	5 9	6 9	5 5
8 2	4 1	5 9	6 9	5 6
8 3	4 2	6 0	6 9	5 6
8 4	4 2	6 0	7 0	5 6
8 5	4 3	6 1	7 0	5 7
8 6	4 3	6 2	7 0	5 7
8 7	4 4	6 3	7 1	5 8
8 8	4 4	6 4	7 1	5 8
8 9	4 5	6 5	7 1	5 9
9 0	4 5	6 5	7 2	5 9
9 1	4 5	6 6	7 2	6 0
9 2	4 6	6 6	7 2	6 0
9 3	4 6	6 7	7 3	6 1
9 4	4 6	6 7	7 3	6 1
9 5	4 7	6 8	7 4	6 1
9 6	4 7	6 8	7 4	6 1
9 7	4 7	6 9	7 5	6 2
9 8		7 0	7 5	6 2
9 9		7 1	7 6	6 2
1 0 0		7 2	7 6	6 2

1 0 1		7 3	7 6	6 2
1 0 2		7 3	7 6	6 2
1 0 3		7 4	7 7	6 2
1 0 4		7 4	7 7	6 2
1 0 5		7 5	7 8	6 3
1 0 6		7 5	7 8	6 3
1 0 7		7 6	7 9	6 3
1 0 8		7 6	7 9	6 3
1 0 9		7 7	7 9	6 3
1 1 0		7 7	7 9	6 3
1 1 1		7 8	7 9	6 3
1 1 2		7 8	8 0	6 4
1 1 3		7 8	8 0	6 4
1 1 4		7 8	8 0	6 4
1 1 5		7 9	8 1	6 5
1 1 6		7 9	8 1	6 5
1 1 7		8 0	8 1	6 5
1 1 8		8 1		
1 1 9		8 2		

別表第13のクの表の95の項から119の項までを次のように改める。

9 5	6 7	8 5
9 6	6 8	8 6
9 7	6 9	8 6
9 8	7 0	8 6
9 9	7 1	8 7
1 0 0	7 2	8 7
1 0 1	7 3	8 7
1 0 2	7 4	8 8

1 0 3	7 5	8 8
1 0 4	7 6	8 8
1 0 5	7 7	8 9
1 0 6	7 8	9 0
1 0 7	7 9	9 1
1 0 8	8 0	9 2
1 0 9	8 1	9 2
1 1 0	8 2	9 2
1 1 1	8 3	9 3
1 1 2	8 4	9 3
1 1 3	8 5	9 4
1 1 4	8 5	9 4
1 1 5	8 6	9 5
1 1 6	8 6	9 5
1 1 7	8 7	9 5
1 1 8	8 7	9 6
1 1 9	8 8	9 7

付 則

この規則は、令和7年12月23日から施行し、改正後の別表第13のアの表からウの表まで及びオの表からクの表までの規定は、同年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第13号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成21年北九州市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

期間の区分	支給額
16年未満	310,800 円
16年以上17年未満	307,500
17年以上18年未満	304,200
18年以上19年未満	300,900
19年以上20年未満	297,600
20年以上21年未満	294,300
21年以上22年未満	283,300
22年以上23年未満	271,300
23年以上24年未満	258,800
24年以上25年未満	246,300
25年以上26年未満	233,800
26年以上27年未満	218,300
27年以上28年未満	202,800
28年以上29年未満	187,300
29年以上30年未満	171,800
30年以上31年未満	155,300
31年以上32年未満	138,800
32年以上33年未満	122,300
33年以上34年未満	104,300
34年以上35年未満	86,300

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

付 則

この規則は、令和7年12月23日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日から適用する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第14号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則（平成29年北九州市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項本文中「5,300円」を「5,400円」に、「7,900円」を「8,100円」に改め、同項ただし書中「2,650円」を「2,700円」に、「3,950円」を「4,050円」に改め、同条第3項中「7,400円」を「7,700円」に、「1万1,100円」を「1万1,550円」に、「3,700円」を「3,850円」に改める。

第11条中「アの表備考第2項及びイの表備考第2項」を「アの表の備考第2項第1号及びイの表の備考第2項第1号」に改め、「ある者」の次に「とし、教職員給与条例別表第1のアの表の備考第2項第2号及びイの表の備考第2項第2号の人事委員会規則で定めるものは、校長の職にある者」を加える。

付則第5項中「当分の間」を「令和8年3月31日までの間」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項及び第3項の改正規定は令和7年12月23日から、第11条の改正規定は令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項及び第3項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第15号

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成29年北九州市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第8のアの表の97の項から153の項までを次のように改める。

9 7	6 9	5 1	4 6
9 8	7 0	5 1	
9 9	7 1	5 2	
1 0 0	7 2	5 2	
1 0 1	7 3	5 3	
1 0 2	7 3	5 3	
1 0 3	7 4	5 4	
1 0 4	7 4	5 4	
1 0 5	7 5	5 5	
1 0 6	7 5	5 5	
1 0 7	7 6	5 6	
1 0 8	7 6	5 6	
1 0 9	7 7	5 7	
1 1 0	7 7	5 7	
1 1 1	7 8	5 8	
1 1 2	7 8	5 8	
1 1 3	7 9	5 9	
1 1 4	7 9	5 9	
1 1 5	8 0	6 0	
1 1 6	8 0	6 0	

1 1 7	8 1	6 1	
1 1 8	8 1	6 1	
1 1 9	8 1	6 1	
1 2 0	8 2	6 1	
1 2 1	8 2	6 1	
1 2 2	8 2	6 1	
1 2 3	8 2	6 1	
1 2 4	8 2	6 1	
1 2 5	8 2	6 1	
1 2 6	8 3	6 1	
1 2 7	8 3	6 2	
1 2 8	8 3	6 2	
1 2 9	8 4	6 2	
1 3 0	8 4	6 2	
1 3 1	8 4	6 2	
1 3 2	8 4	6 3	
1 3 3	8 4	6 3	
1 3 4	8 5	6 3	
1 3 5	8 5	6 3	
1 3 6	8 5	6 3	
1 3 7	8 5	6 4	
1 3 8	8 5	6 4	
1 3 9	8 5	6 4	
1 4 0	8 5	6 4	
1 4 1	8 5	6 4	
1 4 2	8 5	6 4	
1 4 3	8 5	6 4	
1 4 4	8 6	6 4	

1 4 5	8 6	6 4	
1 4 6	8 6	6 4	
1 4 7	8 6	6 4	
1 4 8	8 6	6 4	
1 4 9	8 7	6 5	
1 5 0	8 7	6 5	
1 5 1	8 7	6 5	
1 5 2	8 7	6 5	
1 5 3	8 7	6 5	

別表第8のイの表の94の項から157の項までを次のように改める。

9 4	6 2	5 5	3 5
9 5	6 3	5 6	3 5
9 6	6 4	5 6	3 5
9 7	6 5	5 7	3 5
9 8	6 5	5 7	3 5
9 9	6 6	5 8	3 5
1 0 0	6 6	5 8	3 5
1 0 1	6 7	5 9	3 6
1 0 2	6 7	5 9	3 6
1 0 3	6 8	6 0	3 6
1 0 4	6 8	6 0	3 6
1 0 5	6 9	6 1	3 6
1 0 6	7 0	6 1	3 6
1 0 7	7 1	6 2	3 7
1 0 8	7 2	6 2	3 7
1 0 9	7 3	6 3	3 7
1 1 0	7 3	6 3	
1 1 1	7 4	6 4	

1 1 2	7 4	6 4	
1 1 3	7 5	6 5	
1 1 4	7 5	6 5	
1 1 5	7 6	6 6	
1 1 6	7 6	6 6	
1 1 7	7 7	6 7	
1 1 8	7 8	6 7	
1 1 9	7 9	6 8	
1 2 0	8 0	6 8	
1 2 1	8 1	6 9	
1 2 2	8 1	7 0	
1 2 3	8 2	7 1	
1 2 4	8 2	7 2	
1 2 5	8 2	7 3	
1 2 6	8 2	7 3	
1 2 7	8 3	7 3	
1 2 8	8 3	7 3	
1 2 9	8 4	7 3	
1 3 0	8 4	7 3	
1 3 1	8 4	7 3	
1 3 2	8 4	7 3	
1 3 3	8 5	7 3	
1 3 4	8 5	7 3	
1 3 5	8 5	7 4	
1 3 6	8 5	7 4	
1 3 7	8 6	7 4	
1 3 8	8 6	7 4	
1 3 9	8 6	7 4	

1 4 0	8 6	7 5	
1 4 1	8 6	7 5	
1 4 2	8 6	7 5	
1 4 3	8 6	7 5	
1 4 4	8 6	7 5	
1 4 5	8 7	7 5	
1 4 6	8 7	7 5	
1 4 7	8 7	7 5	
1 4 8	8 8	7 5	
1 4 9	8 8	7 5	
1 5 0	8 8	7 6	
1 5 1	8 9	7 6	
1 5 2	8 9	7 6	
1 5 3	8 9	7 6	
1 5 4	9 0	7 6	
1 5 5	9 0	7 7	
1 5 6	9 0	7 7	
1 5 7	9 1	7 7	

別表第8のウの表の5 4の項から1 3 7の項までを次のように改める。

5 4	1 8	4 2	5 3
5 5	1 9	4 3	5 4
5 6	2 0	4 4	5 4
5 7	2 1	4 5	5 5
5 8	2 1	4 5	5 5
5 9	2 2	4 6	5 6
6 0	2 2	4 6	5 6
6 1	2 3	4 7	5 7
6 2	2 3	4 7	5 8

6 3	2 4	4 8	5 9
6 4	2 4	4 8	6 0
6 5	2 5	4 9	6 1
6 6	2 6	4 9	6 1
6 7	2 7	5 0	6 2
6 8	2 8	5 0	6 2
6 9	2 9	5 1	6 3
7 0	2 9	5 1	6 3
7 1	3 0	5 2	6 4
7 2	3 0	5 2	6 4
7 3	3 1	5 3	6 5
7 4	3 1	5 4	6 5
7 5	3 2	5 5	6 6
7 6	3 2	5 6	6 6
7 7	3 3	5 7	6 7
7 8	3 3	5 7	6 7
7 9	3 3	5 8	6 8
8 0	3 4	5 8	6 8
8 1	3 4	5 9	6 9
8 2	3 4	5 9	6 9
8 3	3 5	6 0	6 9
8 4	3 5	6 0	7 0
8 5	3 5	6 1	7 0
8 6	3 6	6 2	7 0
8 7	3 6	6 3	7 1
8 8	3 6	6 4	7 1
8 9	3 7	6 5	7 1
9 0	3 7	6 5	7 2

9 1	3 7	6 6	7 2
9 2	3 7	6 6	7 2
9 3	3 7	6 7	7 3
9 4	3 8	6 7	7 3
9 5	3 8	6 8	7 4
9 6	3 8	6 8	7 4
9 7	3 8	6 9	7 5
9 8	3 8	7 0	7 5
9 9	3 9	7 1	7 6
1 0 0	3 9	7 2	7 6
1 0 1	3 9	7 3	7 6
1 0 2	3 9	7 3	7 6
1 0 3	3 9	7 4	7 7
1 0 4	4 0	7 4	7 7
1 0 5	4 0	7 5	7 8
1 0 6		7 5	7 8
1 0 7		7 6	7 9
1 0 8		7 6	7 9
1 0 9		7 7	7 9
1 1 0		7 7	7 9
1 1 1		7 8	7 9
1 1 2		7 8	7 9
1 1 3		7 8	7 9
1 1 4		7 8	8 0
1 1 5		7 9	8 0
1 1 6		7 9	8 0
1 1 7		8 0	8 0
1 1 8		8 1	8 0

1 1 9		8 2	8 0
1 2 0		8 3	8 0
1 2 1		8 4	8 0
1 2 2		8 5	8 0
1 2 3		8 6	8 0
1 2 4		8 7	8 1
1 2 5		8 7	8 1
1 2 6		8 8	
1 2 7		8 9	
1 2 8		9 0	
1 2 9		9 1	
1 3 0		9 1	
1 3 1		9 1	
1 3 2		9 2	
1 3 3		9 2	
1 3 4		9 2	
1 3 5		9 3	
1 3 6		9 3	
1 3 7		9 3	

別表第8のエの表の 6 6 の項から 1 1 9 の項までを次のように改める。

6 6	3 0	4 9
6 7	3 1	5 0
6 8	3 2	5 0
6 9	3 3	5 1
7 0	3 3	5 1
7 1	3 4	5 2
7 2	3 4	5 2
7 3	3 5	5 3

7 4	3 5	5 4
7 5	3 6	5 5
7 6	3 6	5 6
7 7	3 7	5 7
7 8	3 8	5 7
7 9	3 9	5 8
8 0	4 0	5 8
8 1	4 1	5 9
8 2	4 1	5 9
8 3	4 2	6 0
8 4	4 2	6 0
8 5	4 3	6 1
8 6	4 3	6 2
8 7	4 4	6 3
8 8	4 4	6 4
8 9	4 5	6 5
9 0	4 5	6 5
9 1	4 5	6 6
9 2	4 6	6 6
9 3	4 6	6 7
9 4	4 6	6 7
9 5	4 7	6 8
9 6	4 7	6 8
9 7	4 7	6 9
9 8		7 0
9 9		7 1
1 0 0		7 2
1 0 1		7 3

1 0 2		7 3
1 0 3		7 4
1 0 4		7 4
1 0 5		7 5
1 0 6		7 5
1 0 7		7 6
1 0 8		7 6
1 0 9		7 7
1 1 0		7 7
1 1 1		7 8
1 1 2		7 8
1 1 3		7 8
1 1 4		7 8
1 1 5		7 9
1 1 6		7 9
1 1 7		8 0
1 1 8		8 1
1 1 9		8 2

付 則

この規則は、令和7年12月23日から施行し、改正後の別表第8のアの表からエの表までの規定は、同年4月1日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第 16 号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和 50 年北九州市人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「月額」を「月額等」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 3 別表第 1 、別表第 2 、別表第 5 及び別表第 6 の適用を受ける教育職員のうち、次条第 1 号の業務に従事するものの義務教育等教員特別手当の月額は、前 2 項の規定による額に学級担任加算額を加えた額とする。
 - 4 前項に規定する学級担任加算額は、3,000 円とする。
 - 5 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年北九州市条例第 21 号）第 3 条の人事委員会規則で定める額は、学級担任加算額とする。
- 第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（校務類型）

第 3 条の 2 紿与条例第 25 条の 3 第 2 項及び教職員給与条例第 37 条第 2 項の人事委員会規則で定める校務類型は、次に掲げるとおりとする。

- （1）小学校、中学校及び高等学校の学級（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級を除く。）を担任する業務
- （2）前号に掲げるもの以外の校務

第 4 条中「義務教育等教員特別手当は」の次に「、次項に定めるものほか」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 義務教育等教員特別手当（学級担任加算額に係る部分に限る。）は、前条第 1 号の業務に従事することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から従事しなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの月額を支給する。

付則第 2 項中「ものとする。」の次に「に学級担任加算額を加えた額」を加える。

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員 の区 分	職務の級 号給	1級		2級		特2級		3級		4級	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年											
前再	1号給から	1,300	1,700	2,400	3,200	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
任用	4号給まで										
短時	5号給から	1,300	1,700	2,600	3,300	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
間勤	8号給まで										
務職	9号給から	1,400	1,800	2,800	3,500	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
員以	12号給まで										
外の	13号給から	1,500	1,900	2,800	3,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
職員	16号給まで										
	17号給から	1,600	2,000	3,000	3,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	20号給まで										
	21号給から	1,700	2,100	3,200	3,800	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
	24号給まで										
	25号給から	1,800	2,200	3,300	3,900	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	28号給まで										
	29号給から	1,900	2,300	3,400	4,000	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
	32号給まで										
	33号給から	1,900	2,400	3,500	4,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
	36号給まで										
	37号給から	2,000	2,600	3,700	4,100	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	40号給まで										
	41号給から	2,200	2,800	3,800	4,400	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	44号給まで										
	45号給から	2,200	3,000	3,900	4,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400

4 8号給まで						
4 9号給から	2, 3 0 0	3, 2 0 0	4, 0 0 0	4, 6 0 0	5, 5 0 0	
5 2号給まで						
5 3号給から	2, 4 0 0	3, 3 0 0	4, 0 0 0	4, 7 0 0	5, 6 0 0	
5 6号給まで						
5 7号給から	2, 5 0 0	3, 4 0 0	4, 1 0 0	4, 7 0 0		
6 0号給まで						
6 1号給から	2, 6 0 0	3, 5 0 0	4, 4 0 0	4, 8 0 0		
6 4号給まで						
6 5号給から	2, 6 0 0	3, 7 0 0	4, 4 0 0	4, 9 0 0		
6 8号給まで						
6 9号給から	2, 7 0 0	3, 8 0 0	4, 5 0 0	5, 0 0 0		
7 2号給まで						
7 3号給から	2, 8 0 0	3, 8 0 0	4, 7 0 0	5, 1 0 0		
7 6号給まで						
7 7号給から	2, 8 0 0	3, 9 0 0	4, 7 0 0	5, 1 0 0		
8 0号給まで						
8 1号給から	2, 8 0 0	4, 0 0 0	4, 7 0 0	5, 2 0 0		
8 4号給まで						
8 5号給から	2, 9 0 0	4, 1 0 0	4, 7 0 0	5, 2 0 0		
8 8号給まで						
8 9号給から	3, 0 0 0	4, 3 0 0	4, 8 0 0			
9 2号給まで						
9 3号給から	3, 1 0 0	4, 4 0 0	5, 0 0 0			
9 6号給まで						
9 7号給から	3, 1 0 0	4, 4 0 0	5, 0 0 0			
1 0 0号給まで						
1 0 1号給から	3, 2 0 0	4, 5 0 0	5, 0 0 0			
1 0 4号給まで						

1 0 5 号 給 か ら	3 , 2 0 0	4 , 6 0 0	5 , 1 0 0			
1 0 8 号 給 ま で						
1 0 9 号 給 か ら	3 , 3 0 0	4 , 7 0 0	5 , 1 0 0			
1 1 2 号 給 ま で						
1 1 3 号 給 か ら	3 , 3 0 0	4 , 7 0 0	5 , 1 0 0			
1 1 6 号 給 ま で						
1 1 7 号 給 か ら	3 , 3 0 0	4 , 7 0 0	5 , 2 0 0			
1 2 0 号 給 ま で						
1 2 1 号 給 か ら	3 , 4 0 0	4 , 7 0 0				
1 2 4 号 給 ま で						
1 2 5 号 給 か ら	3 , 4 0 0	4 , 7 0 0				
1 2 8 号 給 ま で						
1 2 9 号 給 か ら	3 , 4 0 0	4 , 8 0 0				
1 3 2 号 給 ま で						
1 3 3 号 給 か ら	3 , 5 0 0	4 , 9 0 0				
1 3 6 号 給 ま で						
1 3 7 号 給 か ら	3 , 5 0 0					
1 4 0 号 給 ま で						
1 4 1 号 給 か ら	3 , 5 0 0					
1 4 4 号 給 ま で						
1 4 5 号 給	3 , 5 0 0					
定 年						
前 再						
任 用						
短 時						
間 勤						
務 職						
員						

別表第2（第3条関係）

号 給	職務の級	1 級	
		円	分
1 号 給 から 4 号 給 ま で		1 ,	3 0 0
5 号 給 から 8 号 給 ま で		1 ,	3 0 0
9 号 給 から 1 2 号 給 ま で		1 ,	4 0 0
1 3 号 給 から 1 6 号 給 ま で		1 ,	5 0 0
1 7 号 給 から 2 0 号 給 ま で		1 ,	6 0 0
2 1 号 給 から 2 4 号 給 ま で		1 ,	7 0 0
2 5 号 給 から 2 8 号 給 ま で		1 ,	8 0 0
2 9 号 給 から 3 2 号 給 ま で		1 ,	9 0 0
3 3 号 給 から 3 6 号 給 ま で		1 ,	9 0 0
3 7 号 給 から 4 0 号 給 ま で		2 ,	0 0 0
4 1 号 給 から 4 4 号 給 ま で		2 ,	2 0 0
4 5 号 給 から 4 8 号 給 ま で		2 ,	2 0 0
4 9 号 給 から 5 2 号 給 ま で		2 ,	3 0 0
5 3 号 給 から 5 6 号 給 ま で		2 ,	4 0 0
5 7 号 給 から 6 0 号 給 ま で		2 ,	5 0 0
6 1 号 給 から 6 4 号 給 ま で		2 ,	6 0 0
6 5 号 給 から 6 8 号 給 ま で		2 ,	6 0 0
6 9 号 給 から 7 2 号 給 ま で		2 ,	7 0 0
7 3 号 給 から 7 6 号 給 ま で		2 ,	8 0 0
7 7 号 給 から 8 0 号 給 ま で		2 ,	8 0 0
8 1 号 給 から 8 4 号 給 ま で		2 ,	8 0 0
8 5 号 給 から 8 8 号 給 ま で		2 ,	9 0 0
8 9 号 給 から 9 2 号 給 ま で		3 ,	0 0 0
9 3 号 給 から 9 6 号 給 ま で		3 ,	1 0 0
9 7 号 給 から 1 0 0 号 給 ま で		3 ,	1 0 0

1 0 1 号 給 か ら 1 0 4 号 給 ま で	3 , 2 0 0
1 0 5 号 給 か ら 1 0 8 号 給 ま で	3 , 2 0 0
1 0 9 号 給 か ら 1 1 2 号 給 ま で	3 , 3 0 0
1 1 3 号 給 か ら 1 1 6 号 給 ま で	3 , 3 0 0
1 1 7 号 給 か ら 1 2 0 号 給 ま で	3 , 3 0 0
1 2 1 号 給 か ら 1 2 4 号 給 ま で	3 , 4 0 0
1 2 5 号 給 か ら 1 2 8 号 給 ま で	3 , 4 0 0
1 2 9 号 給 か ら 1 3 2 号 給 ま で	3 , 4 0 0
1 3 3 号 給 か ら 1 3 6 号 給 ま で	3 , 5 0 0
1 3 7 号 給 か ら 1 4 0 号 給 ま で	3 , 5 0 0
1 4 1 号 給 か ら 1 4 4 号 給 ま で	3 , 5 0 0
1 4 5 号 給	3 , 5 0 0

別表第3（第3条関係）

教 職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		1 級	2 級	2 級	3 級	3 級	4 級	3 級	4 級	4 級	5 級
定 年		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前 再	1 号 給 か ら	1 , 3 0 0	1 , 6 0 0	2 , 4 0 0	3 , 2 0 0	4 , 4 0 0					
任 用	4 号 給 ま で										
短 時	5 号 給 か ら	1 , 3 0 0	1 , 7 0 0	2 , 6 0 0	3 , 3 0 0	4 , 4 0 0					
間 勤	8 号 給 ま で										
務 教	9 号 給 か ら	1 , 4 0 0	1 , 7 0 0	2 , 8 0 0	3 , 5 0 0	4 , 6 0 0					
職 員	1 2 号 給 ま で										
以 外	1 3 号 給 か ら	1 , 5 0 0	1 , 8 0 0	2 , 8 0 0	3 , 7 0 0	4 , 7 0 0					
の 教	1 6 号 給 ま で										
職 員	1 7 号 給 か ら	1 , 6 0 0	1 , 9 0 0	3 , 0 0 0	3 , 8 0 0	4 , 8 0 0					
	2 0 号 給 ま で										
	2 1 号 給 か ら	1 , 7 0 0	2 , 0 0 0	3 , 2 0 0	3 , 8 0 0	4 , 9 0 0					
	2 4 号 給 ま で										
	2 5 号 給 か ら	1 , 8 0 0	2 , 1 0 0	3 , 3 0 0	3 , 9 0 0	5 , 0 0 0					
	2 8 号 給 ま で										
	2 9 号 給 か ら	1 , 9 0 0	2 , 2 0 0	3 , 4 0 0	4 , 0 0 0	5 , 1 0 0					
	3 2 号 給 ま で										
	3 3 号 給 か ら	1 , 9 0 0	2 , 3 0 0	3 , 5 0 0	4 , 1 0 0	5 , 1 0 0					
	3 6 号 給 ま で										
	3 7 号 給 か ら	2 , 0 0 0	2 , 4 0 0	3 , 7 0 0	4 , 1 0 0	5 , 2 0 0					
	4 0 号 給 ま で										
	4 1 号 給 か ら	2 , 2 0 0	2 , 6 0 0	3 , 8 0 0	4 , 4 0 0	5 , 3 0 0					
	4 4 号 給 ま で										
	4 5 号 給 か ら	2 , 2 0 0	2 , 8 0 0	3 , 9 0 0	4 , 4 0 0	5 , 4 0 0					
	4 8 号 給 ま で										

4 9号給から	2, 3 0 0	3, 0 0 0	4, 0 0 0	4, 6 0 0	5, 5 0 0
5 2号給まで					
5 3号給から	2, 4 0 0	3, 2 0 0	4, 0 0 0	4, 7 0 0	5, 6 0 0
5 6号給まで					
5 7号給から	2, 4 0 0	3, 3 0 0	4, 1 0 0	4, 7 0 0	5, 6 0 0
6 0号給まで					
6 1号給から	2, 5 0 0	3, 4 0 0	4, 4 0 0	4, 8 0 0	5, 6 0 0
6 4号給まで					
6 5号給から	2, 6 0 0	3, 5 0 0	4, 4 0 0	4, 9 0 0	5, 6 0 0
6 8号給まで					
6 9号給から	2, 6 0 0	3, 7 0 0	4, 5 0 0	5, 0 0 0	
7 2号給まで					
7 3号給から	2, 7 0 0	3, 8 0 0	4, 7 0 0	5, 1 0 0	
7 6号給まで					
7 7号給から	2, 8 0 0	3, 8 0 0	4, 7 0 0	5, 1 0 0	
8 0号給まで					
8 1号給から	2, 8 0 0	3, 9 0 0	4, 7 0 0	5, 2 0 0	
8 4号給まで					
8 5号給から	2, 8 0 0	4, 0 0 0	4, 7 0 0	5, 2 0 0	
8 8号給まで					
8 9号給から	2, 9 0 0	4, 1 0 0	4, 8 0 0	5, 3 0 0	
9 2号給まで					
9 3号給から	3, 0 0 0	4, 3 0 0	5, 0 0 0	5, 3 0 0	
9 6号給まで					
9 7号給から	3, 1 0 0	4, 4 0 0	5, 0 0 0	5, 3 0 0	
1 0 0号給まで					
1 0 1号給から	3, 1 0 0	4, 4 0 0	5, 0 0 0		
1 0 4号給まで					
1 0 5号給から	3, 2 0 0	4, 5 0 0	5, 1 0 0		

1 0 8 号 給 ま で							
1 0 9 号 給 か ら	3 , 2 0 0	4 , 6 0 0	5 , 1 0 0				
1 1 2 号 給 ま で							
1 1 3 号 給 か ら	3 , 2 0 0	4 , 7 0 0	5 , 1 0 0				
1 1 6 号 給 ま で							
1 1 7 号 給 か ら	3 , 3 0 0	4 , 7 0 0	5 , 2 0 0				
1 2 0 号 給 ま で							
1 2 1 号 給 か ら	3 , 3 0 0	4 , 7 0 0					
1 2 4 号 給 ま で							
1 2 5 号 給 か ら	3 , 3 0 0	4 , 7 0 0					
1 2 8 号 給 ま で							
1 2 9 号 給 か ら	3 , 4 0 0	4 , 7 0 0					
1 3 2 号 給 ま で							
1 3 3 号 給 か ら	3 , 4 0 0	4 , 8 0 0					
1 3 6 号 給 ま で							
1 3 7 号 給 か ら	3 , 4 0 0	4 , 9 0 0					
1 4 0 号 給 ま で							
1 4 1 号 給 か ら	3 , 5 0 0	4 , 9 0 0					
1 4 4 号 給 ま で							
1 4 5 号 給 か ら	3 , 5 0 0	5 , 0 0 0					
1 4 8 号 給 ま で							
1 4 9 号 給 か ら	3 , 5 0 0	5 , 0 0 0					
1 5 2 号 給 ま で							
1 5 3 号 給 か ら	3 , 5 0 0	5 , 0 0 0					
1 5 6 号 給 ま で							
1 5 7 号 給 か ら	3 , 6 0 0						
1 6 0 号 給 ま で							
1 6 1 号 給 か ら	3 , 7 0 0						
1 6 4 号 給 ま で							

	1 6 5 号 給 か ら	3 , 7 0 0					
	1 6 8 号 給 ま で						
	1 6 9 号 給 か ら	3 , 7 0 0					
	1 7 2 号 給 ま で						
	1 7 3 号 給 か ら	3 , 8 0 0					
	1 7 6 号 給 ま で						
	1 7 7 号 給	3 , 8 0 0					
定 年		2 , 2 0 0	2 , 6 0 0	3 , 2 0 0	3 , 5 0 0	4 , 4 0 0	
前 再							
任 用							
短 時							
間 勤							
務 教							
職 員							

別表第4（第3条関係）

号 給	職務の級	1 級	
		円	分
1 号 給 から 4 号 給 ま で		1 , 3 0 0	
5 号 給 から 8 号 給 ま で		1 , 3 0 0	
9 号 給 から 1 2 号 給 ま で		1 , 4 0 0	
1 3 号 給 から 1 6 号 給 ま で		1 , 5 0 0	
1 7 号 給 から 2 0 号 給 ま で		1 , 6 0 0	
2 1 号 給 から 2 4 号 給 ま で		1 , 7 0 0	
2 5 号 給 から 2 8 号 給 ま で		1 , 8 0 0	
2 9 号 給 から 3 2 号 給 ま で		1 , 9 0 0	
3 3 号 給 から 3 6 号 給 ま で		1 , 9 0 0	
3 7 号 給 から 4 0 号 給 ま で		2 , 0 0 0	
4 1 号 給 から 4 4 号 給 ま で		2 , 2 0 0	
4 5 号 給 から 4 8 号 給 ま で		2 , 2 0 0	
4 9 号 給 から 5 2 号 給 ま で		2 , 3 0 0	
5 3 号 給 から 5 6 号 給 ま で		2 , 4 0 0	
5 7 号 給 から 6 0 号 給 ま で		2 , 4 0 0	
6 1 号 給 から 6 4 号 給 ま で		2 , 5 0 0	
6 5 号 給 から 6 8 号 給 ま で		2 , 6 0 0	
6 9 号 給 から 7 2 号 給 ま で		2 , 6 0 0	
7 3 号 給 から 7 6 号 給 ま で		2 , 7 0 0	
7 7 号 給 から 8 0 号 給 ま で		2 , 8 0 0	
8 1 号 給 から 8 4 号 給 ま で		2 , 8 0 0	
8 5 号 給 から 8 8 号 給 ま で		2 , 8 0 0	
8 9 号 給 から 9 2 号 給 ま で		2 , 9 0 0	
9 3 号 給 から 9 6 号 給 ま で		3 , 0 0 0	
9 7 号 給 から 1 0 0 号 給 ま で		3 , 1 0 0	

1 0 1 号 給 か ら 1 0 4 号 給 ま で	3 , 1 0 0
1 0 5 号 給 か ら 1 0 8 号 給 ま で	3 , 2 0 0
1 0 9 号 給 か ら 1 1 2 号 給 ま で	3 , 2 0 0
1 1 3 号 給 か ら 1 1 6 号 給 ま で	3 , 2 0 0
1 1 7 号 給 か ら 1 2 0 号 給 ま で	3 , 3 0 0
1 2 1 号 給 か ら 1 2 4 号 給 ま で	3 , 3 0 0
1 2 5 号 給 か ら 1 2 8 号 給 ま で	3 , 3 0 0
1 2 9 号 給 か ら 1 3 2 号 給 ま で	3 , 4 0 0
1 3 3 号 給 か ら 1 3 6 号 給 ま で	3 , 4 0 0
1 3 7 号 給 か ら 1 4 0 号 給 ま で	3 , 4 0 0
1 4 1 号 給 か ら 1 4 4 号 給 ま で	3 , 5 0 0
1 4 5 号 給 か ら 1 4 8 号 給 ま で	3 , 5 0 0
1 4 9 号 給 か ら 1 5 2 号 給 ま で	3 , 5 0 0
1 5 3 号 給 か ら 1 5 6 号 給 ま で	3 , 5 0 0
1 5 7 号 給 か ら 1 6 0 号 給 ま で	3 , 6 0 0
1 6 1 号 給 か ら 1 6 4 号 給 ま で	3 , 7 0 0
1 6 5 号 給 か ら 1 6 8 号 給 ま で	3 , 7 0 0
1 6 9 号 給 か ら 1 7 2 号 給 ま で	3 , 7 0 0
1 7 3 号 給 か ら 1 7 6 号 給 ま で	3 , 8 0 0
1 7 7 号 給	3 , 8 0 0

別表第5（第3条関係）

教 職 員 の 区 分	職務の級 号 紙	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		1 級	2 級	2 級	3 級	3 級	4 級	3 級	4 級	4 級	4 級
定 年		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前 再	1 号 紙 か ら	1 , 3 0 0	1 , 4 0 0	2 , 4 0 0	2 , 6 0 0	2 , 6 0 0	4 , 4 0 0	4 , 4 0 0	4 , 4 0 0	4 , 4 0 0	4 , 4 0 0
任 用	4 号 紙 ま で										
短 時	5 号 紙 か ら	1 , 3 0 0	1 , 6 0 0	2 , 6 0 0	2 , 8 0 0	2 , 8 0 0	4 , 6 0 0	4 , 6 0 0	4 , 6 0 0	4 , 6 0 0	4 , 6 0 0
間 勤	8 号 紙 ま で										
務 教	9 号 紙 か ら	1 , 4 0 0	1 , 7 0 0	2 , 8 0 0	3 , 0 0 0	3 , 0 0 0	4 , 7 0 0	4 , 7 0 0	4 , 7 0 0	4 , 7 0 0	4 , 7 0 0
職 員	1 2 号 紙 ま で										
以 外	1 3 号 紙 か ら	1 , 5 0 0	1 , 7 0 0	2 , 8 0 0	3 , 2 0 0	3 , 2 0 0	4 , 7 0 0	4 , 7 0 0	4 , 7 0 0	4 , 7 0 0	4 , 7 0 0
の 教	1 6 号 紙 ま で										
職 員	1 7 号 紙 か ら	1 , 6 0 0	1 , 8 0 0	3 , 0 0 0	3 , 3 0 0	3 , 3 0 0	4 , 8 0 0	4 , 8 0 0	4 , 8 0 0	4 , 8 0 0	4 , 8 0 0
	2 0 号 紙 ま で										
	2 1 号 紙 か ら	1 , 7 0 0	1 , 9 0 0	3 , 2 0 0	3 , 4 0 0	3 , 4 0 0	4 , 9 0 0	4 , 9 0 0	4 , 9 0 0	4 , 9 0 0	4 , 9 0 0
	2 4 号 紙 ま で										
	2 5 号 紙 か ら	1 , 8 0 0	2 , 0 0 0	3 , 3 0 0	3 , 5 0 0	3 , 5 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0
	2 8 号 紙 ま で										
	2 9 号 紙 か ら	1 , 9 0 0	2 , 1 0 0	3 , 4 0 0	3 , 6 0 0	3 , 6 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0
	3 2 号 紙 ま で										
	3 3 号 紙 か ら	1 , 9 0 0	2 , 2 0 0	3 , 5 0 0	3 , 8 0 0	3 , 8 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0	5 , 1 0 0
	3 6 号 紙 ま で										
	3 7 号 紙 か ら	2 , 0 0 0	2 , 3 0 0	3 , 7 0 0	3 , 8 0 0	3 , 8 0 0	5 , 2 0 0	5 , 2 0 0	5 , 2 0 0	5 , 2 0 0	5 , 2 0 0
	4 0 号 紙 ま で										
	4 1 号 紙 か ら	2 , 2 0 0	2 , 6 0 0	3 , 8 0 0	4 , 0 0 0	4 , 0 0 0	5 , 3 0 0	5 , 3 0 0	5 , 3 0 0	5 , 3 0 0	5 , 3 0 0
	4 4 号 紙 ま で										
	4 5 号 紙 か ら	2 , 2 0 0	2 , 6 0 0	3 , 9 0 0	4 , 1 0 0	4 , 1 0 0	5 , 4 0 0	5 , 4 0 0	5 , 4 0 0	5 , 4 0 0	5 , 4 0 0
	4 8 号 紙 ま で										

4 9 号 給 か ら	2 , 3 0 0	2 , 8 0 0	4 , 0 0 0	4 , 2 0 0	5 , 5 0 0
5 2 号 給 ま で					
5 3 号 給 か ら	2 , 4 0 0	3 , 0 0 0	4 , 0 0 0	4 , 4 0 0	5 , 6 0 0
5 6 号 給 ま で					
5 7 号 給 か ら	2 , 4 0 0	3 , 2 0 0	4 , 2 0 0	4 , 4 0 0	5 , 6 0 0
6 0 号 給 ま で					
6 1 号 給 か ら	2 , 5 0 0	3 , 3 0 0	4 , 4 0 0	4 , 6 0 0	5 , 6 0 0
6 4 号 給 ま で					
6 5 号 給 か ら	2 , 6 0 0	3 , 4 0 0	4 , 4 0 0	4 , 7 0 0	5 , 6 0 0
6 8 号 給 ま で					
6 9 号 給 か ら	2 , 6 0 0	3 , 5 0 0	4 , 5 0 0	4 , 7 0 0	
7 2 号 給 ま で					
7 3 号 給 か ら	2 , 7 0 0	3 , 7 0 0	4 , 7 0 0	4 , 8 0 0	
7 6 号 給 ま で					
7 7 号 給 か ら	2 , 8 0 0	3 , 8 0 0	4 , 7 0 0	4 , 9 0 0	
8 0 号 給 ま で					
8 1 号 給 か ら	2 , 8 0 0	3 , 8 0 0	4 , 7 0 0	5 , 0 0 0	
8 4 号 給 ま で					
8 5 号 給 か ら	2 , 8 0 0	3 , 9 0 0	4 , 7 0 0	5 , 1 0 0	
8 8 号 給 ま で					
8 9 号 給 か ら	2 , 9 0 0	4 , 0 0 0	4 , 8 0 0	5 , 1 0 0	
9 2 号 給 ま で					
9 3 号 給 か ら	3 , 0 0 0	4 , 2 0 0	5 , 0 0 0	5 , 2 0 0	
9 6 号 給 ま で					
9 7 号 給 か ら	3 , 1 0 0	4 , 3 0 0	5 , 0 0 0	5 , 2 0 0	
1 0 0 号 給 ま で					
1 0 1 号 給 か ら	3 , 1 0 0	4 , 4 0 0	5 , 0 0 0	5 , 3 0 0	
1 0 4 号 給 ま で					
1 0 5 号 給 か ら	3 , 2 0 0	4 , 4 0 0	5 , 1 0 0	5 , 3 0 0	

1 0 8 号 給 ま で						
1 0 9 号 給 か ら	3 , 2 0 0	4 , 5 0 0	5 , 1 0 0	5 , 3 0 0		
1 1 2 号 給 ま で						
1 1 3 号 給 か ら	3 , 2 0 0	4 , 6 0 0	5 , 1 0 0			
1 1 6 号 給 ま で						
1 1 7 号 給 か ら	3 , 3 0 0	4 , 7 0 0	5 , 2 0 0			
1 2 0 号 給 ま で						
1 2 1 号 給 か ら	3 , 3 0 0	4 , 7 0 0				
1 2 4 号 給 ま で						
1 2 5 号 給 か ら	3 , 3 0 0	4 , 7 0 0				
1 2 8 号 給 ま で						
1 2 9 号 給 か ら	3 , 4 0 0	4 , 7 0 0				
1 3 2 号 給 ま で						
1 3 3 号 給 か ら	3 , 4 0 0	4 , 7 0 0				
1 3 6 号 給 ま で						
1 3 7 号 給 か ら	3 , 4 0 0	4 , 8 0 0				
1 4 0 号 給 ま で						
1 4 1 号 給 か ら		4 , 9 0 0				
1 4 4 号 給 ま で						
1 4 5 号 給 か ら		4 , 9 0 0				
1 4 8 号 給 ま で						
1 4 9 号 給 か ら		5 , 0 0 0				
1 5 2 号 給 ま で						
1 5 3 号 給 か ら		5 , 0 0 0				
1 5 6 号 給 ま で						
1 5 7 号 給		5 , 0 0 0				

定 年	2 , 2 0 0	2 , 6 0 0	3 , 2 0 0	3 , 5 0 0	4 , 4 0 0
前 再					
任 用					
短 時					
間 勤					
務 教					
職 員					

別表第6（第3条関係）

号 給	職務の級	1 級	
		円	分
1 号 給 から 4 号 給 ま で		1 ,	3 0 0
5 号 給 から 8 号 給 ま で		1 ,	3 0 0
9 号 給 から 1 2 号 給 ま で		1 ,	4 0 0
1 3 号 給 から 1 6 号 給 ま で		1 ,	5 0 0
1 7 号 給 から 2 0 号 給 ま で		1 ,	6 0 0
2 1 号 給 から 2 4 号 給 ま で		1 ,	7 0 0
2 5 号 給 から 2 8 号 給 ま で		1 ,	8 0 0
2 9 号 給 から 3 2 号 給 ま で		1 ,	9 0 0
3 3 号 給 から 3 6 号 給 ま で		1 ,	9 0 0
3 7 号 給 から 4 0 号 給 ま で		2 ,	0 0 0
4 1 号 給 から 4 4 号 給 ま で		2 ,	2 0 0
4 5 号 給 から 4 8 号 給 ま で		2 ,	2 0 0
4 9 号 給 から 5 2 号 給 ま で		2 ,	3 0 0
5 3 号 給 から 5 6 号 給 ま で		2 ,	4 0 0
5 7 号 給 から 6 0 号 給 ま で		2 ,	4 0 0
6 1 号 給 から 6 4 号 給 ま で		2 ,	5 0 0
6 5 号 給 から 6 8 号 給 ま で		2 ,	6 0 0
6 9 号 給 から 7 2 号 給 ま で		2 ,	6 0 0
7 3 号 給 から 7 6 号 給 ま で		2 ,	7 0 0
7 7 号 給 から 8 0 号 給 ま で		2 ,	8 0 0
8 1 号 給 から 8 4 号 給 ま で		2 ,	8 0 0
8 5 号 給 から 8 8 号 給 ま で		2 ,	8 0 0
8 9 号 給 から 9 2 号 給 ま で		2 ,	9 0 0
9 3 号 給 から 9 6 号 給 ま で		3 ,	0 0 0
9 7 号 給 から 1 0 0 号 給 ま で		3 ,	1 0 0

1 0 1 号 給 か ら 1 0 4 号 給 ま で	3 , 1 0 0
1 0 5 号 給 か ら 1 0 8 号 給 ま で	3 , 2 0 0
1 0 9 号 給 か ら 1 1 2 号 給 ま で	3 , 2 0 0
1 1 3 号 給 か ら 1 1 6 号 給 ま で	3 , 2 0 0
1 1 7 号 給 か ら 1 2 0 号 給 ま で	3 , 3 0 0
1 2 1 号 給 か ら 1 2 4 号 給 ま で	3 , 3 0 0
1 2 5 号 給 か ら 1 2 8 号 給 ま で	3 , 3 0 0
1 2 9 号 給 か ら 1 3 2 号 給 ま で	3 , 4 0 0
1 3 3 号 給 か ら 1 3 6 号 給 ま で	3 , 4 0 0
1 3 7 号 給	3 , 4 0 0

付 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第 17 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和 41 年北九州市人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 教育職給料表（1）の備考第 2 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、前項の副校長及び教頭とし、同表の備考第 2 項第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、前項の校長とする。

付 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。